



平成30年度文化庁文化芸術振興補助金（文化遺産総合活用推進事業）

～富士山信仰と寄り添うまち～

富士吉田市文化財保存活用地域計画 （歴史文化基本構想・保存活用計画）



2019（平成31）年3月

富士吉田市

はじめに

富士山を中心とした豊かな自然環境に恵まれた富士吉田市は、古くから富士山信仰のまちとして栄え、御師文化の面影を残す中、地場産業である繊維産業の発展とともに、政治・経済・文化の面で富士北麓地域の中心都市としてその役割を果たしてきました。

本市は、富士山信仰を基盤に発展を遂げてきており、富士山と密接な関係を持つ自然・歴史・文化、また指定・未指定に関わらず数多くの文化財が現在も残っております。そうした中、平成25年6月には富士山が世界文化遺産登録されました。以降、これらの歴史的文化遺産を後世へと守り伝えていくことが、ますます求められています。

しかし、全国的な問題でもあります過疎化や人口減少、市街地の弱体化により、文化財の滅失・散逸等、また守り伝える担い手不足など、文化財の保存・活用を取り巻く環境は厳しくなっております。こうしたことから、文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承をしていくとともに、歴史文化の魅力を発信・活用して、観光・産業振興、地域づくりに繋げ、地域活性化を図っていくため、この度、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープラン「富士吉田市文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想）」を策定しました。今後は、この地域計画をもとに行政と市民・活動団体、関係機関等と協働して、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組んでいく所存であります。

おわりに、慎重なるご審議をいただきました策定委員会の委員の皆様、ヒアリング調査へのご協力や貴重なご意見をいただきました市民の皆様、このほか計画策定に関わっていただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

2019（平成31）年3月

富士吉田市長 堀内 茂



富士吉田市
文化財保存活用地域計画
(歴史文化基本構想)

目 次

第1章 地域計画策定目的と位置づけ	1
1・1 文化財保存活用地域計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 計画の名称・範囲・期間	2
1・2 文化財保存活用地域計画の位置づけ	3
(1) 上位・関連計画の整理	3
(2) 歴史的・文化的なまちづくりに関する取り組み	10
(3) 文化財保存活用地域計画の位置づけ	13
1・3 文化財保存活用地域計画策定の流れ	14
(1) 調査・検討の流れ	14
(2) 調査・検討の実施体制	15
第2章 富士吉田市の概況	17
2・1 市の自然環境	17
(1) 富士吉田市の位置と地勢	17
(2) 自然環境	18
2・2 市の生い立ち	21
(1) 市の歴史的特徴	21
(2) 行政区域の変遷	23
2・3 市の社会環境	24
(1) 人口	24
(2) 土地利用	26
(3) 法規制	27
(4) 観光	28
(5) アンケート調査から見る市の魅力	32
2・4 市の現状からみた課題	33
第3章 富士吉田市の歴史文化の特徴	35
3・1 富士吉田市の文化財の把握	35
(1) 文化財の捉え方と調査方法	35
(2) 指定文化財	37
(3) 埋蔵文化財	45
(4) 既往調査の成果と刊行物等	50
(5) 指定文化財以外の資源	56

3・2 富士吉田市の歴史文化	60
(1) 本市の歴史文化の特徴	60
(2) 本市の文化財を取り巻く状況	85
(3) 本市の文化財保存活用の課題	89
第4章 保存活用の考え方と取り組み	91
4・1 文化財保存活用の基本方針	91
(1) 保存活用の基本理念	91
(2) 保存活用の基本方針	93
4・2 関連文化財群の設定	95
(1) 関連文化財群設定の考え方	95
(2) 関連文化財群の設定	96
4・3 歴史文化保存活用区域の設定と取り組み方向	108
(1) 歴史文化保存活用区域設定の考え方	108
(2) 歴史文化保存活用区域の設定	109
第5章 歴史文化を活かしたまちづくりの推進	113
5・1 リーディングプロジェクト	113
(1) リーディングプロジェクトの設定	113
(2) リーディングプロジェクトにおける取り組み方針	114
5・2 リーディングプロジェクトの展開	115
(1) 金鳥居・御師町リーディングプロジェクト	115
(2) 参加型文化財保存活用まちづくり体制整備プロジェクト	120
(3) リーディングプロジェクトを推進していく上での課題	122
5・3 制度と事業の連携	123
(1) 歴史まちづくり法	123
(2) 歴史的風致維持向上計画の認定に基づく事業	124
第6章 保存活用推進体制と今後の課題	125
6・1 体制の現状と体制整備の基本方針	125
(1) 体制の現状	125
(2) 体制整備の課題	126
(3) 各体制が担う役割	127
(4) 体制整備の方針	129
(5) 歴史文化遺産の防災体制	131
6・2 今後の課題	132
(1) 今後の課題	132
(2) 今後必要な取り組みと事業推進プログラム	134

第1章 地域計画策定の目的と位置づけ



1・1 文化財保存活用地域計画策定の背景と目的

(1) 背景

富士北麓の歴史は、古く遡れば遡るほど神話、民話伝承の世界に溶け込んでいき、それらと密接な関係を持つ富士山信仰を基盤に富士吉田市は発展を遂げてきました。特に上吉田地区の北口本宮富士浅間神社と、御師の家並みがその面影を伝えています。また、富士山麓で生活を営む人々が農業を補う生産手段として始めた機織りは、やがて「郡内織物」と呼ばれる高級織物として知られるようになり、なかでも「甲斐絹」と呼ばれる絹織物は、大正時代に織機が電力化されると、この地域の主たる産業として発展していき、富士吉田市（以下、本市という。）は、その織物産業を軸として、政治・経済・交通などあらゆる面で富士北麓地域の中核都市としての役割を果たしてきました。

本市は、古くから富士山信仰のまちとして栄え、自然環境との深い関係によって形づくられた歴史と文化を有しています。これらの自然・歴史・文化的な環境が評価され、2013（平成25）年6月には「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」が世界文化遺産に登録されました。これらの自然及び歴史的文化遺産を後世へ適切に守り伝えていくことは、本市に課せられた責務といえます。

世界文化遺産の登録を受け、歴史や文化財保護に対する市民意識が次第に向上していく一方、本地域への観光客は飛躍的に増加し、2017（平成29）年には、本市への観光入込客数が760万人を超え、とりわけ外国人観光客の増加は著しいものとなっています。しかしながら、観光客が増加する一方で、本市は隣接する富士河口湖町や山中湖村への通過点という存在にとどまっており、いかにして市域に観光客を滞留させるかが課題となっています。さらに、2020（平成32）年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、今後一層増加が予想される観光客に対し、本市の魅力をより効果的に発信していくためには、歴史・文化的資源の整理と活用方策についての検討が緊急の課題となっています。

このような状況の中、本市では2015（平成27）年度に「富士吉田市景観計画」を策定、さらに2017（平成29）年度に「富士吉田市観光基本計画」を策定し、富士山の眺望を基本とする美しい景観の形成と観光の振興を推進しているところです。また、国道138号拡幅に伴い、北口本宮富士浅間神社から御師町を経由し、金鳥居交差点あるいは中曽根交差点に至る地域を、一体的に富士山信仰に支えられた都市の軸として捉え、中でも北口本宮富士浅間神社前のエリアについて、新たな観光まちづくりの拠点とする構想を策定しているところです。

このように本市では、文化財を適切に保存し、次世代へ継承していくとともに、歴史文化の魅力を活かして、観光・産業振興、地域づくりに繋げる取り組みを進めているところですが、他方で、他地域と同様に、少子高齢化に伴う人口の減少や市街地の弱体化が影響し、文化財を守り伝える担い手が不足するなど、今後文化財を取り巻く環境は、ますます厳しくなっているのが現状です。

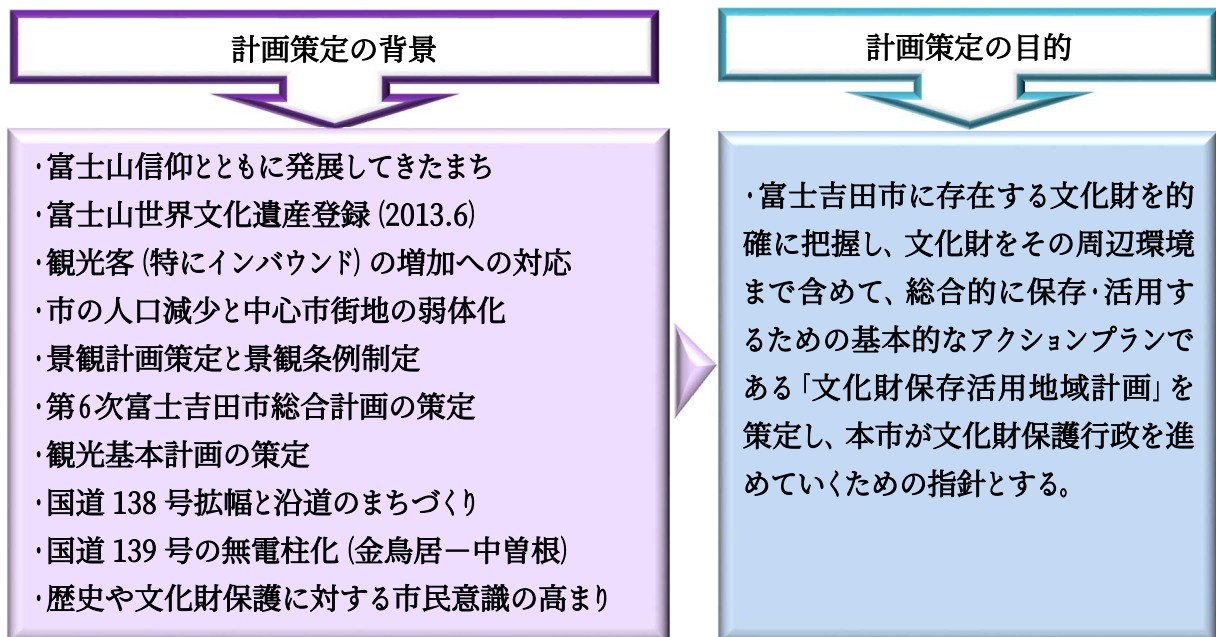
(2) 目的

「富士山信仰の地」として語り継がれ、「富士講の心のふるさと」である本市では、時代を経て多くの文化財が今も受け継がれています。これらの貴重な文化財を保存し将来に伝えていくためには、その価値を理解し、より高め、継承し、そして活かすことが必要です。

そのためには、次の点に留意することが求められます。

1. 多様な文化財の価値を顕在化させ、適切な保存・活用を図る。
2. 本市の貴重な歴史文化遺産に対する市民への理解と地域に対する「誇り」を醸成し、将来へ継承していく。
3. 地域や関連する文化財等ごとにテーマを設定し、特性を把握することによる歴史文化を活かした地域づくりを行う。

富士吉田市文化財保存活用地域計画（以下、本計画という。）の目的は、上記の3項目に留意しながら、市域にある様々な文化財を指定の有無や類型にかかわらず、周辺環境も含めて適切に把握し、本市の歴史や風土なども踏まえ、それらを次世代に継承していくための長期的な視野で計画的に保存・活用していくための方針を定めるとともに、地域活性化に資する実効性のある計画を定めるものとします。



●図 1.1 計画策定の背景と目的

（3）計画の名称・範囲・期間

1）計画の名称

『富士吉田市文化財保存活用地域計画』

2）計画の範囲

富士吉田市全域 面積 121.74 平方キロメートル

3）計画の期間

2019 年～2024 年の 5 か年

1・2 文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画の整理

1) 第6次富士吉田市総合計画（2018(平成30)年3月)

■基本理念

『富嶽共創（ふがくきょうそう）』

○常に富士の雄姿と共にある、それを誇りとし、その環境を守り抜く

○富士の恵みを共に活かし、新しい魅力を生み出し、人を呼ぶ

○富士と人の力で共にまちをつくり、将来に引き継ぐ

■将来都市像

『富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田』

■計画期間

基本計画：2018（平成30）年度～2027
（平成39）年度（10年間）

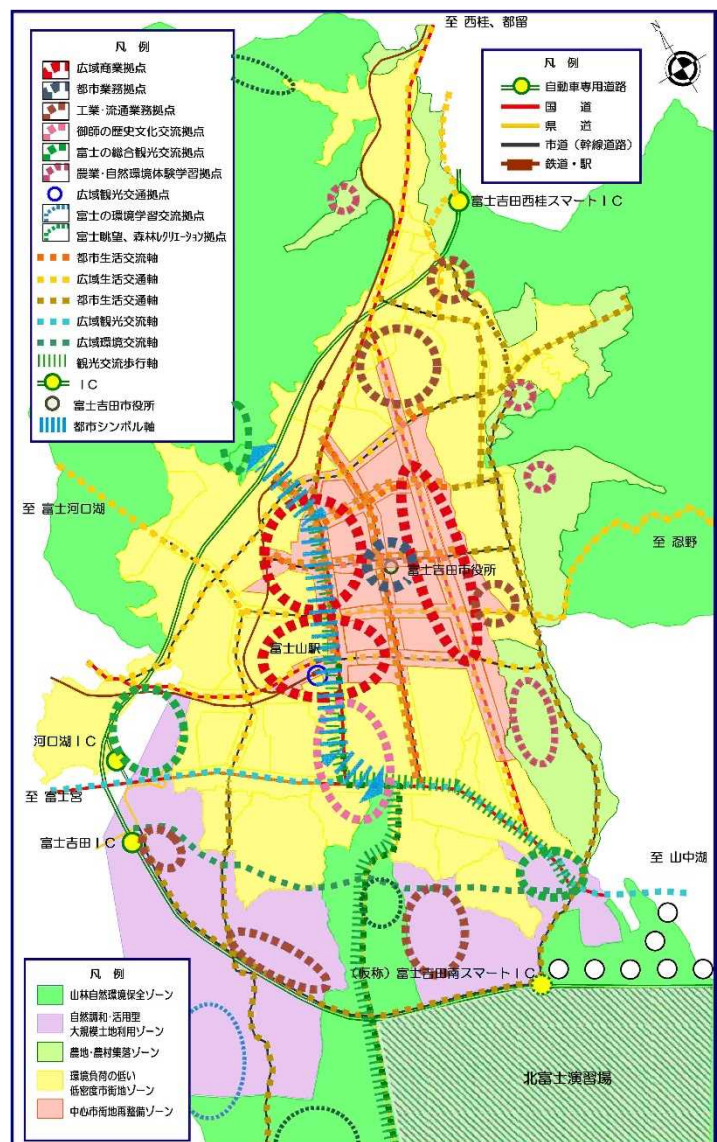
基本計画：2018（平成30）年度～2027
（平成39）年度（10年間）

※市を取り巻く状況の変化等

にに応じて、計画期間中期で見直しを行う。

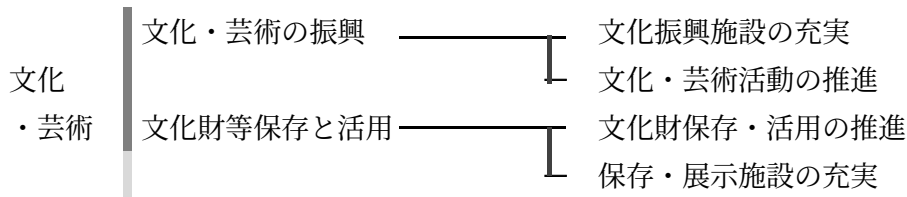
■都市構造の構想

第6次総合計画では、新倉山浅間公園～下吉田駅～富士山駅～御師の町～北口本宮富士浅間神社のラインは、『富士道』としてかつての富士山信仰の歴史を今に伝え、特に富士山の世界文化遺産登録後、本市の特徴を象徴的に伝え、市民の拠り所としての重要性を増しています。このラインを「都市シンボル軸」と位置づけ、それにふさわしい魅力要素の立地誘導、再編整備を図り、将来にわたって人の流動、賑わい形成の中心軸となることを目指していきます。



●図1.2 都市構造図

■文化芸術に関する施策の体系



■施策の内容

●文化・芸術の振興

①文化振興施設の充実

歴史的・文化的・自然的に貴重な資源を有する博物館エリアの機能を向上することにより、世界文化遺産である富士山の価値を高め、さらに後世に継承するため、「仮称 富士の杜巡礼の郷公園」とする博物館エリアの整備を進めます。

②文化・芸術活動の推進

市内の各文化芸術サークルや自治会文化部などへの活動支援を行うとともに、日ごろの文化活動の成果を発表する機会の提供や内容の充実により、文化芸術の振興を図ります。

●文化財保存と活用

①文化財等保存・活用の推進

指定文化財の保存活動への財政支援や埋蔵文化財の保存調査及び指導などに積極的に取り組むとともに、富士山信仰をはじめとし、本市全体において個々の歴史的財産の保存を図るため、学芸員の確保など体制整備に努めます。併せて、本市の食文化といえる御師料理の継承と活用に向けた取り組みを進めていきます。さらに、学術的に重要であると思われる市内全域の文化財について、まちづくりの観点から長期的な視点に立った保存計画並びに活用整備を進めるための方針を策定し、文化的景観、伝統的建造物などを活用したまちづくりの推進に活かしていきます。

②保存・展示施設の充実

歴史的価値の高い資料や民具の適切な保存管理と活用を図ります。また、博物館や附属施設「御師旧外川家住宅」において、充実した企画展やそれと連動した講座やワークショップを開催するなど、魅力的な運営を行い、来館者のさらなる増加を図ります。

●総合計画まとめ

○将来都市像

『富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田』

○土地利用構想における位置

富士山信仰の歴史を継承する軸として、新たに都市シンボル軸が位置づけられた。

○歴史文化に関する施策

①文化振興施設の充実

②文化・芸術活動の推進

③文化財等保存・活用の推進

重要な文化財について、保存計画並びに活用整備を進めるための方向性を示す計画を策定し、文化的景観、伝統的建造物などを活用したまちづくりの推進に活かしていく。

④保存・展示施設の充実

2) 富士吉田市都市計画マスタープラン（2013(平成25)年3月)

■将来都市像

富士の自然と歴史・文化の郷

■計画期間

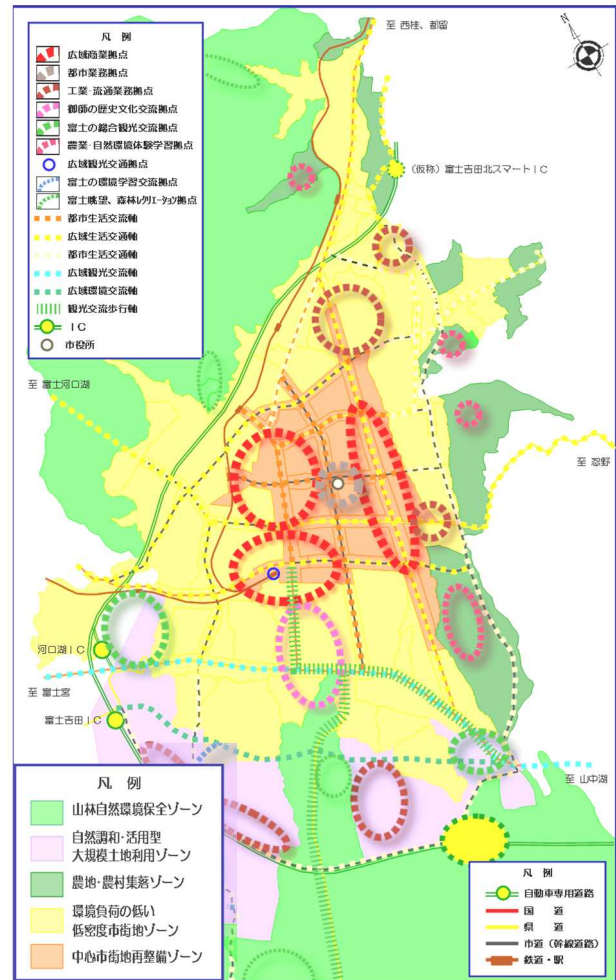
2002(平成14)年度から2020(平成32)年度

■将来都市構造

○段階的なゾーンの形成

富士山、杓子山、三ツ峠の良好な自然環境を保全する「山林自然環境ゾーン」から、自然環境との調和を図りながら自然環境を活かした交流施設や教育・研究施設などを誘導する「自然調和・活用型大規模土地利用ゾーン」、良好な農業生産環境を維持し、これと一体となった農村集落の環境改善を進める「農地・農村集落ゾーン」、周辺の自然環境・景観に配慮した比較的低密度の低い市街地である「環境負荷の低い低密度市街地ゾーン」、市内各地区ならびに北麓地域の広域拠点、市外からの来訪者の玄関口として各種都市機能の集積した活力ある中心市街地を整備する「中心市街地再整備ゾーン」まで、自然をまもり自然と共生する段階的な土地利用構成とします。

都市計画マスタープラン作成時には、『都市シンボル軸』は設定されていません。



●図1-3 将来都市構造

■地域別構想

地域別構想では対象4地域について次の目標が設定されています。

① 上暮地地域

●上暮地地域の将来像

『都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち』

●地域づくりの基本目標及び基本方針

- ・基本目標1：魅力ある都市の玄関口の形成
豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市の玄関口として、自然・歴史環境の保全・活用を図る。
- ・基本目標2：まちの活力の向上
首都圏方面からの魅力ある都市の玄関口として、まちの活力の向上を図る。
- ・基本目標3：交通環境の向上
道路や公共交通による首都圏方面からの魅力ある都市の玄関口として、これらの交通環境の向上を図る。

② 明見地域

●明見地域の将来像

『身近な自然をまもり活かす、おだやかな暮らしを育むまち』

●地域づくりの基本目標及び基本方針

- ・基本目標1：身近な自然の保全と活用
豊かな山の緑に囲まれたまちとして、身近な自然の保全・活用を図る。
- ・基本目標2：生活環境の向上
おだやかな暮らしを育むまちとして、生活基盤の整備により生活環境の向上を図る。

③ 下吉田地域

●下吉田地域の将来像

『富士北麓の暮らしの中心となる便利でにぎわいのあるまち』

●地域づくりの基本目標及び基本方針

- ・基本目標1：富士北麓地域の拠点の形成
富士北麓の暮らしの中心として、地域の拠点の形成を図る。
- ・基本目標2：便利でにぎわいのあるまちづくりの推進
富士北麓の暮らしの中心として、便利でにぎわいのある中心市街地の形成を図る。

④ 上吉田地域

●上吉田地域の将来像

『富士の自然・歴史・文化を活かした広域観光交流のまち』

●地域づくりの基本目標及び基本方針

- ・基本目標1：富士の自然・歴史・文化の活用
広域観光交流のまちとして、富士の自然・歴史・文化の活用を図る。
- ・基本目標2：広域観光交流まちづくりの推進
広域観光交流のまちとして、良好な市街地の形成や交通環境の向上を図る。

●都市計画マスタープランまとめ

○将来都市像

『富士の自然と歴史・文化の郷』

○地域別将来像

①上暮地地域

『都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち』

②明見地域

『身近な自然をまもり活かす、おだやかな暮らしを育むまち』

③下吉田地域

『富士北麓の暮らしの中心となる便利でにぎわいのあるまち』

④上吉田地域

『富士の自然・歴史・文化を活かした広域観光交流のまち』

3) 富士吉田市景観計画（2016(平成28)年3月)

■良好な景観形成の目標像

「富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり」

■基本理念



■景観形成の目標

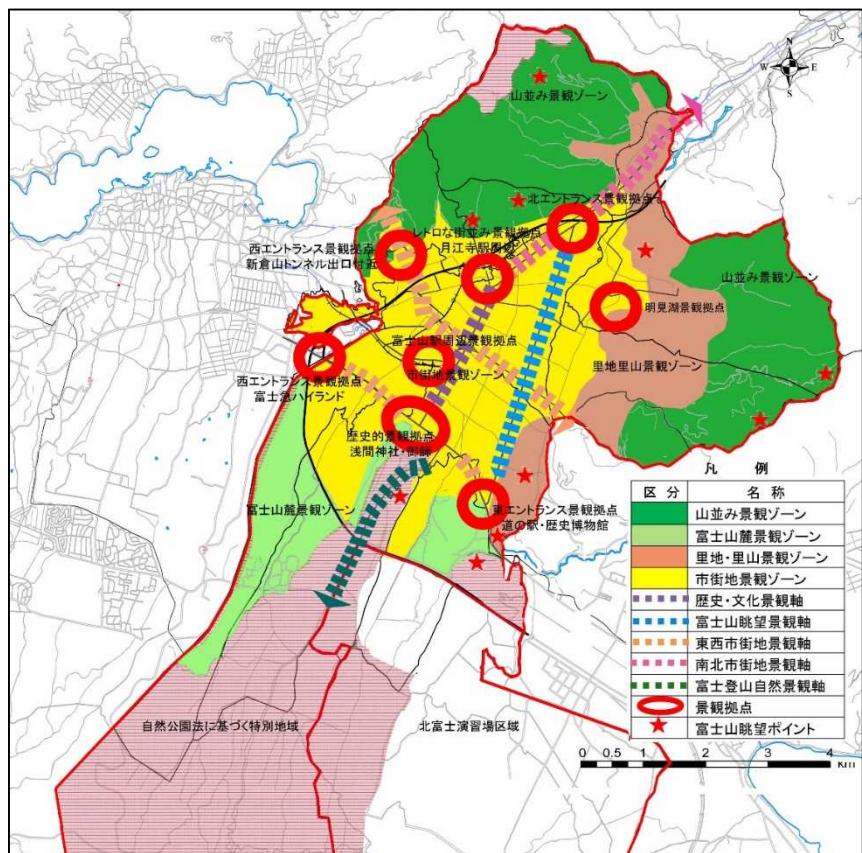
- 目標1. 市民共有の財産である緑と水の骨格を活かした景観づくり
- 目標2. 快適な生活環境を実感し来街者にも愛着のもてる景観づくり
- 目標3. 市民の心を豊かにする景観づくり
- 目標4. 市民、事業者、設計・施工者、行政の協働により進める景観づくり

■目指すべき景観構造

景域（ゾーン）、軸、拠点に類型化した市の景観構成要素を図上に整理したものが、目指すべき「富士吉田市景観構造図（図1・4）」となります。この構造図は、市の景観の骨格を分かり易く表現し、今後景観形成を図る上で重点的に保全・活用を図る必要がある景観資源や重点地区等を抽出するためのものです。

上暮地地域及び明見地域は、景観構造図では「山並み景観ゾーン」と「里地里山景観ゾーン」に属します。下吉田地域は「山並み景観ゾーン」と一部「市街地景観ゾーン」に属しています。

上吉田地域は「市街地景観ゾーン」と「富士山麓景観ゾーン」に属しています。



●図1・4 富士吉田市景観構造図

●景観計画まとめ

○将来都市像

『富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり』

○基本理念

『継承・保全・創造・育成』

○地域別将来像

①上暮地域

景観ゾーン	「山並み景観ゾーン」、「里地里山景観ゾーン」
景観拠点	北エントランス景観拠点

②明見地域

景観ゾーン	「山並み景観ゾーン」、「里地里山景観ゾーン」
景観拠点	明見湖景観拠点

③下吉田地域

景観ゾーン	「山並み景観ゾーン」、市街地景観ゾーン」
景観拠点	レトロな街並み景観拠点（月江寺）、西エントランス景観拠点

④上吉田地域

景観ゾーン	市街地景観ゾーン」、「富士山麓景観ゾーン」
景観拠点	富士山駅景観拠点、歴史的景観拠点（浅間神社）、東エントランス景観拠点

4) 富士吉田市観光基本計画（2018(平成30)年3月)

■将来ビジョン

～5年後の目指す姿～

多くの方々とふれあい、交流し、共に成長することのできる地域となる

数値目標（KPI）：2021(平成33)年 入込数▶622万人 観光消費額▶534億円

■基本方針

上記「目指す姿」に向かい、掲げた「数値目標（KPI）」を実現する際の3つの「基本方針」を次のように設定しています。

① 世界文化遺産富士山の価値を最大限に活かす

数ある富士吉田市の観光資源の中で、富士山は日本一の標高を持つ山であり国内外の人々からの認知度も非常に高いことから、他のエリアに対して差別化のできる最も価値の高い資源であると考えています。この富士山の魅力をより掘り下げ、楽しみ方や味わい方を最大化することが、富士吉田市の観光振興にとって有効かつ本質的な施策となります。

② 歴史・文化・産業を有効な資源として捉える

これまで富士吉田市の観光振興においては、歴史・文化に関わる観光資源、地場産業や市内の人々といった様々な「人」資源の魅力など、地域としての独自性を発掘・追究し、観光資源として磨き上げ、そして積極的にPR をすることで、これまでも注目されてきた世界文化遺産富士山と、構成資産などとの相乗効果を生み出すであろうと考えます。

③ 地域と触れ合い、愉しめる「おもてなし」の推進

人々が求める観光スタイルは、地域との触れ合いなどを愉しむ体験型の「コト消費・コト旅」へと変化しています。「コト」は、食やアクティビティーなどの多岐にわたる地域資源を活用することが可能です。富士吉田市ではすでに認知度の高い資源もありますが、まだ知られていない食や産物、体験コンテンツを、おもてなしの精神をもって地域の住民と共に見出し育てていくことで、富士吉田市を訪れる人と地域住民とのコミュニケーションや愉しみを創造し、時代に合った観光振興を実現します。これらの「コト」コンテンツを国内外問わず、来訪する多くの方々に向けて、提供することを推進していきます。

■基本事業

3つの基本方針から、5年後の目指す姿に向け取り組むべき、基本事業と具体的な取り組みについて以下のように整理しています。

- ① 効果的な情報発信体制の整備と強化
- ② より多くの観光客や地域住民を受け入れる体験プログラムの整備
- ③ 富士山の歴史と文化を活かした観光の魅力づくり
- ④ 富士山周辺の地域や企業と連携したプロモーション
- ⑤ 富士山周辺でのスポーツツーリズムの推進
- ⑥ 地域住民と取り組む富士吉田オリジナルの街づくり
- ⑦ 富士吉田の食材・織物等のブランド化推進
- ⑧ インバウンドへの受入整備と誘客推進

●観光基本計画まとめ

○将来ビジョン

『多くの方々とふれあい、交流し、共に成長することのできる地域となる』

○数値目標

2021(平成33)年 入込数▶22万人 観光消費額▶534億円

○基本方針

- ① 世界文化遺産富士山の価値を最大限に活かす
- ② 歴史・文化・産業を有効な資源として捉える
- ③ 地域と触れ合い、愉しめる「おもてなし」の推進

(2) 歴史的・文化的なまちづくりに関する取り組み

1) 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり

■目的

新屋拡幅は、国道138号の2車線区間における慢性的な渋滞を解消することによって、観光産業等の地域経済への貢献や、地域生活の快適性・安全性の向上に寄与することを目的とし、2012（平成24）年度から事業着手した延長2.6kmの拡幅事業です。

「国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会」は、国道138号の拡幅事業や富士山の世界文化遺産登録を契機として、自然環境・景観・文化・歴史の保全に配慮したまちづくりを行うため、有識者等の専門的見地や地域の代表の方々の意見を反映しながら、当該地域の道路整備と周辺まちづくりを一体的に検討して行くことを目的とし設立されました。これまで5回の会議が開かれています。

■調査対象エリア

検討対象エリア（案）と既存の都市計画等を整理した資料で、対象エリア（案）には、御師の集落および中曽根も含まれていて、中曽根は中心商業市街地と位置づけられています。

■景観検討の方向性

沿道まちづくりのコンセプト(案)

富士北麓の歴史・文化を継承し、地域を育む道路空間づくり

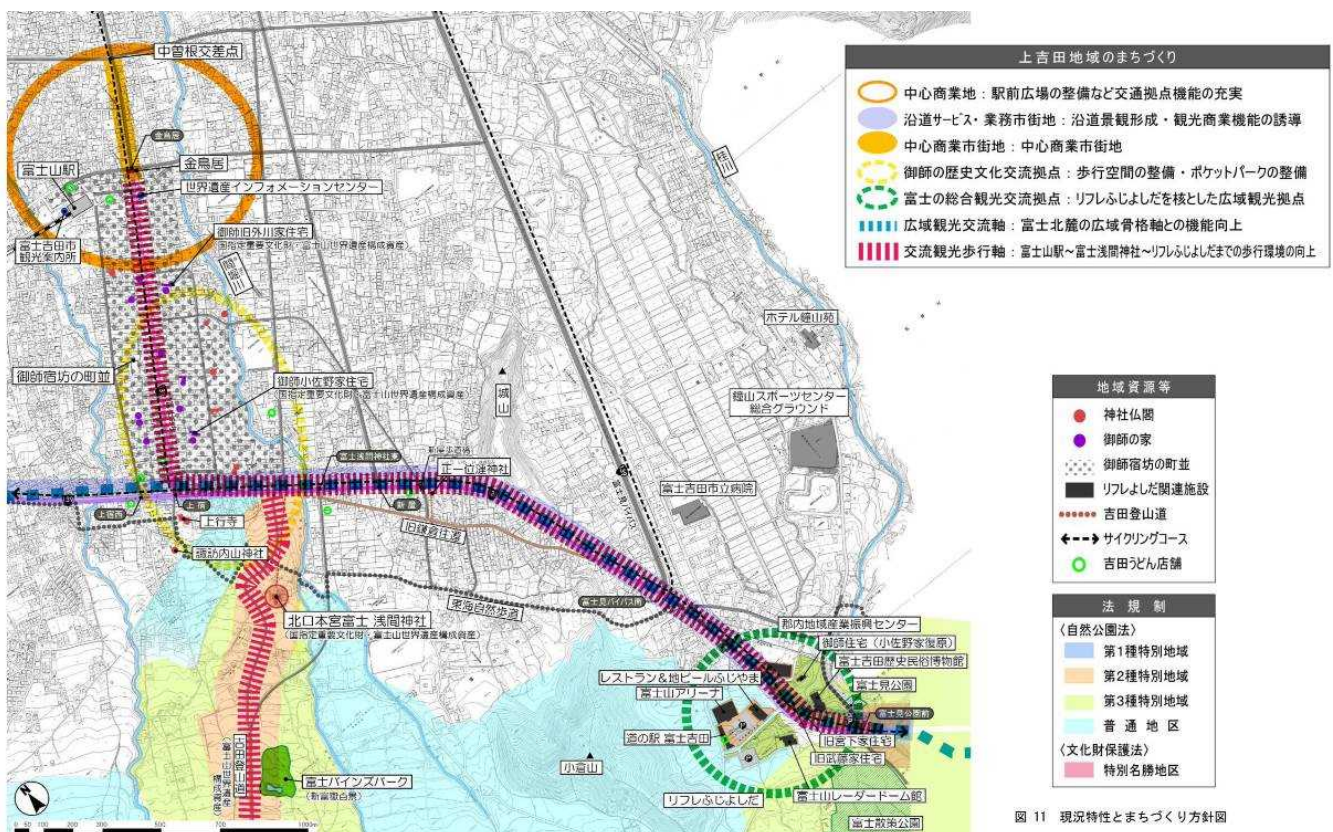


図11 現況特性とまちづくり方針図

●図1・5 現況特性とまちづくり方針図（資料：国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会）

■沿道のまちづくりの方向性

検討委員会資料の中で、沿道のまちづくりのテーマ及びまちづくりの展開施策として次のように示しています。



●図1-6 沿道のまちづくり方向性(資料:国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会)

■浅間神社前エリア

このうち浅間神社前エリアについては、次に示すまちづくりの方向性が示されています。

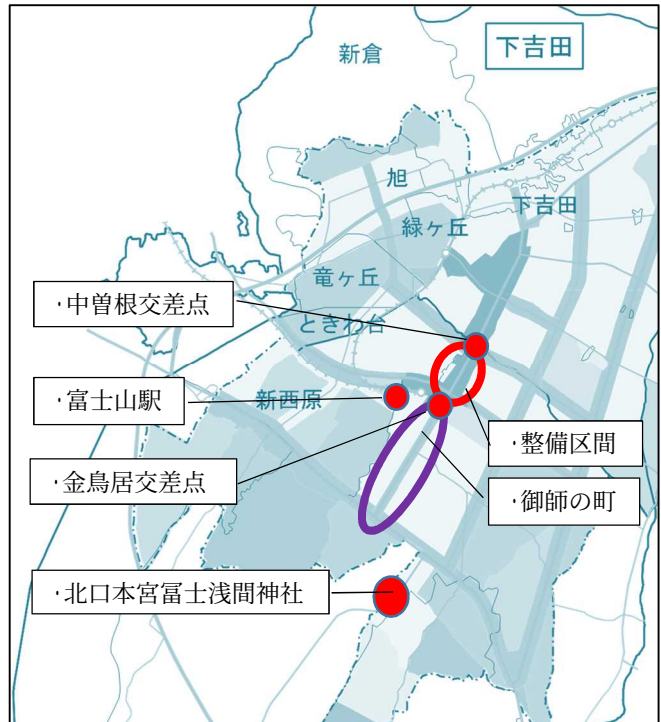
『浅間神社前エリアには「おし」「てら」「かわ」の3つの特徴あるエリアがある。沿道には蔵づくりの建築物や遠景からも目に入る諏訪の森があり、特徴ある景観資源となっている。国道138号拡幅に合わせて、歩行者の安全性の不足など地域の課題を解決するため、各まちづくりをつなぐ地域と来訪者の結節点として、「浅間神社前エリア」ならではの魅力あるまちづくりを目指す。』

2) 国道139号（富士道）電線地中化事業

■事業の概要

国道139号の中曽根交差点～金鳥居交差点の間約300mの区間について、電線類の地中化とそれに伴う道路整備に関して、2014（平成26）年度及び2016（平成28）年度より検討を行っています。

電線類の地中化と道路整備にともない、道路の修景整備が行われ、沿道建築物についても、街並み景観に配慮した建て替え整備が求められています。



●図 1・7 国道 139 号電線共同溝等整備区間



・国道 139 号金鳥居交差点付近



・国道 139 号中曽根交差点付近

（３）文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、富士吉田市域に数多く点在している文化財を、「富士吉田市第6次総合計画」を踏まえ、富士吉田市における歴史文化関連施策の展開にあたっての基本的な方針を示す、いわば文化財のマスタープランとして位置づけます。そして、地域の成り立ちやその紐帯の維持、人々の生活の中での文化財保護やその根底にある知と技の継承が、本計画における基本的考え方です。

また、「富士吉田市都市計画マスタープラン」、「富士吉田市景観計画」、「富士吉田市観光計画」などの関連計画との整合を図るとともに、これらと連携した施策の展開を目指す一方、山梨県の「自然環境保全条例」や「景観条例」及び「富士吉田市景観条例」等による環境保全・景観形成手法を本計画の支援手法の一つとして位置づけます。

さらに、本計画に基づき、文化財保護をはじめとした各種事業と、「文化財保護法」や「都市計画法」等に基づく制度の両輪での施策展開を進めるとともに、市民、事業者、行政等が協働で歴史文化の保存・活用に取り組むことのできる計画とします。

そして、本計画における文化財の総合的な把握及び関係文化財群の整理に基づき、多様な文化財とその周辺環境を一体的に保存・活用していくための基本理念と基本方針を設定したうえで、市全域を対象として文化財を活かしたまちづくりを推進していくための手法、各主体との連携協力の枠組み、人材育成等の方策を提示するものとししました。加えて、市民や活動団体、企業等による地域別の関連文化財群保存活用計画の考え方についても示すこととします。

このように、「富士吉田市文化財保存活用地域計画」は、「富士吉田市第6次総合計画」や「富士吉田市都市計画マスタープラン」および「富士吉田市景観計画」等の理念・目標を実現化するための“歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープラン”であり、関連計画との連携・調整を図ることにより、歴史文化の側面から各施策の推進を支える役割を担う計画です。

■富士吉田市第6次総合計画

『富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田』

■計画策定の背景

- ・富士山信仰とともに発展してきたまち
- ・富士山世界文化遺産登録
- ・観光客（特にインバウンド）の増加への対応
- ・市の人口減少と中心市街地の弱体化
- ・国道138号拡幅と沿道まちづくりの推進
- ・国道139号無電柱化（金鳥居－中曽根）
- ・歴史や文化保護に対する市民意識の高まり

■富士吉田市都市計画マスタープラン

『富士の自然と歴史・文化の郷』

■富士吉田市景観計画

『富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり』

■観光基本計画

『多くの方々とふれあい、交流し、共に成長することのできる地域となる』

■山梨県「自然環境保全条例」、「景観条例」及び「富士吉田市景観条例」等

富士吉田市の歴史・文化関連施策の展開にあたっての基本的な方針を示す文化財のマスタープラン

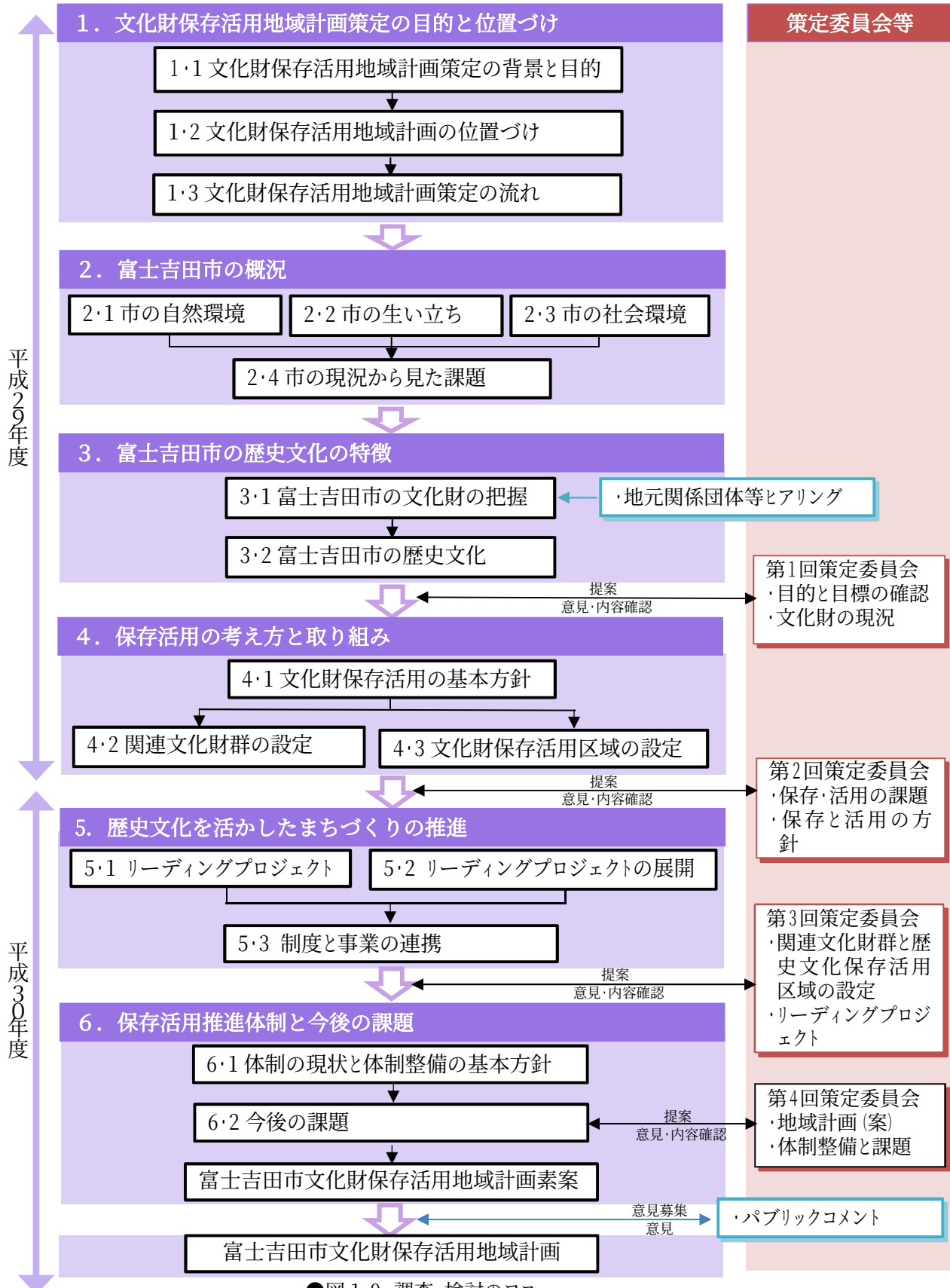
富士吉田市文化財保存活用地域計画

●図1・8 富士吉田市文化財保存活用地域計画の位置づけ

1・3 文化財保存活用地域計画策定の流れ

(1) 調査・検討の流れ

富士吉田市文化財保存活用地域計画策定にあたっては、次に示すフローに従い進めました。



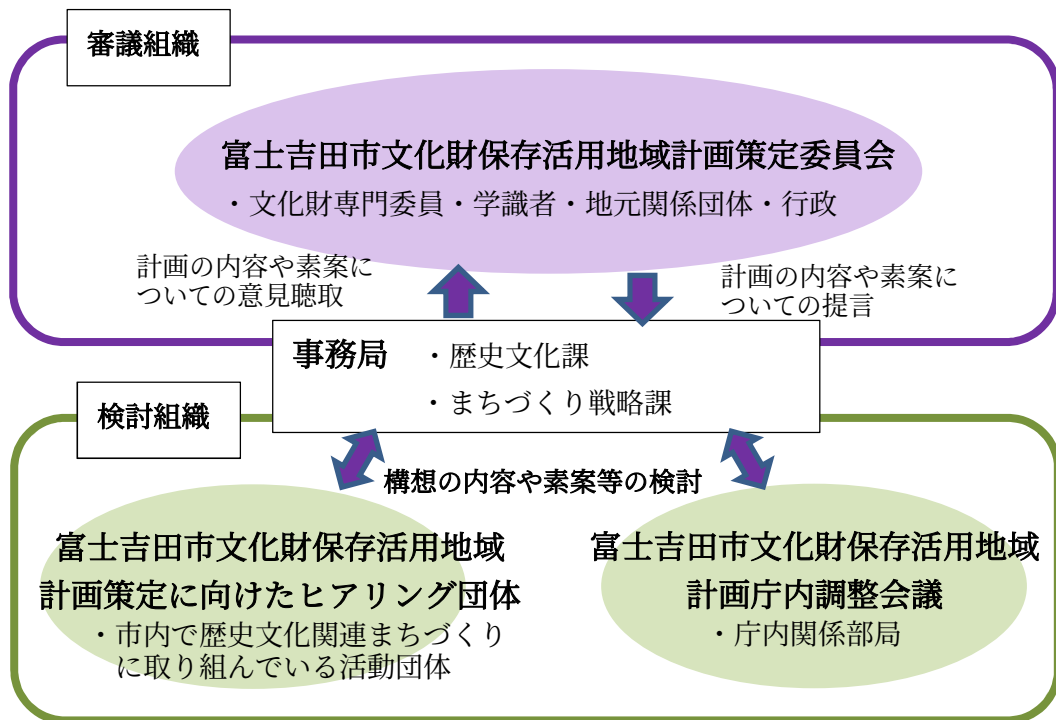
●図 1・9 調査・検討のフロー

(2) 調査・検討の実施体制

1) 富士吉田市文化財保存活用地域計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、富士吉田市文化財専門委員、学識者、行政関係者、地元文化財関連団体等により構成される「富士吉田市文化財保存活用地域計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）により検討を行いました。

また、この策定委員会の下部組織として庁内調整会議を設け検討を行いました。各委員会の委員は表1・1及び表1・2に示すとおりです。



●図1・10 実施体制



・策定委員会の写真

●表 1・1 策定委員会委員一覧

区分	氏名	所属・役職	専門分野
委員長	新津 健	元山梨県埋蔵文化財センター所長	考古学
副委員長	紙谷 威廣	元東京立正短期大学 教授	民俗学
委員	堀内 亨	富士山世界遺産センター	歴史学
委員	伊藤 裕久	東京理科大学 教授	建築
委員	鈴木 麻里子	美術史学会 会員	美術工芸
委員	興水 達司	山梨県立大学 特任教授	地質学
委員	中島 直人	東京大学大学院 准教授	都市計画
委員	向後 千里	くらしき作陽大学 准教授	食文化
委員	小佐野 卓三	富士山北口御師団	文化財保護
委員	田辺 多重子	御山倶楽部 会長	地域おこし
委員	柏木 俊之	ふじよしだ観光振興サービス常務理事	商業・観光
委員	市村 隆男	富士吉田市文化協会 会長	文化財保護
委員	百瀬 友輝	山梨県学術文化財課 課長	行政
委員	入倉 博文	山梨県世界遺産富士山課 課長	行政
委員	渡辺 弘之	富士吉田市まちづくり部 部長	行政
委員	溝口 総三郎	富士吉田市教育委員会 部長	行政

●表 1・2 庁内調整会議委員一覧

所 属	役 職	所 属	役 職
企画部企画課	課 長	都市基盤部都市政策課	課 長
企画部安全対策課	課 長	教育委員会歴史文化課	課 長
産業観光部商工振興課	課 長	教育委員会生涯学習課	課 長
産業観光部富士山課	課 長	まちづくり部まちづくり戦略課	課 長

2) 富士吉田市文化財保存活用地域計画策定委員会の経緯

策定委員会は、2017（平成 29）年度に 1 回、2018（平成 30）年度に 3 回の計 4 回開催し、本計画についての検討を行いました。

●表 1・3 富士吉田市文化財保存活用地域計画策定委員会等の検討経緯

回	日 時	場 所	主な議題
第 1 回策 定委員会	2018 年 1 月 26 日	ふじさんミ ュージウム	基本計画策定の目的及び位置づけについて 富士吉田市の概況について 富士吉田市の歴史文化の特徴と関連文化財群の抽出について
第 2 回策 定委員会	2018 年 8 月 2 日	富 士 吉 田 市役所	歴史文化を活かしたまちづくりの課題について 文化財保存活用の基本方針と関連文化財群について 歴史文化保存活用区域の設定について
第 3 回策 定委員会	2018 年 11 月 6 日	ふじさんミ ュージウム	保存活用の考え方と取り組み 歴史文化を活かしたまちづくりの推進 保存活用推進体制と今後の課題
第 4 回策 定委員会	2019 年 2 月 13 日	ふじさんミ ュージウム	歴史文化基本計画から文化財保存活用地域計画への移行に ついて 第 3 回委員会での指示事項について 全体まとめと今後の予定

第2章 富士吉田市の概況

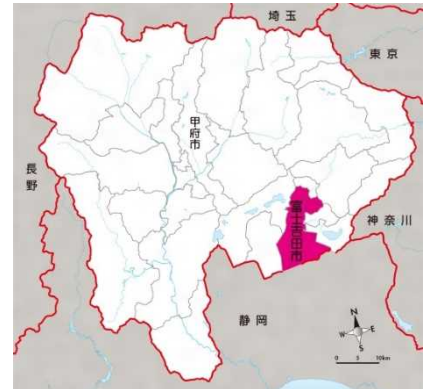


2・1 市の自然環境

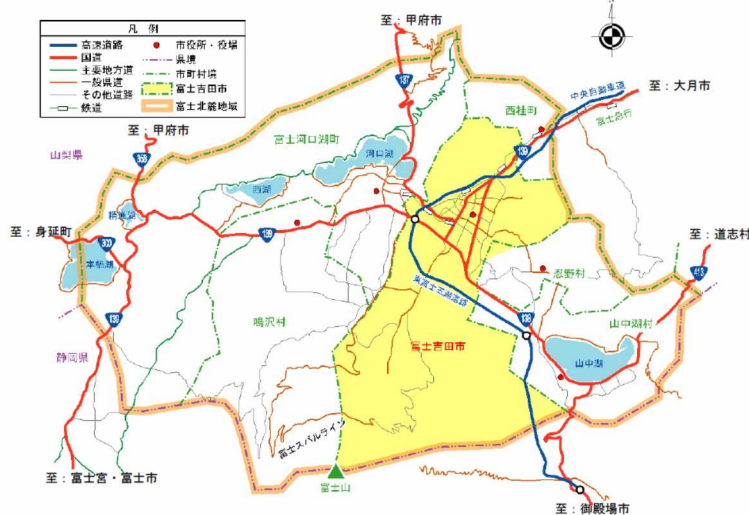
(1) 富士吉田市の位置と地勢

富士吉田市は山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、東京都心から約100km圏にあり、富士北麓地域の中心的位置と役割を占めています。北は都留市・西桂町、東は忍野村・山中湖村、西は富士河口湖町・鳴沢村、南は静岡県小山町に接しており、面積121.74km²、東西に約11km、南北に約23kmの広がりを持ち、標高650～900mの緩勾配地に市街地が展開しています。本市の周辺には、富士山を中心に道志・御坂両山地があり、これらの間を桂川が流れているなど、山岳・森林などすぐれた風景に富み、市域の多くが富士箱根伊豆国立公園区域に含まれ、そうした良好な自然環境から、国際会議観光都市に指定されています。

広域交通網としては、自動車専用道路の中央自動車道富士吉田線及び東富士五湖道路が通るほか、甲府方面とは国道137号、静岡県御殿場方面とは国道138号、大月・都留方面及び静岡県富士宮・富士方面とは国道139号の計5路線6ルートが通っており、広域的な交通の要衝の位置を占めています。鉄道は富士急行線が河口湖方面とJR中央線大月駅方面を結んでおり、東京方面との通勤・通学・観光交流を支えています。市域の南部を除く5,425ha（市域の45%）が都市計画区域に指定されており、そのうちの1,368haが用途地域に指定されています。



●図2・1 富士吉田市の位置



●図2・2 富士北麓地域における本市の位置
(資料:富士吉田市都市計画マスタープラン)



●図2・3 山梨県都市計画圏域における拠点
(資料:山梨県都市計画マスタープラン)

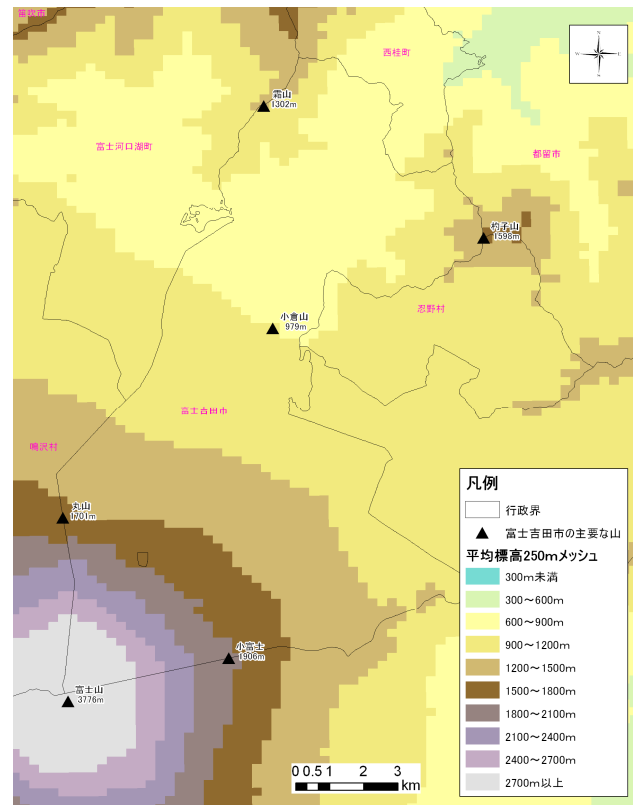
(2) 自然環境

1) 地形

市内には、市域の南側に富士山がそびえており、また、市域の北側には、杓子山や霜山などの1,000～1,500m級の山があり、本市はこれらの山々に囲まれた場所に位置しています。このうち、大地の形成史としては、まず本市北側に概ね東西方向に発達する杓子山などが誕生し、これを基盤とする大地に向かって、本市南側から富士山の活動による溶岩や碎屑物等の流入があって、現在の姿となりました。この事情により、本市は我が国の中でも相対的に高標高に位置することとなり、豊かな自然環境と優れた自然的な景観、山々の眺望景観を有しています。

本市のほとんどは富士火山地、富士火山山麓地に含まれ、地形区分は、火山地・山地・低地の3つに区分できます。

その他本市で取り上げるべき地形には、崩壊地形・溶岩流・砂質裸地があります。



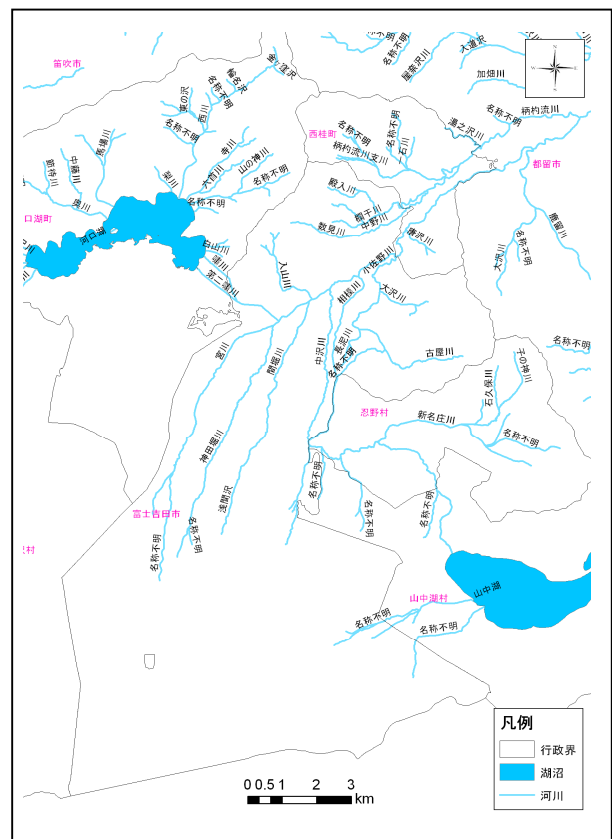
●図 2・4 標高図(資料:国土数値情報)

2) 水系

市内を流れる主な河川には、桂川と宮川があります。市内を貫流している桂川は山中湖の湖水及び忍野八海の湧水を水源として、小明見で小佐野川を合わせて東流し、相模川となって相模湾にそそいでいます。宮川は下吉田の中央を斜めに通って、下流の下ノ水地区で桂川に合流しています。

富士山が生み出す豊富で良質な地下水は、古くから山麓の人々の生活用水、農業用水として利用されており、近年では、繊維、電子機器などの工業の発達にも役割を果たしています。宮川の下流域では鱒の養殖にも利用されています。

市内に流れている一級河川：桂川（相模川）／欄干川／中野川／殿入川／小佐野川／大沢川／長泥川／宮川／中沢川／入山川／間堀川／嘯川／第二嘯川／神田堀川



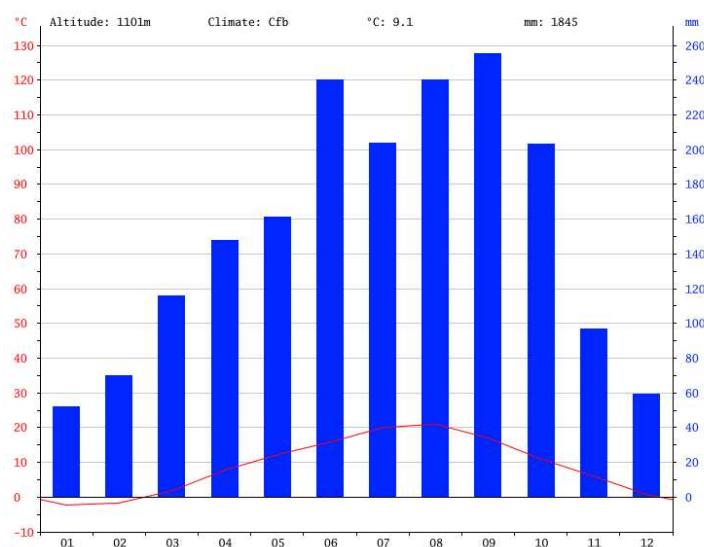
●図 2・5 河川位置図 (資料:国土数値情報)

3) 気象

本市は高原に位置するため気候は比較的寒冷で、年平均気温は平年で9.1℃であり、夏は避暑・観光地として人気を集めています。一年で最も暖かい月は8月で、平均気温は21.0℃です。

1年で平均降雨量は1,845mm、最も乾燥している時期は1月で、降水量は52mmです。9月では降水量はピークに達し、平均255mmを観測します。

最低降水量を記録する月と最高降水量を記録する月の降水量の差は203mmです。年間気温の変動は23.3℃付近です。



●図 2・6 月別平均気温と降水量

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均温度 (°C)	-2.3	-1.7	1.8	7.7	12.2	15.8	20	21	17	11	6	0.8
平均低温 (°C)	-8.2	-7.5	-3.8	2	6.6	11.4	15.8	16.5	12.9	6.2	0.4	-5.1
平均高温 (°C)	3.7	4.2	7.5	13.5	17.8	20.3	24.2	25.5	21.2	15.8	11.6	6.8
平均温度 (°F)	27.9	28.9	35.2	45.9	54.0	60.4	68.0	69.8	62.6	51.8	42.8	33.4
平均低温 (°F)	17.2	18.5	25.2	35.6	43.9	52.5	60.4	61.7	55.2	43.2	32.7	22.8
平均高温 (°F)	38.7	39.6	45.5	56.3	64.0	68.5	75.6	77.9	70.2	60.4	52.9	44.2
降水量	52	70	116	148	161	240	204	240	255	203	97	59

●図 2・7 雨温図

4) 植生

本市は、上暮地の標高 650mから富士山 3,776mまでの温帯から寒帯まで大きな標高差のある地域であるため、変化にとんだ植生分布と非常に多種の植物を有しています。

上暮地には、コナラ、ケヤキ、ミズキ、シデ類、カエデ類、アカマツ等が主に生育しています。下吉田、明見、上吉田には、ケヤキ、エゾエノキ、イヌシデ、コブシ、コナラ、キハダ、ミズキ、イタヤカエデ等が生育しています。上暮地や明見、下吉田の山林には、アカマツやスギの植林が多くなっています。剣丸尾の富士スバルライン沿道のアカマツの原生林や諏訪の森のアカマツ林など全国ほかに例を見ない立派な森林が残されています。

吉田口登山道の標高 1,500m付近にはウラジロモミの天然林が、標高約 1,600m付近からは亜高山性のコメツガの天然林、五合目ではシラビソが優占しカラマツが多くなる天然林が続きます。五合目上のダケカンバ林と垂直分布が見事に移り変わり、天然林として貴重な林が残されています。

5月上旬から6月上旬には、つつじ高原のレンゲツツジおよびフジザクラの花を楽しむことができます。



●自然環境のまとめ

- ◆富士北麓都市計画区域の拠点都市としての位置づけ、役割を有しています。
- ◆自動車専用道路、国県道などが交わる広域交通の要衝に位置しています。
- ◆富士山から広がる、緩やかな勾配地に市街地が形成されています。
- ◆市内を流れる主な河川には、桂川と宮川があります。富士山が生み出す豊富で良質な地下水は、古くから山麓の人々の生活用水、農業用水として利用されています。
- ◆高原に位置するため気候は比較的寒冷で、年平均気温は平年で10.6℃です。
- ◆上暮地の標高 650mから富士山 3,776mまでの温帯から寒帯まで大きな標高差のある地域であるため、変化にとんだ植生分布と非常に多種の植物を有しています。

2・2 市の生い立ち

(1) 市の歴史的特徴

本市の発展の歴史は古く、霊峰富士とともに歩んできた歴史は民話や神話にも多く描かれてきました。平安時代の富士山の大噴火によって地形が変化し、上吉田・新屋・下吉田に住民が移住してきた後、平安・鎌倉・室町時代を経て発展し、江戸時代には旧鎌倉往還の宿場町、北口本宮富士浅間神社の門前町、富士登山の吉田口として、富士北麓地域一帯の経済・文化・交通の中心地として発展してきました。明治に入ると、国の殖産興業政策の一環として甲斐絹織物業の機械化が定着し、活発な生産活動が行われました。

■先史・古代

市域を含む富士北麓は富士火山活動の影響を受ける地域であり、縄文時代の遺跡は市域では大明見の古屋敷遺跡、新倉の池之元遺跡をはじめ富士黒土層に多く立地しています。

寒冷な気候に加え農耕に不向きな火山性土壌であることから、弥生時代から古墳時代にかけての遺跡は少ないものの平安時代になると知られるようになり、古代の律令制下では都留郡に属していました。

火山活動が終息した平安時代末期には、富士山も修行の場となります。頂上へ経典を埋納する僧侶も現れました。

■中世

鎌倉時代も後半になると、人々の富士山登拝が始まり、15世紀後半には広く一般化します。北口本宮の大鳥居をはじめとする山麓や山中の信仰施設の整備が進むのも、この頃からです。

丸尾の上に吉田の町が誕生したのは、14世紀頃と考えられます。富士山を目指す道者の世話をする御師に加え、商人や職人が集住し、戦国時代には「千間ノ在所」と呼ばれるほどの繁栄を見ます。乙名（おとな）と呼ばれる有力者たちによって自治的に運営されていたようです。

現在の上吉田の原形が出来上がったのは、1572（元亀3）年のことです。東西を掘（神田堀川・間堀川）に挟まれた要害の地に短冊状の地割が整えられました。火祭の主要な要素である神輿の巡行にかかわる記載が、当時の古文書に残ります。下宮（小室浅間神社）の筒粥神事も記録に残ります。これらの祭事が550年の長きにわたり伝承されてきました。

■近世

市域には水利に乏しい溶岩台地が広がっていましたが、河口湖（富士河口湖町）の水を市域に導いた新倉掘抜が、1865（元治2）年に完成し、新田開発が行われました。近世には水掛麦など農業生産力を向上させる工夫が行われる一方で、副業である郡内織は農閑期の主要産業として発展してきました。また、富士北麓は薬草の産地としても知られており、市域にも薬園が設置されていました。文化面では、村々で若者仲間など共同体組織を基盤に道祖神祭礼などの年中行事が行われ、御師家は江戸や京都から文人が往来する文化的拠点となりました。

近世後期には全国的に商品流通経済の展開とともに農村荒廃や飢饉の発生、身分制の動揺が起こり、農業生産力が低く織物業に依存する郡内地方においてもしばしば飢饉が発生しました。

幕末には御師のなかで浪士組や新徴組に参加して幕府側に加わる有志がいる一方で、1868年（明治元）年には上吉田の御師団有志29名が討幕運動に加わり、蒼龍隊を結成し、同年5月の上野戦争でも戦っています。

■近現代

近代には村の合併により耕地が整理され農業が発達しますが、一方で水不足・水利権の争いも発生しました。明治期には江戸時代以来の郡内織が発展し、洋傘地や服裏地の生産を行っていました。1875(明治8)年には毎月1・5日が市日に定められ、富士道沿いに市が開かれ、東京や横浜、大阪方面とも取引を行っていました。

明治期には神仏分離により富士山信仰も神道に改編され、上吉田の御師町では神仏分離の影響も受けました。明治20年代には交通機関が整備され、1889(明治22)年には東海道線(御殿場線)の御殿場駅が開設され、さらに1902(明治35)年には中央線の大月駅(大月市)が開設され、大月駅から富士北麓に至る馬車鉄道が整備されていきました。

戦時下には織物・観光業が統制され、大戦末期には武蔵航空株式会社が工場疎開し、1945(昭和20)年7月30日には吉田空襲による被害を受けました。戦後は1951(昭和26)年3月20日に3町合併により市政に移行し、富士吉田市が誕生しました。市政移行すると富士吉田市は郡内東方の中核都市と位置づけられ、官公庁や企業の出先機関が進出しました。



・電化された馬車鉄道(出典:絵葉書に見る富士登山)

戦後には織物業が一時的に復活しますが、やがて高度経済成長期に織物の慢性不況により衰退していきます。一方で1964(昭和39)年の富士山有料道路(富士スバルライン)の開通や1967(昭和42)年の新御坂トンネル、1969(昭和44)年の中央自動車道富士吉田線の開通により国中地方や首都圏と接続され、観光都市に変貌していきました。

1938(昭和13)年に富士北麓の旧入会地に設置された陸軍演習場は、戦後に在日米軍演習所として接收され、1973(昭和48)年の返還に伴って陸上自衛隊北富士演習場となり、山の権益を巡る北富士演習場問題は、戦後における山梨県政の課題となりました。



・北富士演習場

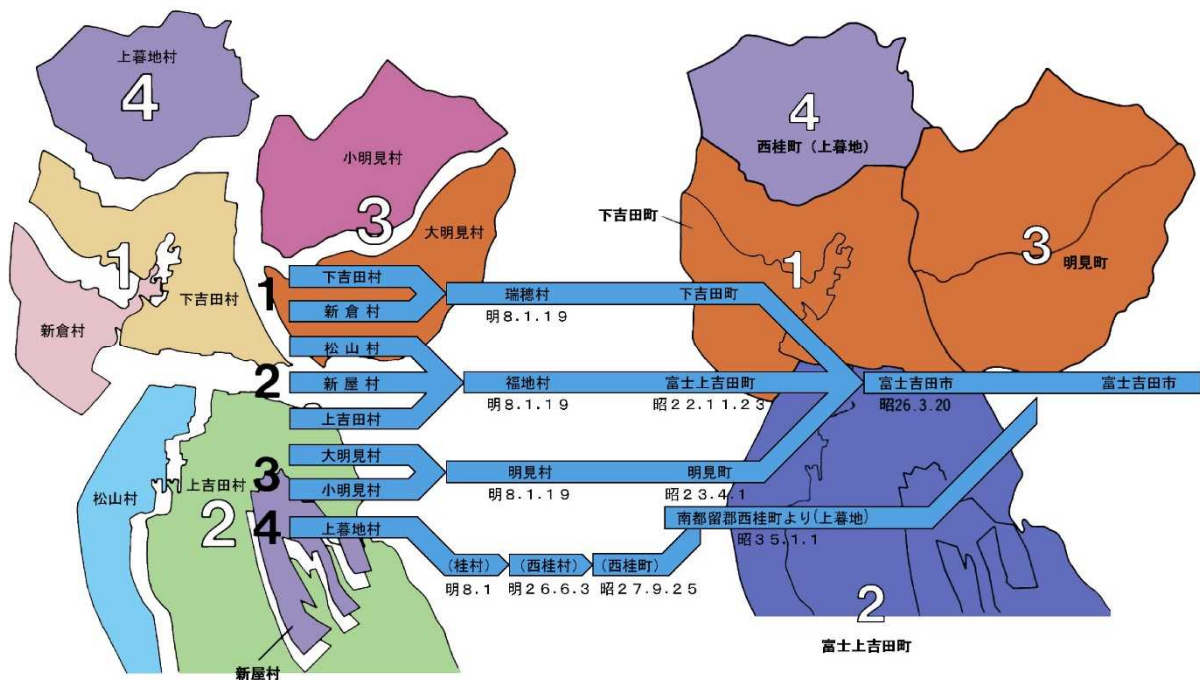
2013(平成25)年6月22日にカンボジアのプノンペンで開催された第37回世界遺産委員会で、富士山は世界文化遺産に登録されました。なお、国際記念物遺跡会議が除外すべきとしていた三保松原も含まれ、世界遺産としての正式な登録名は、Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration(「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」)となりました。

(2) 行政区域の変遷

本市は、1951（昭和 26）年に下吉田町・富士上吉田町・明見町が合併して誕生しました（当時の人口は約 36,500 人）。その後昭和 35 年には西桂町上暮地地区を編入して、現在の市域に至っています。

●表 2・1 富士吉田市行政区域の変遷

年代	行政区域の変遷
1878（明治 11）年	郡区町村編制法の施行により南都留郡の所属となる。
1939（昭和 14）年	瑞穂村が町制施行・改称して下吉田町となる。
1947（昭和 22）年	福地村が町制施行・改称して富士上吉田町となる。
1951（昭和 26）年	明見村が町制施行して明見町となる。
1951（昭和 26）年	下吉田町・明見町・富士上吉田町が合併して富士吉田市が発足（県内で 2 番目、郡内地方で最初の市）。
1960（昭和 35）年	西桂町の一部（大字上暮地の大部分と大字下暮地・小沼のごく一部）を編入。現在の市域となる。



●図 2・8 富士吉田市の行政区域の変遷

●歴史的背景のまとめ

- ◆霊峰富士とともに歩んできた歴史のまちです。
- ◆旧鎌倉往還の宿場町、北口本宮富士浅間神社の門前町、富士登山の吉田口として、富士北麓地域の経済・文化・交通の中心地として発展しました。
- ◆甲斐絹織物業の機織りを主要産業に発展を遂げて来ました。
- ◆1960（昭和 35）年に、西桂町の一部（大字上暮地の大部分と大字下暮地・小沼のごく一部）を編入し、現在の市域となりました。
- ◆2013（平成 25）年 6 月にカンボジアのプノンペンで開催されていた第 37 回世界遺産委員会で、富士山は世界文化遺産に登録されました。

2・3 社会的状況

(1) 人口

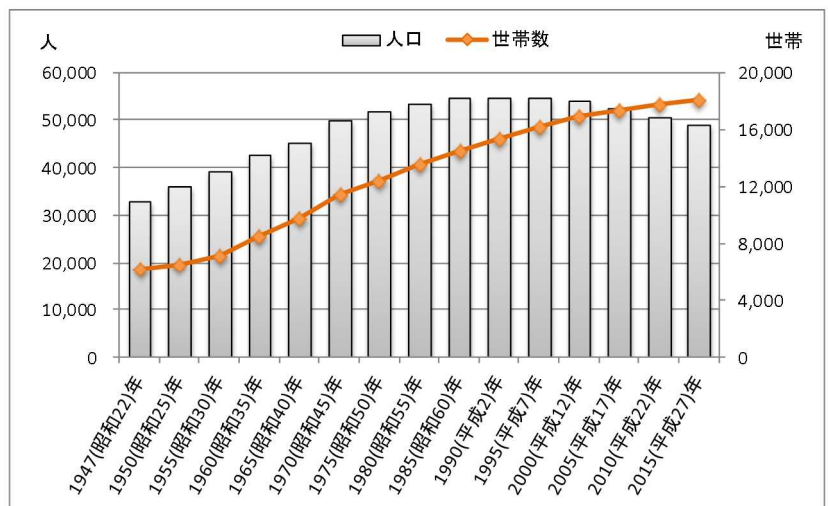
1) 現況

本市の人口は年々減少傾向にあり、2015（平成27）年の国勢調査では5万人を割り込み、49,003人となりました。これは、ピーク時の1990（平成2）年に比べ約10%減少したことになります。

一方、世帯数は、核家族化の進行や単身高齢者世帯などの増加により、人口の減少にもかかわらず依然増加傾向にあります。

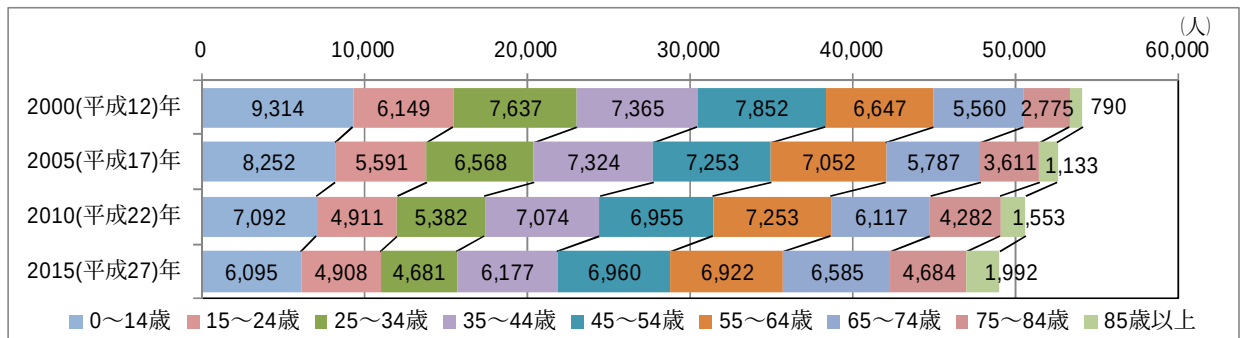
人口減少の主な原因は、毎年200～300人程度転出が転入を上回る状況が続くと同時に、2005（平成17）年以降死亡が出生を上回る状態であり、自然減と社会減の両面から人口減少が進んでいることがあげられます。

少子高齢化も着実に進んでおり、65歳以上老年人口の割合は2015（平成27）年で全国平均以上の27.1%に達しています。一方、20歳前後での転出超過が顕著で、近年は特に、10歳代前半や出産年齢でもある20歳代後半から30歳代の減少幅が大きく、出生数の減少にもつながっています。



資料: 各年国勢調査

●図2・9 富士吉田市の総人口・世帯数の推移



注) 年齢不詳を各年齢の構成比に応じて按分して加えた値で表示

資料: 国勢調査より作成

●図2・10 年齢10歳階級別富士吉田市人口の推移

本市は、山梨県内では5位の人口規模ですが、周辺でも、人口増加を維持している忍野村を除き、都留市、大月市などでも減少が目立っており、広域的な活力低下の危機感があります。

通勤通学による流動では、高校の立地による高校生等の流入以外では周辺町村等への流出が目立ち、昼間人口が夜間人口を下回っていることも特徴です。また、高齢者人口割合の増加により、2015（平成27）年時点で生産年齢人口（15～64歳）のほぼ2.2人で65歳以上高齢者一人を支える構造になっています。

市内4地区別の人口分布においては、上吉田地区では増加していますが、下吉田・明見・上暮地地区では減少しています。

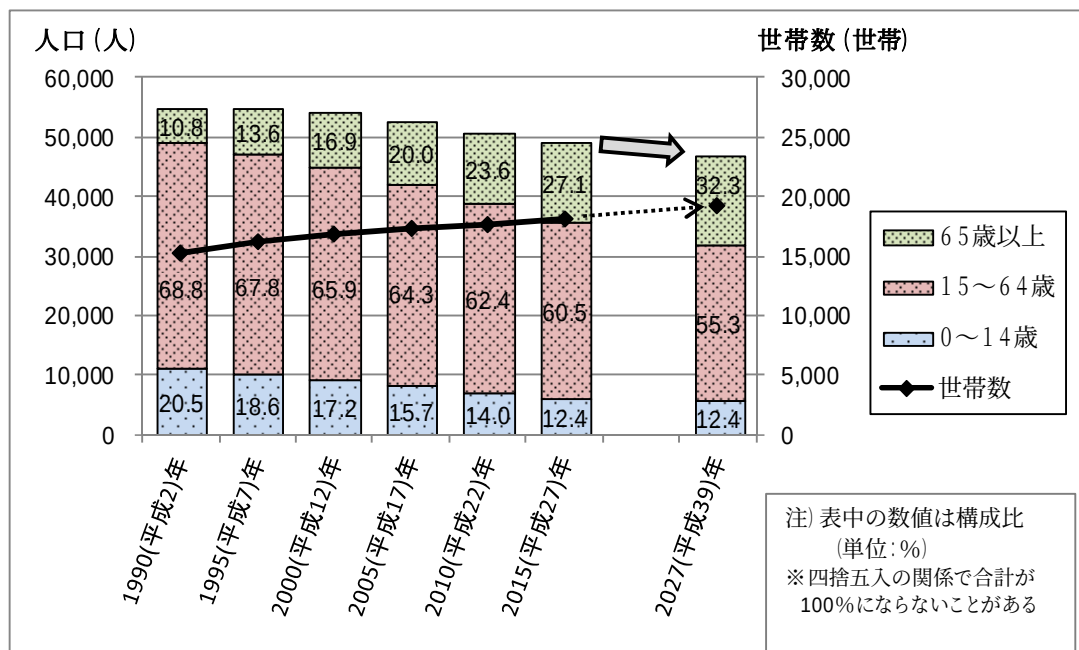
2) 将来人口

本市では、2015（平成 27）年度に「富士吉田市地域創生総合戦略」と合わせ、「富士吉田市人口ビジョン」を策定しました。これは、2060（平成 72）年までを展望し、地方創生・人口減少対策に取り組む上での指針となるものです。

第6次富士吉田市総合計画では、その後公表された 2015（平成 27）年国勢調査人口による補正を行い、この「人口ビジョン」の長期目標値設定の条件に合わせ、第6次富士吉田市総合計画の目標年次である 2027（平成 39）年の値を求め、将来目標人口を約 46,800 人と設定しています。

2027（平成 39）年度の目標人口 = 46,800 人

〔人口の目標〕



●図2・11 将来目標人口

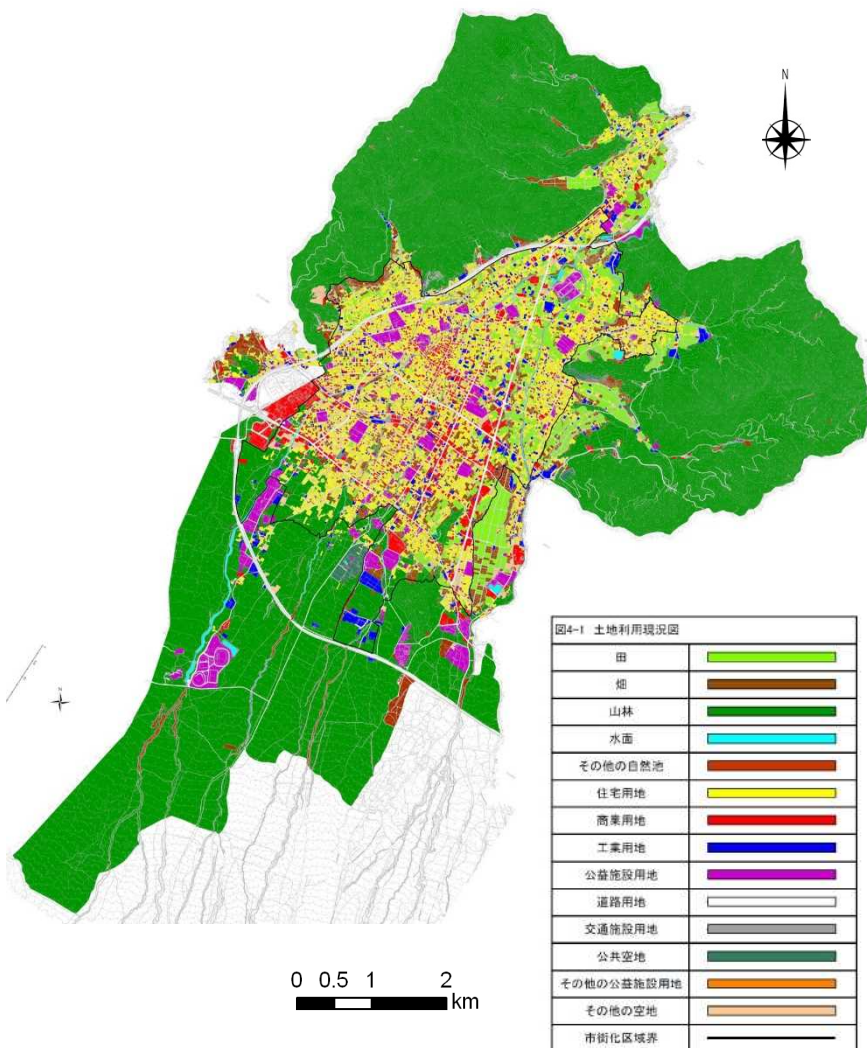
(2) 土地利用

1) 土地利用の現状

都市計画区域内の土地利用別面積の構成比をみると、市域全体のうち土地利用は山林が64.7%で最も多く、続いて住宅用地が11.1%となっています。都市的土地利用は24.6%に過ぎず、自然的土地利用を多く残しています。

用途地域内では、住宅用地が37.5%と最も多く、都市的土地利用全体では69.5%を占めています。宅地面積は緩やかに増加の傾向にある一方、田・畑は同程度の減少傾向にあり、幹線道路等を中心に都市的土地利用が進んでいます。近年は、空き地も散見されるようになっていきます。近年は、富士見バイパス（国道139号）沿道などに大型商業施設の立地が目立っています。

また、農地が15.8%、山林が10.8%と用途地域内でも自然的土地利用が比較的多く残っています。用途地域外では、山林が82.5%を占め、自然的土地利用全体では9割以上を占めています。



●図 2-12 土地利用現況図（資料：平成 26 年度都市計画基礎調査）

2) 都市的土地利用の状況

本市の市街地は標高650～900mの緩斜面上に展開しています。市街地の土地利用は富士山駅及び月江寺駅周辺とこの間の吉田本通り沿道の商業地、これらの商業地周辺に古くから形成された既成の住宅市街地が展開しています。商業地周辺の既成住宅市街地は、基盤整備水準が低く老朽木造建築物が密集している区域が多いことに加え、本市の地場産業である機織関係の小規模な工場・作業所が混在していることから、計画的な土地利用の更新、誘導が必要となっています。また、近年、富士見バイパス沿道に大規模な商業用地が立地しており、幹線道路沿道における適正な土地利用誘導が求められています。そして、新西原地区の特別用途地区には、富士急ハイランドが立地しています。工業用地は、郊外に大規模な用地が分布しており、市街地にも小規模な工場・作業所が分布しています。

(3) 法規制

1) 都市計画区域、用途地域の現状

都市計画区域は、本市の行政区域面積12,174haの45%に当たる5,425haが指定され、このうち市街地部の1,368haが用途地域に指定されています。用途地域のうち、住居系用途は77.4% (1,059ha) を占めています。また、商業系用途は4.9% (66ha) を占め、中心部では商業地域が、その周辺では、近隣商業地域が指定されています。工業系用途(243ha)は、主に上吉田地域や明見地域の用途地域の外縁部に指定されています。

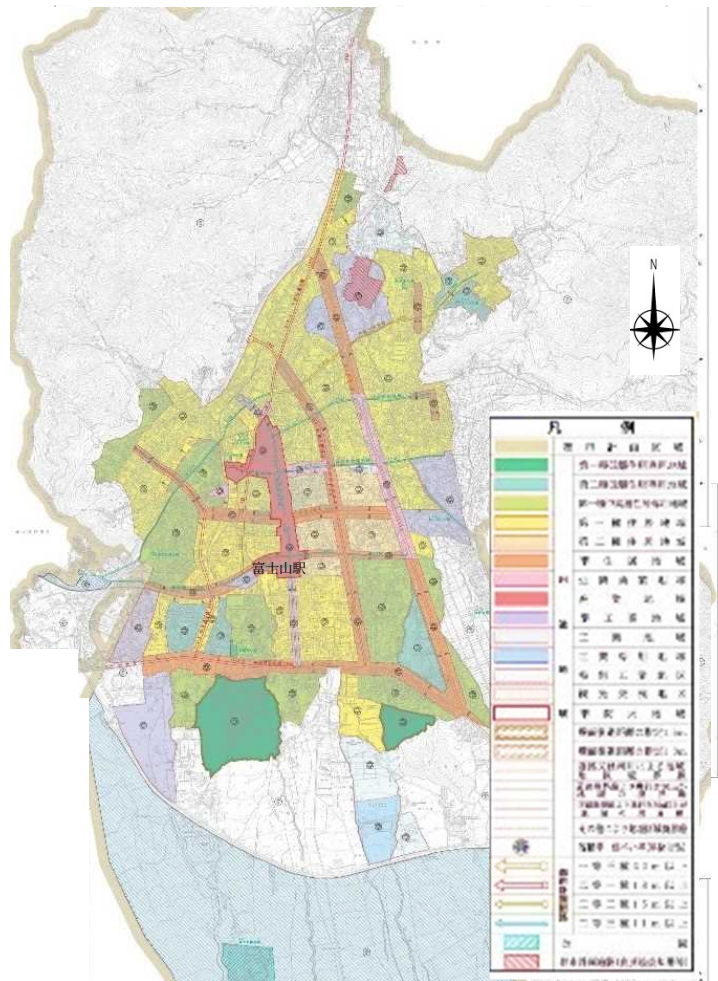
2) その他の法規制の状況

用途地域を囲むように農業振興地域、森林法に基づく地域森林計画対象民有林及び保安林が指定されています。また、富士山麓では自然公園法に基づく区域として、富士箱根伊豆国立公園（普通地域及び特別地域、5,456ha）が指定されています。このため、開発が大幅に抑制され、富士山麓の重要な自然環境が維持・保全されています。このほかにも保安林、文化財等（史跡・名勝・天然記念物）が自然・歴史・文化環境の保全を目的として指定されています。

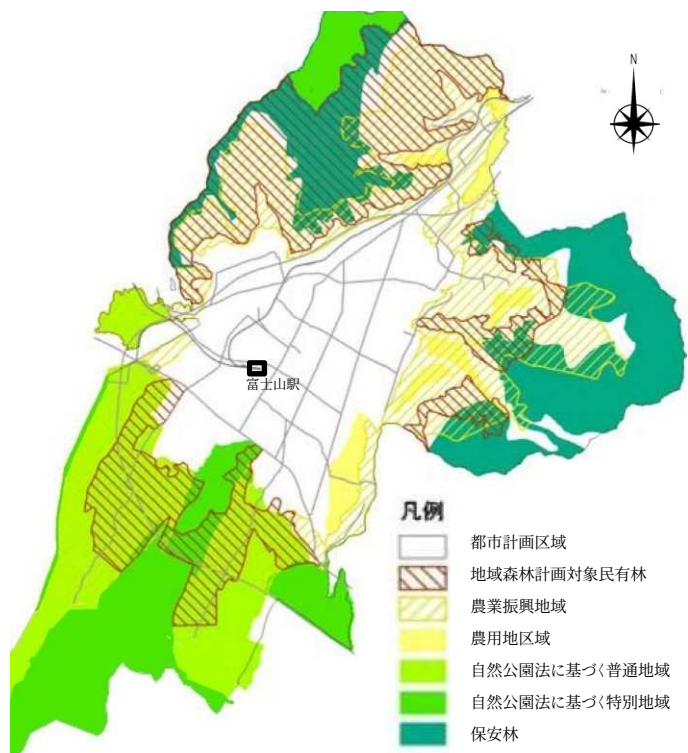
上暮地域では、自然公園特別地域、保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

明見地域では、保安林、地域森林計画対象民有林、農業振興地域に、下吉田地域では、地域森林計画対象民有林に指定されているところがあります。

上吉田地域では、富士山に向かって、自然公園法に基づく特別地域と普通地域に、また、文化財保護法に基づく指定（「史跡富士山」及び「指定名勝富士山」）がされています。



●図 2・13 都市計画区域、用途地域の指定状況図



●図 2・14 法規制の状況図（資料：都市計画基礎調査）

(4) 観光

1) 市の観光の概要

山梨県内を訪れる観光客の実人数（年間3千万人強）のうち本市はその15%を占め、県内有数の観光都市といえます。

本市には富士河口湖町にまたがり大型のレクリエーション施設があるほか、富士山の吉田口登山道や、北口本宮富士浅間神社をはじめとする世界文化遺産の複数の構成資産を含め、多くの文化財資源があります。その他、表2・2に示すとおり、各地域に観光スポットがあり、近年は外国人観光客を含め、「新倉山浅間公園」への来場者が急増しています。

しかしながら、観光施設の多くは、富士山駅から北口本宮富士浅間神社にかけてのエリアに集積しており、また、市内での観光消費の場が少ないことから経済効果につなげにくいのが実情となっています。



●図2・15 市の主な観光スポット

●表2・2 市内各地域のおもな観光スポット

上暮地	明見	下吉田
・白糸の滝 	・明見湖公園 	・新倉山浅間公園 
上吉田		
・御師外川家住宅 	・北口本宮富士浅間神社 	・ふじさんミュージアム 

2) 山梨県の観光動向

2017（平成29）年の山梨県における観光入込客数は、世界遺産富士山の継続的な人気や、外国人観光客の増加などにより、観光入込客数は過去最高であった昨年の3,205万人から約12万人増加し、3,217万人となりました。訪日外国人客も約153万人と過去最高となっています。また、観光消費額は過去最大であった昨年をやや下回り4,133億円となりましたが、4,000 億円を突破しています。

●表2・3 平成29年観光入込客統計調査の概要（資料：平成29年山梨県観光入込客数統計調査）

ア) 観光入込客	オ) 目的別観光入込客（延べ人数）
①観光客実人数32,162千人（前年比100.4%）	①自然 8,306 千人（前年比95.9%）
②観光客延べ人数47,941千人（前年比100.6%）	②歴史・文化 10,069 千人（前年比106.9%）
③平均訪問観光地点数 1.4地点（前年1.4地点）	③温泉・健康 5,563 千人（前年比99.7%）
イ) 日帰り・宿泊別観光入込客	④スポ・レク 9,977 千人（前年比100.8%）
①日帰り客実人数 23,965千人（前年比104.1%）	⑤都市型観光 4,158 千人（前年比96.1%）
②宿泊客実人数8,197千人（前年比 90.8%）	⑥行祭事・イベント 3,305 千人（前年比88.9%）
ウ) 居住地別観光入込客	⑦その他 6,417 千人（前年比106.1%）
①県外客実人数24,759千人（前年比99.9%）	カ) 季節別観光入込客
②県内客実人数 7,403千人（前年比102.0%）	①春(3～5 月) 8,75 千人（前年比105.7%）
エ) 訪日外国人客	②夏(6～8 月) 10,052 千人（前年比103.2%）
①延べ宿泊客数 1,533 千人（前年比 111.8%）	③秋(9～11 月) 8,072 千人（前年比98.8%）
※本項目は官公庁宿泊旅行統計調査書のうち、平成 29 年は速報値、平成 28 年は確定値を記載	④冬(1～2 月、12 月) 5,286 千人（前年比90.2%）
	キ) 観光消費額
	①観光消費額 4,133 億円（前年比99.4%）
	②一人当たり平均消費額 12,851 円（前年比 99.1%）

3) 圏域別観光入込客数及びその動向（富士・東部圏域）

2017（平成29）年の圏域別入込客数は表2・4に示すとおりです。圏域別では、富士吉田市を含む富士・東部圏域が約1,517万人（前年比102.9%）と最も多く、構成比では県全体の48.2%を占めています。2010（平成23）年に比べてみると、富士東部地域は1.5倍以上の増加を示しています。

●表2・4 圏域別観光入り込み客数（実人数）（単位：人、%）

圏域名	平成29年		平成28年		平成23年		対 前年比	対 23年比
	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比		
峡 中	4,650,030	14.5%	4,751,587	14.8%	3,792,105	16.1%	97.9%	122.6%
峡 東	5,414,558	16.8%	5,511,598	17.2%	4,613,823	19.6%	98.2%	117.4%
峡 南	2,218,685	6.9%	2,255,750	7.0%	1,814,887	7.7%	98.4%	122.2%
峡 北	4,361,599	13.6%	4,445,926	13.9%	3,502,893	14.9%	98.1%	124.5%
富士・東部	15,516,967	48.2%	15,080,931	47.1%	9,830,292	41.7%	102.9%	157.8%
年計	32,161,839	100.0%	32,045,792	100.0%	23,554,000	100.0%	100.4%	136.5%

富士・東部圏域を小圏域別にみると、2010（平成23）年に比べて、いずれの圏域とも大幅な増加を示しています。特に富士吉田市に関連する「富士山五合目」では2.5倍近くの増加を示していますが、対前年比では、富士スバルラインマイカー規制期間が53日から63日に増えたため減少となりました。「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」では、河口湖周辺の自然に関する施設やスポーツ・レクリエーション施設などでの外国人観光客の大幅な増加が見られ、全体としては対前年比3.7%の増加となっています。

●表2・5 富士・東部圏域の観光客入り込み状況（前年比較）（単位：人、%）

小圏域名	平成29年	平成28年	平成23年	対前年比	対23年比
富士山五合目	3,869,089	4,114,657	1,590,423	97.3%	243.3%
富士吉田・河口湖・三つ峠周辺	6,158,445	5,937,027	4,310,978	103.7%	142.9%
本栖湖・精進湖・西湖周辺	2,210,107	2,171,061	1,759,018	101.8%	125.6%
山中湖・忍野村	904,365	943,217	722,293	95.9%	125.2%
大月・北都留	720,795	727,239	565,504	99.1%	127.5%
桂川・道志川周辺	1,654,167	1,187,730	882,073	139.3%	187.5%
小計	15,516,967	15,080,193	9,830,292	102.9%	157.8%

4）富士吉田市の観光動向

2017（平成29）年の観光入込客数（実数）を市町村別にまとめると表2・6のとおりです。富士吉田市が766万人（前年比103.7%）と最も多く、次いで富士河口湖町が683万人（同100.3%）、北杜市601万人（同99.4%）などとなっています。構成比では富士吉田市が15.9%を占めており、対前年比、構成比とも2016（平成28）年を上回っています。

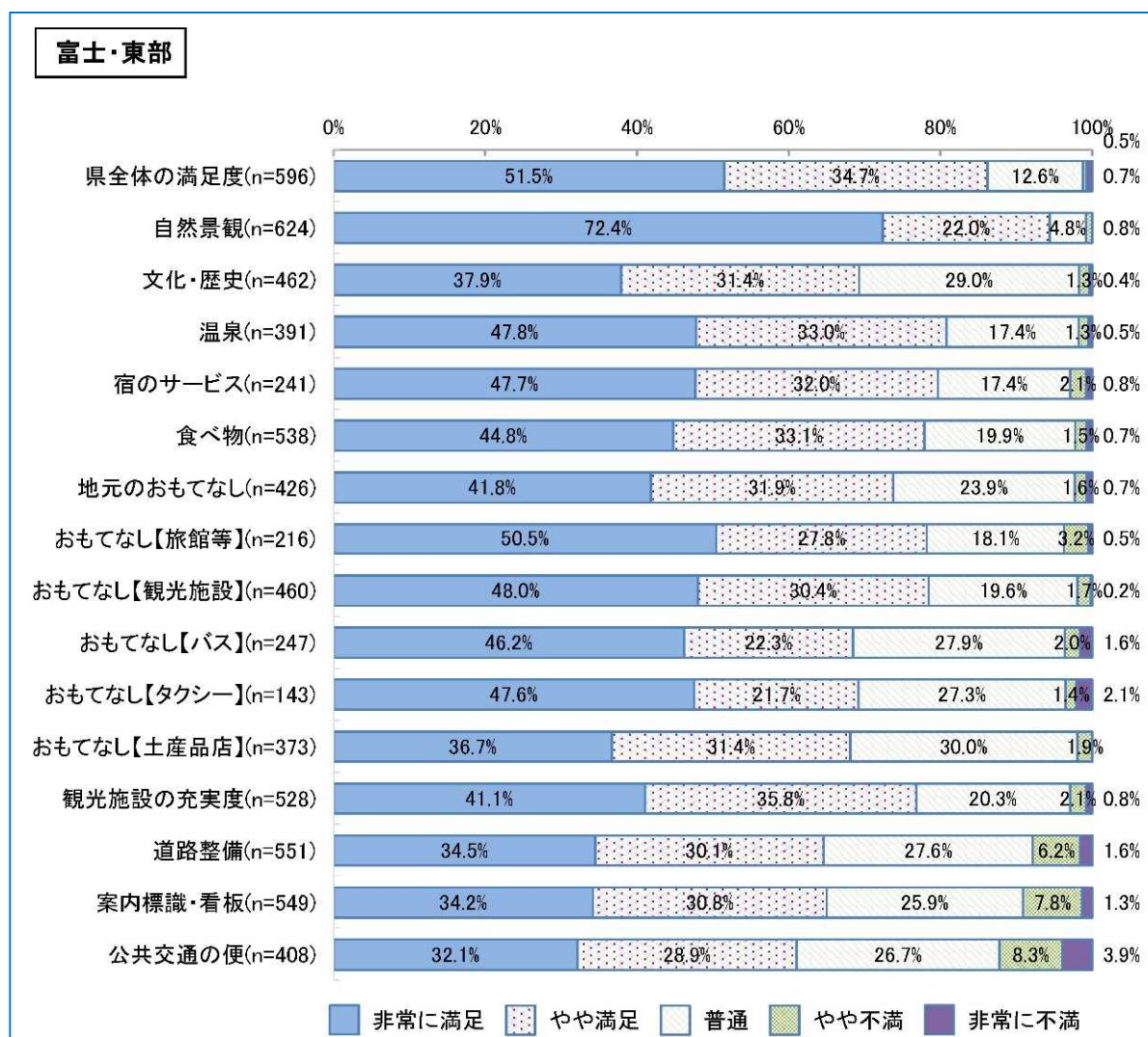
2010（平成23）年比では、県全体で約20%、富士吉田市では約30%の増加を示しています。

●表2・6 市町村別観光入込客数（延べ人数）（単位：人、%）

項目	平成29年		平成28年		平成23年		対前年比	対23年比
	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比		
甲府市	4,877,069	10.1%	4,820,716	10.1%	4,136,181	10.1%	101.2%	117.9%
富士吉田市	7,660,988	15.9%	7,388,545	15.5%	5,869,924	14.4%	103.7%	130.5%
都留市	1,363,008	2.8%	660,120	1.4%	488,124	1.2%	206.5%	279.2%
山梨市	1,909,940	4.0%	2,014,365	4.2%	2,060,849	5.0%	94.8%	92.7%
大月市	323,751	0.7%	341,122	0.7%	335,334	0.8%	94.9%	96.5%
韮崎市	567,185	1.2%	633,497	1.3%	358,210	0.9%	89.5%	158.3%
南アルプス市	691,890	1.4%	752,880	1.6%	668,990	1.6%	91.9%	103.4%
北杜市	6,005,344	12.5%	6,038,924	12.7%	5,790,070	14.2%	99.4%	103.7%
甲斐市	693,704	1.4%	771,880	1.6%	886,087	2.2%	89.9%	78.3%
笛吹市	3,114,464	6.5%	3,157,115	6.6%	3,043,135	7.5%	98.6%	102.3%
道志村	930,108	1.9%	946,003	2.0%	793,200	1.9%	98.3%	100.7%
西桂町	73,144	0.2%	75,132	0.2%			97.4%	
忍野村	277,853	0.6%	300,448	0.6%	155,919	0.4%	92.5%	178.2%
山中湖村	1,094,449	2.3%	1,107,413	2.3%	1,099,015	2.7%	98.8%	99.6%
鳴沢村	3,861,364	8.0%	3,971,255	8.3%	2,923,614	7.2%	97.2%	132.1%
富士河口湖町	6,828,617	14.2%	6,809,839	14.3%	4,696,768	11.5%	100.3%	145.4%
県全体年計	48,140,975	100.0%	47,646,767	100.0%	40,821,535	100.0%	101.0%	117.9%

5) 観光客の満足度

富士吉田市の属する富士・東部圏域での満足度は、自然景観や温泉が高くなっています。文化・歴史は「非常に満足」「やや満足」を含めると約70%の人が満足していることになります。一方満足度の低いものは「公共交通の便」「案内標識、看板」「道路整備」等があげられます。



●図2・16 富士・東部圏域の観光客満足度

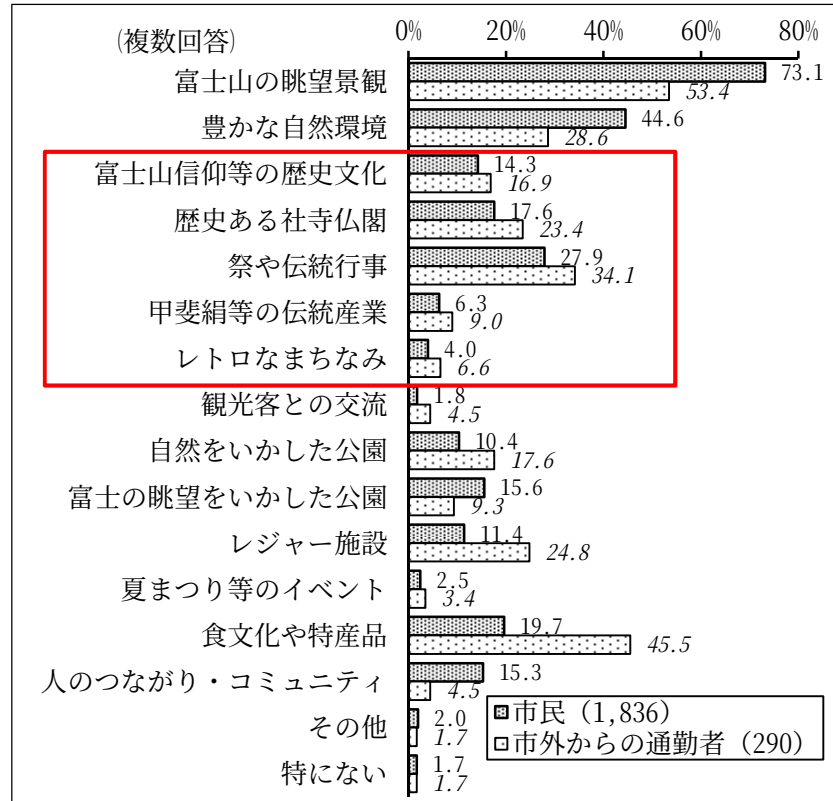
●社会環境まとめ

- ◆人口の減少は続き、2015（平成27）年の国勢調査では初めて5万人を割りました。特に若年層の流出が顕著になっています。
- ◆都市計画区域は、行政区域面積12,174haの45%に当たる5,425haが指定され、このうち市街地部の1,368haが用途地域に指定されています。
- ◆用途地域を囲むように農業振興地域、地域森林計画対象民有林及び保安林が指定されています。富士箱根伊豆国立公園（普通地域及び特別地域、5,456ha）が指定されています。
- ◆市内の観光入込客数（延べ人数）は、県の約16%を占め県内最大となっており、2016（平成28）年に一度減少しましたが、2017（平成29）年ではまた増加傾向にあります。

(5) アンケート調査から見る市の魅力

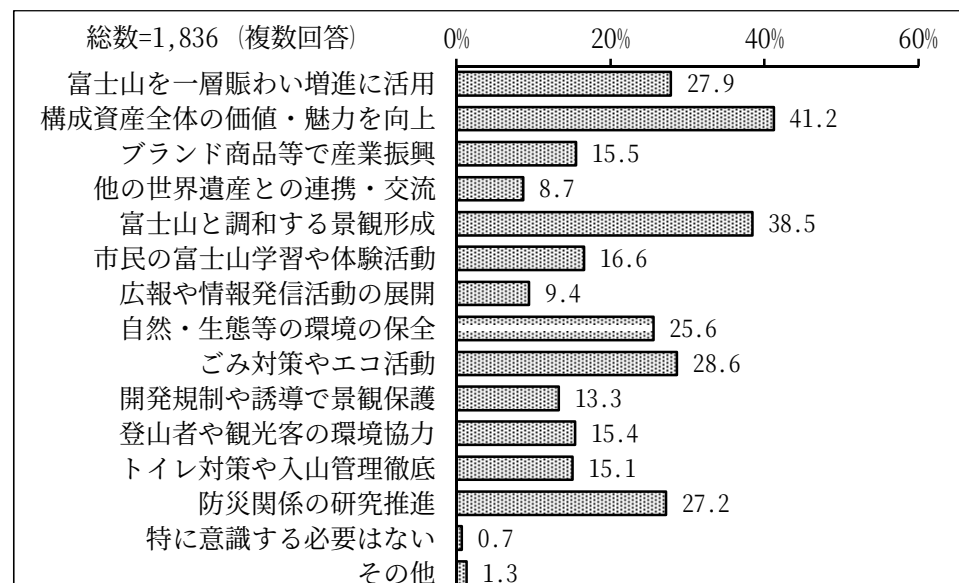
第6次富士吉田市総合計画の策定にあたり市民等の意見・意向を計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。ここでは、その調査結果から市の魅力について市民の意向を把握してみます。

市民が富士吉田市の魅力と捉えているものとしては、「富士山の眺望景観」、「富士山麓の豊かな自然環境」が突出しています。また、吉田の火祭等に代表される「祭や伝統行事」、吉田のうどんや地ビール等に代表される「食文化や特産品」、北口本宮富士浅間神社に代表される「社寺仏閣」も比較的高い割合を示しています。一方、市外からの通勤者は「食文化や特産品」なども重視しています。



●図 2・17 富士吉田市の魅力・個性・大切にしたいもの

富士山世界文化遺産の活用方法については、富士山だけでなく構成資産全体の価値・魅力を高めることや、富士山と調和する景観形成の重要性が指摘されました。中学・高校生でもほぼ共通の傾向がみられます。



●図 2・18 富士山世界遺産登録の活用方向 (市民)

2・4 市の現状からみた課題

本市の現状を分析し、社会環境変化・時代潮流等を重ね合わせ、市民等の意識・意向も踏まえると、本市が直面する主要な課題は以下のように整理されます。

課題－1 都市の広域拠点性・求心性の確保

本市は、富士北麓地域において通学や買い物流動の面では人を集める拠点性を有していますが、その力は徐々に弱まっています。通勤では市外への流出の方が多く、観光客流動の拠点機能も不十分な状況にあり、ここ数年増加傾向であった観光入込客数も2016（平成28）年にはわずかながら減少に転じ、富士河口湖町等周辺観光地の通過地点になっているのが現状です。

都市としての魅力や拠点性は、産業、文化、情報、観光など様々な面でバランス良く向上させていく必要があります。中心市街地の活性化等による魅力の増大に取り組むことが重要です。そのためには、歴史文化の掘り起こし、食文化の振興や、地場産業製品・特産品の開発等による観光商業の振興、交流の場づくりなど話題性を高めることも必要です。

課題－2 進む人口減少・少子高齢化への対応

全国的に共通するように、本市も人口減少・少子高齢化の流れの中にあり、2015（平成27）年の国勢調査では5万人を割ってしまい、今後も人口減少が続くことが予測されています。

その対策としては、子どもを育てやすい環境づくりにより出生率の向上を促すことや、雇用の確保・創出を図ること、高齢者の力の活用などにより経済活力の維持に努めることが重要です。中でも就業機会の確保は、若年世代の転出抑制、さらには人口の再生産力の確保につながることから、力を入れる必要があります。

また、水資源の豊かさや冷涼な気候、豊富な歴史・文化資源、恵まれたスポーツ環境などの魅力を外に向けて発信し、観光客等の交流人口の増大策についても検討が必要となります。

課題－3 世界文化遺産「富士山」や歴史・文化の活用

世界文化遺産である「富士山」と複数の構成資産および歴史・文化的な遺産を持つ本市は、これら遺産の価値を守り、それを市の最大の財産として様々な面で活用していくことが、まちの活性化にとって重要となってきます。

市民が誇りとする豊かな自然環境や景観の維持は基本的な要件であり、無秩序な開発の抑制や、「富士吉田市景観計画」を推進することにより、保全・整備する環境そのものを魅力的な資源としてアピールすることが重要となってきます。

近年、世界文化遺産登録を契機に増加している観光客、特にインバウンドの増加に対応した幅広い観光産業の振興を図る必要があると同時に、歴史・文化環境の保全と調和した新しい観光集客の魅力を創造する取り組みを進めていくことが必要となってきます。

さらに、ICT（情報通信技術）を活用し、歴史文化資源の魅力をアピールしていくことにより広く歴史・文化の魅力を情報発信し、市民の誇り意識の増進につなげていくことが重要です。

課題－４ 市民と協働によるまちづくりへの対応

地方行政も財政の制約が強まりスリム化を求められる中で、行政主導スタイルにも限界感が強まっており、市民と行政が役割と責任を分担しあいながら進める「協働」のまちづくりが重要となっています。「協働」の体制を強めるためには、その主役となる市民の力を高める「人づくり」、そしてその組織力の強化が重要であり、このことが地域での福祉や防災活動等における「共助」の体制の強化にもつながっていきます。

市内にはいくつかの住民主導のまちづくりや文化活動組織が見られますが、それらの相互連携なども含めた活動促進と、より参加しやすい組織への育成強化により、「協働」の力を高めることが求められます。

さらに、従来行政が担ってきた事業等においても、市民や民間組織の力を積極的に活用することが求められ、施設整備や運営においても、PFIなどを含むPPPの活用拡大が、地域力を左右する大きな課題ともなっています。

課題－５ 災害からの安全性の確保

東日本大震災や近年の各地での大規模自然災害の発生は、人々の防災に対する意識の高まり、地域での防災体制の強化への要請につながっており、市民の生命・財産を守る防災活動は重要な課題となっています。

活火山である富士山の麓に展開する本市では、地域防災計画の的確な運用や状況に応じた見直し等により、市民の災害への備えを含む日常の予防活動、防災対策から災害発生時の応急対策、その後の復旧・復興なども含めたハード・ソフトにわたる対応力の強化が特に求められ、常に正しい情報を市民や行政が共有できるような体制づくりが必要です。その意味で災害の歴史から学び、教訓として活かしていくことが重要となってきます

貴重な歴史。文化遺産に対しても災害時における防災の備えが求められています。

課題－６ 地域づくりにおける広域連携の必要性

グローバル化が進む中、市町村の枠を越えた広域的な連携による行動の必要性も高まっています。特に、世界文化遺産に登録された富士山を共有するエリアでは、各市町村の特性を活かしつつ共通の課題に協力して対処することを検討する必要があります。

富士北麓地域では、富士山信仰を核とした共通の文化遺産が存在しており、観光、コンベンション、交通、医療など、広域的対応の効果が大きい分野では積極的に連携体制を組む事が必要となっています。各市町村の特性を相互に活かしあうことで、効率的な地域づくりを進めることが求められます。

第3章 富士吉田市の歴史文化の特徴



3・1 富士吉田市の文化財の把握

(1) 文化財の捉え方と調査方法

1) 文化財の捉え方

文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類を「文化財」と定義し、これらの中で重要なものを指定して、恒久的な保存措置を図ることができるようにしています。現在では、このように幅広く、歴史的、文化的所産の価値・魅力を社会に活かし、未来に伝えていくための法令の整備が進められているなか、各地域社会が固有の文化財をさらに積極的に活用し、地域活性化やまちづくりに十分に活かしていくために、各地域の実情に即した保存・活用の指針を策定することが必要です。それが「文化財保存活用地域計画」です。

一般的に、文化財とは、文化財保護法等の法令・例規により、国や地方公共団体の指定等を受け、保護の措置が図られているものに対して用いられると思われる傾向にあります。しかし、文化財保護法に規定されている本来の文化財は、指定等の措置がとられているか否かに関わらず、歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産を指すものとして「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書」（平成19年10月30日、文化審議会文化財分科会企画調査会）において取り扱われています。

文化財保護法は1950（昭和25）年に制定されて以降、幾度も改正がなされ、また新たな保護制度が創設されてきました。1975（昭和50）年に制定された伝統的建造物群保存地区制度では、個々の建物としては指定文化財とならなくとも、全体として城下町など優れた歴史的な街並みを構成している場合、その街並み全体を保存対象とする制度です。また、1996（平成8）年には文化財を幅広く将来に残すため、指定文化財制度を補完するものとして登録文化財制度が制定されました。創設された当時は建造物のみを対象としていましたが、2004（平成16）年に建造物以外の有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）にも対象範囲が広がりました。2005（平成17）年には棚田・里山等の景観に対する関心の高まりをうけ、文化財保護法が改正されて、文化的景観が保護の対象に加われました。これら重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観の選定は新しい文化財のあり方を提示するものとして当初から注目されてきました。

こうした経緯を踏まえ、本計画で取り扱う文化財は、法令・例規の定めるところによって指定・選定、選択、登録された文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、未指定のものも含めた文化的所産全てを指すものとして捉えます。また文化財のみならず、歴史的・文化的な価値を有するもの、さらには地域住民によって守り受け継がれてきた歴史や文化を反映したものを幅広く捉え、地域固有の歴史的、文化的特徴を顕在化させるものとしします。

2) 調査方法

本市の歴史文化の特徴を総合的に把握するために、まず、これまで数多く行われてきた文化財の専門的な調査・研究の成果を整理し、富士吉田市の文化財の概要を改めて整理することとしました。

こうした整理を踏まえ、文化財保護法に規定されている指定・未指定の文化財のみならず、伝統工芸や食文化等も含め、富士吉田市の風土や生活文化に寄与していると考えられるものも含め、地域固有の歴史文化を語る上で欠かせない資源を抽出しました。そしてそれらの現況および保存・活用の現状の調査を行いました。本計画の策定にあたって行った調査は次の通りです。

■調査内容

① 既往調査の整理

- ・天然記念物（植物）調査
- ・吉田城山総合調査
- ・富士山吉田口登山道関連遺跡発掘調査
- ・無形民俗文化財学術調査（「吉田の火祭」関連調査）
- ・外川家住宅学術調査
- ・月江寺学術調査（寺院独自の調査に市が協力）
- ・上暮地新屋敷遺跡発掘調査
- ・富士山総合学術調査（県事業、一部市と合同で実施）
- ・上中丸遺跡発掘調査（1次・2次）

② 報告書等文献資料の調査・整理

- ・富士吉田市文化財調査報告書（全10集）
- ・県事業による文化財調査報告書等
- ・富士吉田市の文化財
- ・富士吉田市史
- ・富士吉田市史研究
- ・富士吉田市史資料叢書
- ・富士吉田市民俗調査報告書
- ・富士吉田市資料所在目録
- ・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）展示図録等

③ 文化財の現地における現状確認調査

- ※平成29年度に本計画策定に伴い事前に実施した。
- ・市内に所在する指定文化財の現況確認
- ・各地区における文化財及びその周辺環境の現況調査
 - 下吉田・新倉・上暮地・明見・松山・新屋・上吉田（登山道除く）
- ・富士山吉田口登山道の現況調査（山小屋及び関連する歴史文化遺産）

(2) 指定文化財

1) 世界遺産を構成する指定文化財

富士吉田市域には、数多くの指定文化財が所在していますが、なかでも 2013（平成 25）年 6 月に世界遺産（文化遺産）に「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」として登録され、その「構成資産」となっている指定文化財は、市域の歴史文化の特徴を最もよく表すものとして知られています。

古来の日本人にとって富士山は、噴火を繰り返す恐ろしい山でもありました。そのため人々は富士山を神が宿る山として恐れ、特別な思いを持ってきました。また、富士山は、雄大で美しい姿から、詩や歌に詠まれ、あるいは絵画に描かれるなど、さまざまな芸術の素材となってきました。このように、人と自然が、

信仰や芸術を通して共に生きていく姿は、富士山がもたらす大きな特徴の一つです。この価値が世界に認められ、世界遺産となりました。

富士山は、実際に登ることによる信仰（登拝）や、山の麓にある聖地をめぐる巡礼など、時代とともに様々な形で信仰されていたことから、登山道や山麓の神社、湖なども、世界遺産富士山の「構成資産」として登録されています。

富士山の価値を構成する「構成資産」は 25 件あり、市域には「富士山域」、「御師住宅（旧外川家住宅）」・「御師住宅（小佐野家住宅）」・「吉田胎内樹型」の 4 件があります。なお、「富士山域」については、9 つの「構成要素」が含まれており、

市域には「吉田口登山道」と、「北口本宮富士浅間神社」が所在します。

●表 3・1 世界遺産「富士山」の構成資産

No.	名称	所在
1	富士山域	静岡県・山梨県
	1.1 山頂の信仰遺跡群	静岡県・山梨県
	1.2 大宮・村山口登山道（富士宮口登山道）	静岡県富士宮市
	1.3 須山口登山道（御殿場口登山道）	静岡県御殿場市
	1.4 須走口登山道	静岡県小山町
	1.5 吉田口登山道	山梨県富士吉田市
	1.6 北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市
	1.7 西湖	山梨県富士河口湖町
	1.8 精進湖	山梨県富士河口湖町
	1.9 本栖湖	山梨県富士河口湖町・身延町
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市
5	須山浅間神社	静岡県裾野市
6	富士浅間神社（須走浅間神社）	静岡県小山町
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町
9	御師住宅（旧外川家住宅）	山梨県富士吉田市
10	御師住宅（小佐野家住宅）	山梨県富士吉田市
11	山中湖	山梨県山中湖村
12	河口湖	山梨県富士河口湖町
13	忍野八海（出口池）	山梨県忍野村
14	忍野八海（お釜池）	山梨県忍野村
15	忍野八海（底抜池）	山梨県忍野村
16	忍野八海（銚子池）	山梨県忍野村
17	忍野八海（湧池）	山梨県忍野村
18	忍野八海（濁池）	山梨県忍野村
19	忍野八海（鏡池）	山梨県忍野村
20	忍野八海（菖蒲池）	山梨県忍野村
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市
24	白糸の滝	静岡県富士宮市
25	三保松原	静岡県静岡市

2) 指定文化財の分布の特徴

富士吉田市域には、国指定物件が22件、山梨県指定物件が18件、富士吉田市指定物件が53件あります。また、類型ごとの内訳は、建造物24件、絵画10件、彫刻3件、工芸品9件、書跡・典籍・古文書4点、考古資料2点、有形民俗文化財2点、無形民俗文化財9点、史跡4点、名勝2点（特別名勝を含む。）、天然記念物22点です。

本市の指定文化財は、地域別にみると全体の約4割が上吉田地区に所在しています。その内訳は建造物が最も多く、旧外川家住宅と小佐野家住宅2件の御師住宅と浅間坊表門、そして旧武藤家の農家の4件のほか、国登録の有形文化財4件を除く全てが北口本宮富士浅間神社に関する建物です。さらに、天然記念物や無形民俗文化

財を含めると上吉田地区の指定文化財の3割以上が北口本宮富士浅間神社に関わる指定文化財となります。このことから、本市の歴史文化を特徴づける要素は、北口本宮富士浅間神社を中心とした上吉田地区にあり、本市を代表する歴史文化のひとつが、富士山信仰に関わるものであることを如実に示しています。

突出して多い北口本宮富士浅間神社に関する物件を除くと、本市での指定文化財は、各地域にそれほど大きな偏りがなく所在しているといえます。これは、それぞれの地域に独自の歴史文化が育まれてきたことを示しています。現在でも市政施行前の旧村単位の地域住民の帰属意識があるようです。

また、指定文化財の分布には現れてきませんが、湧水を水源とする小河川の多い下吉田地区では、他地区のように畑作を中心とした農業に加え、農閑期の副業が行われ、特に家内手工業としての織物生産が盛んで、「半農半機」とも呼ばれていました。明治以降、機織技術の進歩や需要の拡大などから下吉田地区に機屋を職業とする人が増え、大正時代には市が開かれるようになりました。やがて商業地区が形成されると地区の人口が増加して市街化が進みました。富士吉田市域の近代化を象徴する特徴のひとつに挙げられます。

上吉田以外の市域の各地域の指定文化財は、建造物として寺社仏閣が多く含まれており、またその敷地内に生育している古木や大木が天然記念物として指定されている傾向があります。このことは各地域に中核となる寺社仏閣が存在しそれぞれ独自の信仰形態が存在していたことを示唆しています。

●表 3・2 富士吉田市に所在する文化財指定等状況(平成30年5月1日現在)

種 別		国 指 定	県 指 定	市 指 定	国 登 録	計 (件)
有 形 文 化 財	建 造 物	13	1	6	4	24
	絵 画	—	—	10	—	10
	彫 刻	—	2	1	—	3
	工 芸 品	1	2	6	—	9
	書跡・典籍・古文書	1	—	3	—	4
	考古資料	—	2	—	—	2
民俗文化財	有 形	—	2	—	—	2
	無 形	1	2	6	—	9
記念物	史 跡	1	—	3	—	4
	名 勝	1	—	1	—	2
	天 然	4	1	17	—	22
計 (件)		22	12	53	4	91

●表 3・3-1 富士吉田市の指定文化財一覧(1)

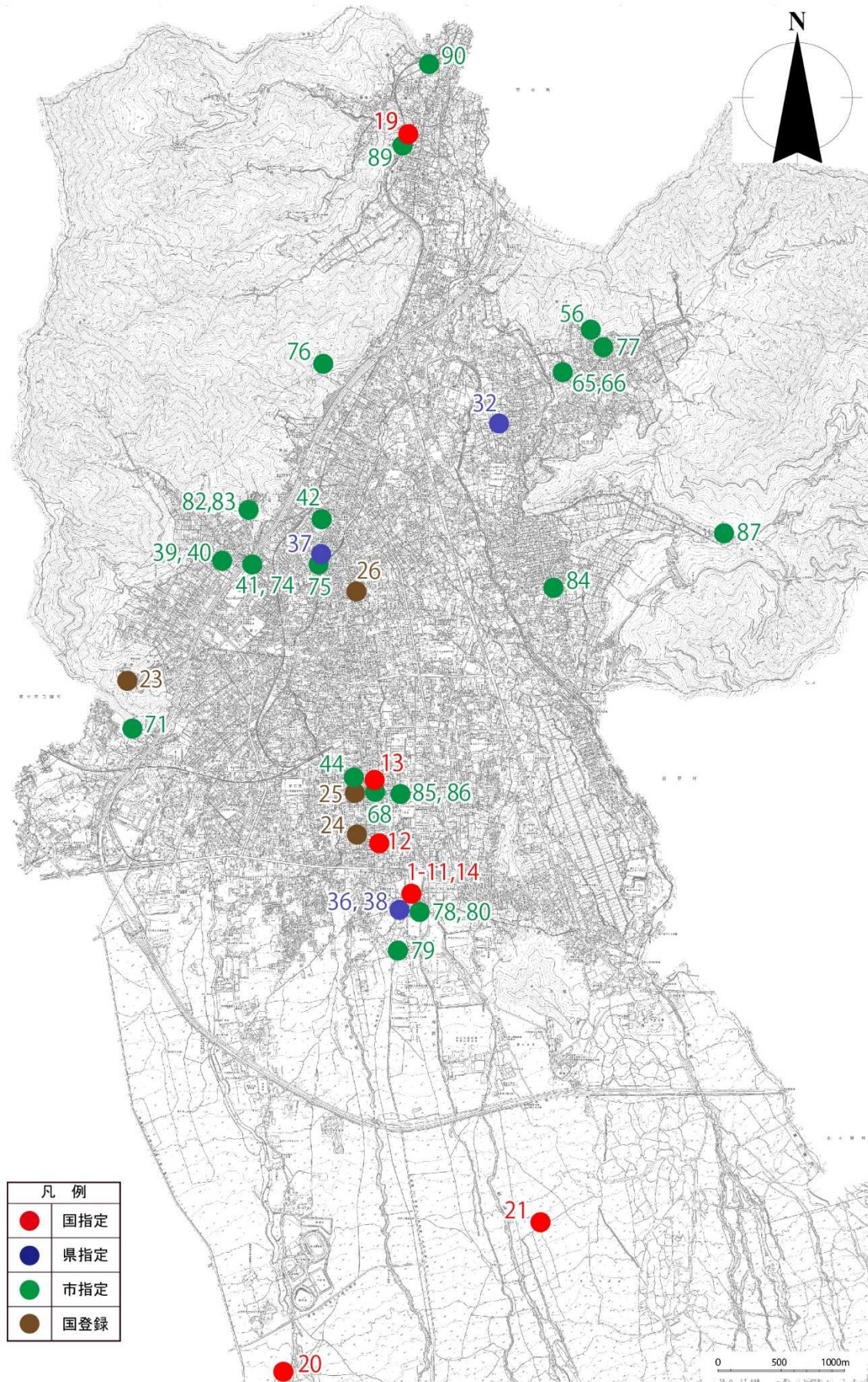
No.	指定別	種 別	所在地	名 称	所有者・保持団体
1	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 本殿	北口本宮富士浅間神社
2	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 西宮本殿	北口本宮富士浅間神社
3	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 東宮本殿	北口本宮富士浅間神社
4	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 拝殿及び幣殿	北口本宮富士浅間神社
5	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 恵毘壽社及び透塀	北口本宮富士浅間神社
6	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 神楽殿	北口本宮富士浅間神社
7	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 手水舎附棟札一枚	北口本宮富士浅間神社
8	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 随神門附棟札一枚	北口本宮富士浅間神社
9	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 福地八幡社附棟札二枚	北口本宮富士浅間神社
10	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 諏訪神社拝殿	北口本宮富士浅間神社
11	国	重要文化財 建造物	上吉田	北口本宮富士浅間神社 社務所附棟札一枚、灯籠一基	北口本宮富士浅間神社
12	国	重要文化財 建造物	上吉田	小佐野家住宅主屋・蔵 附家相図一枚	個人
13	国	重要文化財 建造物	上吉田	旧外川家住宅 主屋・離座敷・中門 附扁額一枚・物置一棟・家作萬覚帳一冊・家相図一枚	富士吉田市
14	国	重要文化財 工芸品	上吉田	太刀 銘備州長船経家 文安二年二月日 附糸巻太刀拵	北口本宮富士浅間神社
15	国	重要文化財 書跡	富士吉田市	紙本墨書 仁王経疏 卷上本圓測撰	個人
16	国	重要無形民俗文化財	上吉田	吉田の火祭	吉田の火祭保存会
17	国	史跡	八合目以上、富士河口湖町、富士吉田市、静岡県富士宮市、裾野市、小山町、山梨県・静岡県	富士山 ※市内に所在する構成要素 ・角行の立行石 ・仁王門礎石	山梨県・静岡県
18	国	特別名勝	富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、忍野村、山梨県・静岡県	富士山	山梨県・静岡県
19	国	天然記念物	上暮地	山ノ神のフジ	山神社
20	国	天然記念物	上吉田	吉田胎内樹型	山梨県
21	国	天然記念物	上吉田	雁ノ穴	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
22	国	天然記念物	上吉田	躑躅原レンゲツツジ及びフジザクラ群落	山梨県
23	国	登録有形文化財	富士吉田市	鹿留発電所うそぶき放水路吐口部	東京電力株式会社
24	国	登録有形文化財	上吉田	原家住宅主屋	個人
25	国	登録有形文化財	上吉田	上文司家住宅主屋	個人
26	国	登録有形文化財	下吉田	高尾家住宅主屋(絹屋町織物市場)	個人
27	県	有形文化財 建造物	上吉田	宮下家住宅	富士吉田市

●表 3・3-2 富士吉田市の指定文化財一覧(2)

No.	指定別	種 別	所在地	名 称	所有者・保持団体
28	県	有形文化財 彫刻	上吉田	木造釈迦如来立像	西念寺
29	県	有形文化財 彫刻	上吉田	銅造如来形立像 附延享四年状一通	上行寺
30	県	有形文化財 工芸品	富士吉田市	刀 大磨上無銘 伝山城国来国真	個人
31	県	有形文化財 工芸品	上吉田	不動明王像御正体	富士吉田市
32	県	有形文化財 考古資料	小明見	西方寺弥陀種子板碑 附西方寺弥陀種子板碑一基	西方寺
33	県	有形文化財 考古資料	上吉田	上中丸遺跡埋納遺構出土品	富士吉田市
34	県	有形民俗文化財	上吉田	食行身禄の御身拔及び行衣・野袴	富士吉田市
35	県	有形民俗文化財	富士吉田市	藍染資料	個人
36	県	無形民俗文化財	上吉田	北口本宮富士浅間神社太々神楽	北口本宮富士浅間神社 神楽講
37	県	無形民俗文化財	下吉田	下吉田の流鏑馬祭	下吉田の流鏑馬保存会
38	県	天然記念物	上吉田	富士浅間神社の大スギ	北口本宮富士浅間神社
39	市	有形文化財 建造物	浅間	正福寺の本堂	正福寺
40	市	有形文化財 建造物	浅間	正福寺の経堂	正福寺
41	市	有形文化財 建造物	浅間	大正寺の鐘楼	大正寺
42	市	有形文化財 建造物	下吉田	福源寺の太子堂	福源寺
43	市	有形文化財 建造物	上吉田	農家(旧武藤家)	富士吉田市
44	市	有形文化財 建造物	上吉田	浅間坊表門	富士吉田市
45	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色無本覚心像	月江寺
46	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色孤峰覚明像	月江寺
47	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色絶学祖能像	月江寺
48	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色仏涅槃図	月江寺
49	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色蛤蜊観音図	月江寺
50	市	有形文化財 絵画	下吉田	紙本著色峻翁令山像	月江寺
51	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色抜隊得勝像賛文	月江寺
52	市	有形文化財 絵画	下吉田	絹本著色禅心聖悦像	月江寺
53	市	有形文化財 絵画	上吉田	渡辺雪峰日本画下絵	個人
54	市	有形文化財 絵画	上吉田	本殿絵馬五面 附絹本著色富士山北面図	北口本宮富士浅間神社
55	市	有形文化財 彫刻	下吉田	木造聖観音菩薩坐像	月江寺
56	市	有形文化財 工芸品	向原	万年寺の梵鐘	万年寺
57	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	太刀 生産無銘(伝舞草)「山湖丸」	個人
58	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	刀 朱銘 磨上備前国長船長光	個人
59	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	太刀 大磨上無銘(伝尻懸)	個人
60	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	太刀 以軍艦三笠砲鋼秀明	個人
61	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	脇指 安藤重光(花押)	個人
62	市	有形文化財 古文書	上吉田	菊田日記	個人

●表 3・3-3 富士吉田市の指定文化財一覧(3)

No.	指定別	種 別	所在地	名 称	所有者・保持団体
63	市	有形文化財 古文書	富士吉田市	一字不説の巻	個人
64	市	有形文化財 古文書	上吉田	富士乃日記	北口本宮富士浅間神社
65	市	無形民俗文化財	向原	小明見富士浅間神社の神楽舞	太々神楽舞保存会
66	市	無形民俗文化財	小明見	小明見の神楽舞（獅子舞）	小明見神楽舞保存会
67	市	無形民俗文化財	下吉田	天神社の獅子舞神楽と馬鹿踊	仲組神楽保存会
68	市	無形民俗文化財	上吉田	富士山元講	富士山元講
69	市	無形民俗文化財	松山	松山の獅子神楽	松山の獅子神楽保存会
70	市	無形民俗文化財	新屋	新屋の獅子神楽	新屋獅子神楽保存会
71	市	史跡	新倉	新倉掘抜	新倉掘抜保存会
72	市	史跡	上吉田	富士山遙拝所女人天上	山梨県
73	市	史跡	上吉田	石屋の寝床及び石切場跡	山梨県
74	市	名勝	浅間	大正寺の庭園	大正寺
75	市	天然記念物	下吉田	小室浅間神社のカツラ	小室浅間神社
76	市	天然記念物	下吉田	獅子岩	不動尊日代御子大神社
77	市	天然記念物	向原	向原のイチイ	個人
78	市	天然記念物	上吉田	北口本宮富士浅間神社のスギ	北口本宮富士浅間神社
79	市	天然記念物	上吉田	大塚丘のヒノキ	北口本宮富士浅間神社
80	市	天然記念物	上吉田	北口本宮富士浅間神社のヒノキ	北口本宮富士浅間神社
81	市	天然記念物	上暮地	上暮地日影のカキ	個人
82	市	天然記念物	浅間	新倉富士浅間神社のモミ	富士浅間神社
83	市	天然記念物	浅間	新倉富士浅間神社のヒノキ	富士浅間神社
84	市	天然記念物	大明見	大明見小室浅間神社のコナラ	小室浅間神社
85	市	天然記念物	上吉田	中宿山神社のエゾエノキ	山神社
86	市	天然記念物	上吉田	中宿山神社のコブシ	山神社
87	市	天然記念物	大明見	大明見山神社のモミ	大明見山之神社
88	市	天然記念物	小明見	小明見字海端子之神社のウワミズザクラ	小明見子之神社
89	市	天然記念物	上暮地	上暮地山神社のイタヤカエデ	上暮地山之神社
90	市	天然記念物	上暮地	上暮地浅間神社のカヤ群	上暮地浅間神社
91	市	天然記念物	大明見	大明見の大ナシ	個人



●図 3・1 富士吉田市の主な指定文化財分布図 (番号は表 3・3 と対応)



北口本宮富士浅間神社東宮本殿
(国/建 明治40年8月28日指定)



北口本宮富士浅間神社本殿
(国/建 昭和28年3月31日指定)



北口本宮富士浅間神社西宮本殿
(国/建 昭和28年3月31日指定)



角行の立行石
(国/構 平成23年2月7日指定)



吉田胎内樹型
(国/天 昭和4年12月17日指定)



雁ノ穴
(国/天 昭和7年10月19日指定)



御師住宅(旧外川家住宅)
(国/建 平成23年6月20日指定)



御師住宅(小佐野家住宅)
(国/建 昭和51年5月20日指定)



宮下家住宅
(県/建 昭和41年11月1日指定)

種別凡例

国/建：国指定重要文化財(建造物) 国/天：国指定天然記念物 国/構：国指定史跡「富士山」構成要素
県/建：県指定有形文化財(建造物) 市/建：市指定有形文化財(建造物) 市/史：市指定史跡

●図3・2-1 富士吉田市の主な指定文化財(1)



北口本宮富士浅間神社拝殿及び幣殿
(国/建 平成29年11月28日指定)



北口本宮富士浅間神社の太々神楽
(県/無民 平成29年11月28日指定)



北口本宮富士浅間神社 諏訪神社拝殿
(国/建 平成29年11月28日指定)



富士山遥拝所女人天上
(市/史 昭和55年10月15日指定)



石屋の寝床及び石切場跡
(市/史 昭和61年2月19日指定)



新倉掘抜
(市/史 昭和41年11月1日指定)



浅間坊表門
(市/建 平成27年2月24日指定)



福源寺の太子堂
(市/建 昭和41年11月1日指定)



農家(旧武藤家)
(市/建 昭和58年8月25日)

種別凡例

国/建：国指定重要文化財(建造物)

県/無民：県指定無形民俗文化財

市/建：市指定有形文化財(建造物)

市/史：市指定史跡

●図3・2-2 富士吉田市の主な指定文化財(2)

(3) 埋蔵文化財

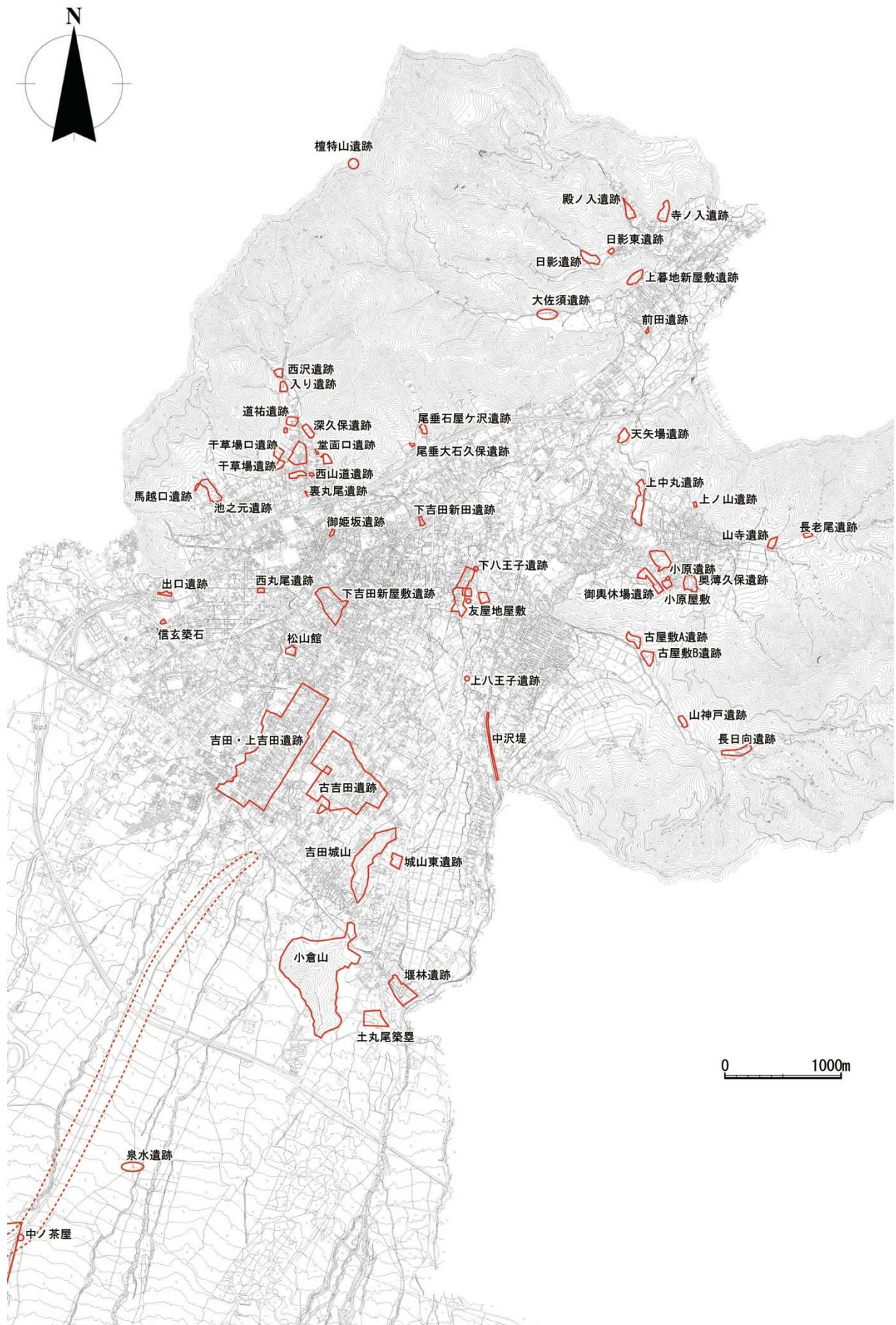
文化財のなかには、地下に埋もれたままになっている埋蔵文化財があります。埋蔵文化財は、土地と切り離すことのできない貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の「遺跡（遺構）」と、それらに伴って出土する土器や石器等の「遺物」があります。これらが一体に埋没している区域を埋蔵文化財包蔵地といい、その内部で土木工事等を行う場合には、文化財保護法の規定により工事着工の60日前までに届出を行うこととなっています。地下に埋もれているだけに、現状での保護保存やその活用が難しい文化財のひとつです。

●表 3・4-1 富士吉田市埋蔵文化財包蔵地一覧(1)

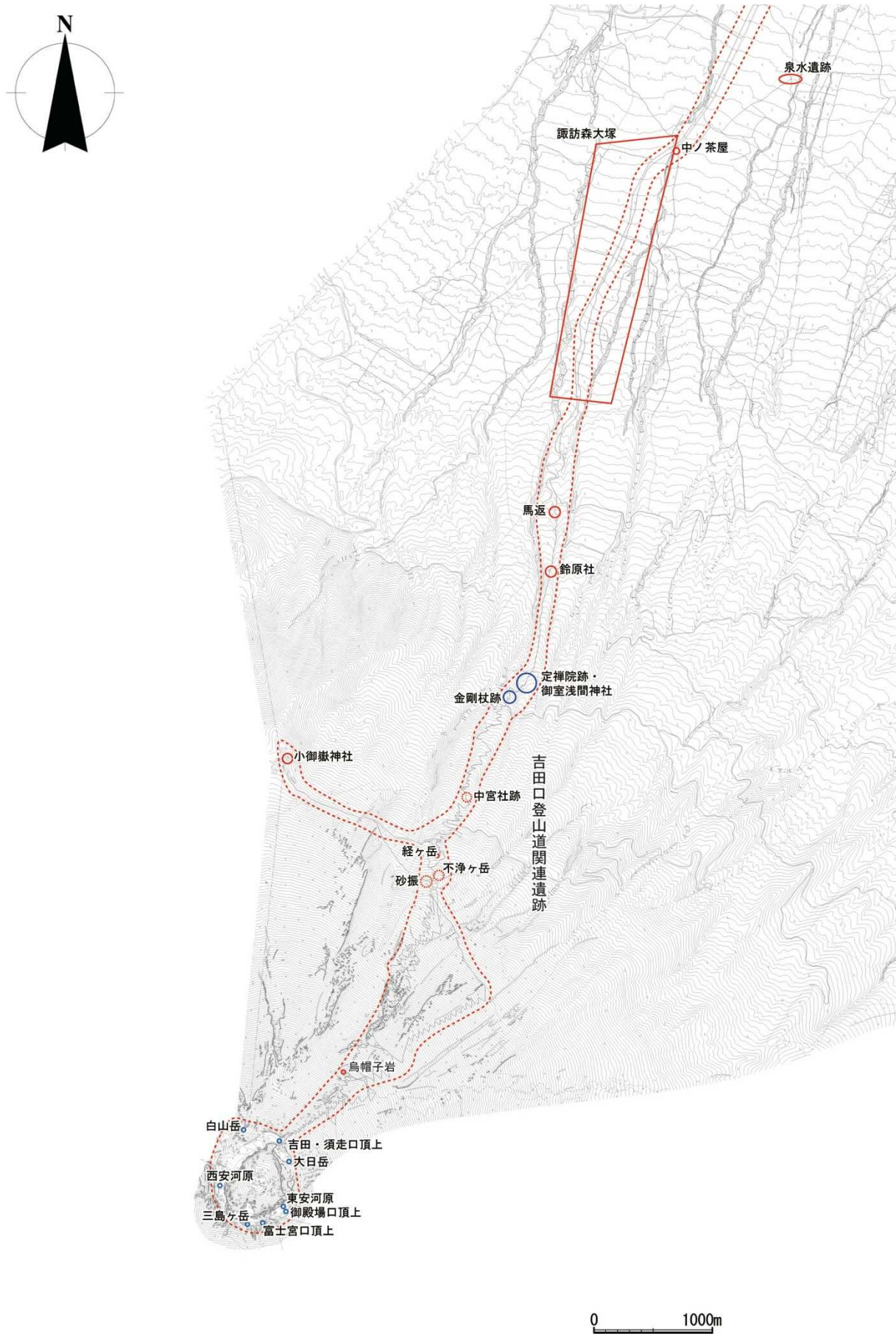
番号	遺跡名	所在地区	時代
1	日影遺跡	上暮地	縄文（早～中）・平安・中世
2	日影東遺跡	上暮地	平安
3	殿ノ入遺跡	上暮地	中世
4	寺ノ入遺跡	上暮地	中世
5	上暮地新屋敷遺跡	上暮地	縄文（早～中）
6	前田遺跡	上暮地	平安
7	大佐須遺跡	上暮地	縄文（中）
8	壇特山遺跡	上暮地	縄文（中）
9	尾垂石屋ヶ沢遺跡	下吉田	平安
10	尾垂大石久保遺跡	下吉田	縄文
11	御姫坂遺跡	下吉田・新倉	平安
12	西沢遺跡	新倉	縄文（早～後）・弥生・平安
13	入り遺跡	新倉	平安
14	道祐遺跡	新倉	縄文
15	深久保遺跡	新倉	縄文・中世
16	堂面口遺跡	新倉	縄文
17	西山道遺跡	新倉	平安
18	干草場口遺跡	新倉	縄文
19	干草場遺跡	新倉	縄文・中世
20	裏丸尾遺跡	新倉	縄文
21	池之元遺跡	新倉	縄文（早～後）・弥生・古墳・平安・中世
22	馬越口遺跡	新倉	縄文（早）
23	西丸尾遺跡	新倉	平安
24	出口遺跡	新倉	平安
25	天矢場遺跡	小明見	古墳
26	上中丸遺跡	小明見	縄文（中）
27	上ノ山遺跡	小明見	平安
28	山寺遺跡	小明見	縄文（早）・中世

●表 3・4-2 富士吉田市埋蔵文化財包蔵地一覧(2)

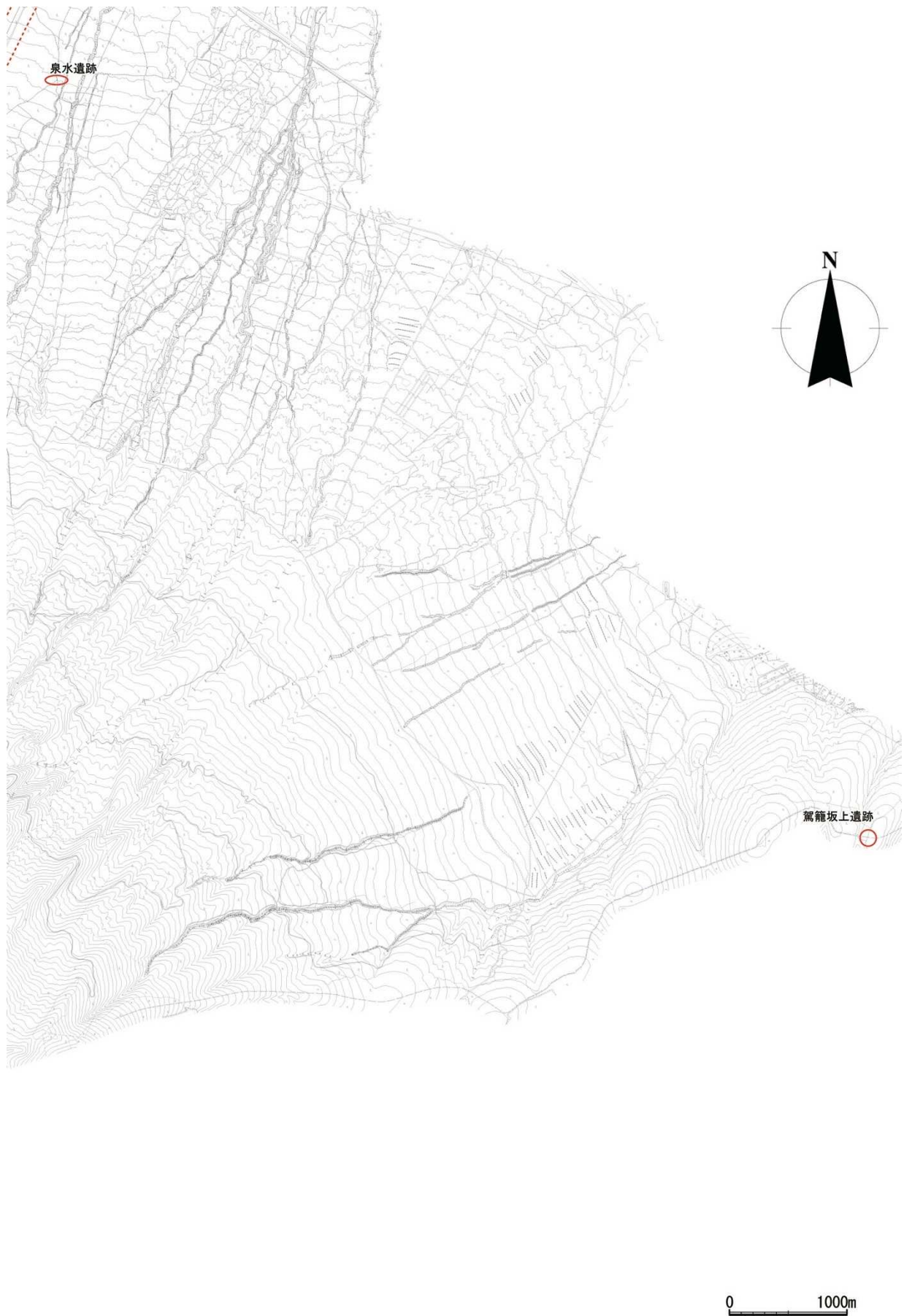
番号	遺跡名	所在地区	時代
29	長老尾遺跡	小明見	中世
30	御輿休場遺跡	小明見	縄文(早～中)
31	奥薄久保遺跡	小明見	縄文(早～前)
32	小原遺跡	小明見	中・近世
33	小原屋敷	小明見	中・近世
34	古屋敷A遺跡	大明見	縄文(早～後)・弥生・平安・中世・近世
35	古屋敷B遺跡	大明見	縄文・平安・中世
36	山神戸遺跡	大明見	弥生
37	長日向遺跡	大明見	縄文(早～後)・平安
38	堰林遺跡	上吉田	古墳・平安
39	駕籠坂上遺跡	上吉田	縄文(晩)
40	下吉田新田遺跡	下吉田	中世
41	友屋知遺跡	下吉田	中・近世
42	下吉田新屋敷遺跡	下吉田	中世
43	松山館	松山	中世
44	古吉田遺跡	上吉田	中世
45	吉田・上吉田遺跡	上吉田	中・近世
46	信玄築石	松山	中世
47	吉田城山・小倉山	上吉田・新屋	中世
48	城山東遺跡	上吉田	中世
49	土丸尾築塁	上吉田	中世
50	諏訪森大塚	上吉田	
51	泉水遺跡	上吉田	弥生・古墳
52	吉田口登山道関連遺跡 ・中ノ茶屋 ・馬返 ・鈴原社 ・定禅院跡 ・御室浅間神社 ・金剛杖 ・中宮社跡 ・小御嶽神社 ・小室嶽神社 ・経ヶ岳 ・不浄ヶ岳 ・砂振 ・烏帽子岩 ・吉田・須走口頂上 ・大日岳 ・東安河原 ・御殿場口頂上 ・富士宮口頂上 ・三島ヶ岳 ・西安河原 ・白山岳	上吉田(富士山)	中・近世



●図 3・3-1 富士吉田市の埋蔵文化財包蔵地の分布 (1)



●図3・3-2 富士吉田市の埋蔵文化財包蔵地の分布(2)



●図 3・3-3 富士吉田市の埋蔵文化財包蔵地の分布 (3)

（４）既往調査の成果と刊行物等

富士吉田市域では、これまで様々な類型ごとの文化財調査等が実施されてきました。また、調査研究の成果等を元に市民への普及啓発を目的とした刊行物も多数発行されています。

１）既存類型の調査報告や普及啓発

■富士吉田市文化財調査報告書

本市では、地域にとってとりわけ重要な文化財や、開発等によって記録保存をせざるを得ない埋蔵文化財に対して、専門的な調査研究を実施し、その成果を公開して文化財自体の価値を高めてきました。特に吉田口登山道や御師住宅に関する詳細な調査研究は、世界遺産を構成する要素のひとつであり、登録推進活動に寄与するものでした。また、無形民俗文化財に関する第5集は、時代の変化と共に変容せざるを得ない無形の歴史文化を克明に記録した成果として注目すべきです。この他にも県事業による文化財調査が行われ、一部市と共同して実施されたものがあります。

●表 3・5 『富士吉田市文化財調査報告書』一覧

No.	刊行物名	出版年
第1集	天然記念物（植物）調査報告書	平成2年
第2集	吉田城山調査報告書	平成7年
第3集	富士山吉田口登山道関連遺跡：歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書1	平成13年
第4集	富士山吉田口登山道関連遺跡：歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書2	平成15年
第5集	国指定記録選択無形民俗文化財調査報告書「吉田の火祭」	平成17年
第6集	富士山吉田口登山道関連遺跡：歴史の道整備活用推進事業に伴う整備報告書	平成17年
第7集	富士山吉田口御師の住まいと暮らし：外川家住宅学術調査報告書	平成20年
第8集	上暮地新屋敷遺跡：農業集落道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	平成22年
第9集	上中丸遺跡（第2次）中丸地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	平成24年
第10集	上中丸遺跡（第1次）：中丸地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	平成28年
—	山梨県指定有形文化財旧宮下家住宅移築修理工事報告書	平成3年
—	山梨県指定有形文化財旧外川家住宅保存修理工事報告書	平成22年

●表 3・6 県事業による主要な文化財調査一覧

刊行物名	出版年
山梨県の主要動植物	昭和47年
山梨県の民家	昭和57年
山梨県の近世社寺建築	昭和58年
鎌倉街道（御坂路） 山梨県歴史の道調査報告書 第6集	昭和61年
山梨県の中世城館跡：分布調査報告書	昭和62年
鎌倉道 山梨県歴史の道調査報告書 第18集	昭和63年
山梨の文化財 国指定編	平成元年
富士川水運 山梨県歴史の道調査報告書 第19集	平成3年
山梨県歴史の道ガイドブック	平成10年
山梨県の祭り・行事 山梨県祭り・行事調査報告書	平成11年
山梨県の文化財 文化財集中地区特別総合調査報告 第23集	平成18年
山梨県中世寺院分布調査報告書	平成21年
富士山：山梨県富士山総合学術調査研究報告	平成24年
山梨県山岳信仰遺跡詳細分布調査報告書	平成24年
山梨県の民俗芸能 山梨県民俗芸能緊急調査報告書	平成24年
富士山：山梨県富士山総合学術調査研究報告（2）	平成28年

■富士吉田市の文化財

富士吉田市教育委員会では、市域に所在する各種文化財の調査を実施し、文化財の状況を把握してきました。『富士吉田市の文化財』は、その成果を広く市民への普及啓発を目的に刊行された小冊子です。文化財をテーマごとに紹介し、指定文化財等にとどまらず、民話や伝説を含み多岐にわたって記述されているのが特徴です。

2) 市史編さん事業に伴う成果

本市の歴史を明らかにし、貴重な歴史資料を市民共有の財産として記録保存していくため、1979（昭和54）年に本格的な市史編さん事業が開始されました。また、市史刊行に先立ち、基礎作業として行われた発掘調査や文章調査、民俗調査等の成果は、『市史資料（古文書）所在目録』、『民俗調査報告書』、『資料叢書』として刊行されました。さらに、調査時における編さん委員・調査員の研究成果は『富士吉田市史研究』に発表されました。

■富士吉田市史

『行政編』2巻、『史料編』7巻、『通史編』3巻、『民俗編』2巻の合計14巻が刊行され、原始から現代まで幅広く富士吉田市域の歴史を捉えています。

■富士吉田市史研究

『富士吉田市史研究』は、市史編さん事業が本格化するとともに、機関紙として発刊されました。編さん事業の内容についてより深い理解を求めることを趣旨とし、市史編さんにまつわる調査研究の成果の一端を論文や資料紹介などの形で公開したものです。2000（平成12）年3月まで、合計15冊が刊行されました。

●表3・7 『富士吉田市の文化財』一覧

No.	刊行物名	出版年
その1	富士吉田の文化財	昭和44年
その2	史跡 新倉ほりぬき	昭和45年
その3	古文書	昭和48年
その4	富士山の信仰	昭和49年
その5	路傍の石造物	昭和50年
その6	戦国時代の古文書・記録	昭和51年
その7	民話	昭和52年
その8	続 民話	昭和52年
その9	富士山の信仰 第2集	昭和53年
その10	指定文化財	昭和54年
その11	戦国蒼龍隊の壮挙（上）	昭和54年
その12	戦国蒼龍隊の壮挙（上の二）	昭和55年
その13	戦国蒼龍隊の壮挙（上の三）	昭和55年
その14	民話と伝説	昭和56年
その15	渡辺雪峰の画集	昭和56年
その16	富士山御師	昭和56年
その17	報国蒼龍隊の壮挙（下）	昭和57年
その18	花水庵 春登上人伝	昭和58年
その19	古屋敷遺跡	昭和58年
その20	流鏑馬	昭和59年
その21	富士山御縁年建札と女人禁制	昭和59年
その22	富士講	昭和60年
その23	富士山麓の入会	昭和60年
その24	指定文化財	昭和61年
その25	吉田の風土記	昭和62年
その26	思い出ウォッチング-目で見ると感じる富士吉田のあゆみ-	昭和63年
その27	御山登り道～富士禅定ガイド～	平成元年

●表3・8 『富士吉田市史』一覧

No.	刊行物名	出版年
1	行政編 市政三十年のあゆみ 上巻	昭和58年
2	行政編 市政三十年のあゆみ 下巻	昭和58年
3	通史編 第1巻 原始・古代・中世	平成11年
4	通史編 第2巻 近世	平成12年
5	通史編 第3巻 近・現代	昭和63年
6	史料編 第1巻 自然・考古	平成9年
7	史料編 第2巻 古代・中世	平成3年
8	史料編 第3巻 近世 1	平成5年
9	史料編 第4巻 近世 2	昭和63年
10	史料編 第5巻 近世 3	昭和63年
11	史料編 第6巻 近・現代 1	平成元年
12	史料編 第7巻 近・現代 2	平成2年
13	民俗編 第1巻	平成8年
14	民俗編 第2巻	平成8年

●表 3・9 『富士吉田市史研究』一覧

No.	内容	出版年
創刊号	【論文】 江川英龍の甲州郡内領支配 ほか2本、【史料紹介】 吉積山西念寺文書	昭和61年
第2号	【論文】 近世吉田地方における絹織業について 他3本、 【調査報告】 富士吉田市内遺跡分布調査報告、【史料紹介】 新倉「古水帖」考	昭和61年
第3号	【論文】 表裏縄文系土器群の再検討 ほか4本、 【調査報告】 明治前期の明見村と農工商民、【史料紹介】 上吉田藤井家（駿河屋）文書	昭和63年
第4号	【論文】 小山田氏と武田氏ほか4本、 【史料紹介】 明治初年の後家家族・分家の存在形態―他射1本	平成元年
第5号	【論文】 近世後期における神職出入一件ほか3本、【史料紹介】 新倉掘抜をめぐる史料	平成2年
第6号	【論文】 富士吉田市域における水車動力と電力の普及ほか2本、 【史料紹介】 明治初年における新倉村の家族の存在形態	平成3年
第7号	【論文】 近世浄土真宗寺院の成立と展開 他9本	平成4年
第8号	【論文】 『妙法寺記』に見る災害 他3本、【研究ノート】 郡内地域における年貢徴収状況、 【調査報告】 富士吉田市小明見地区の民謡資料整理について	平成5年
第9号	【論文】 甲斐国都留郡下吉田村における村組についてほか3本、 【史料紹介】 富士見担開墾事業の経緯に関する史料	平成6年
第10号	【論文】 役大工仲間の構造変化と細工場制度ほか2本、 【史料紹介】 山中湖村北畠遺跡出土の「松鶴鏡・ガラス玉」	平成7年
第11号	【論文】 月江寺過去帳とその成立の歴史的背景 他4本	平成8年
第12号	【論文】 近世上吉田村の村落構造 他3本、【史料紹介】 山梨県内に残る「連尺の巻物」 【聞き取り調査】 半原燃糸業と吉田地方	平成9年
第13号	【論文】 藤村県政と区戸長の位置 他2本、 【史料紹介】 荏見基助『山梨県機織業調査報告書』	平成10年
第14号	【論文】 同族団の再生と親分子分慣行の変容 他3本、 【史料紹介】 富士山馬返鳥居について	平成11年
第15号	【研究報告】 富士山馬返鳥居について、【史料紹介】 郡内三十三所観音霊場	平成12年

■富士吉田市史資料叢書

史編さん事業の目的のひとつは、散逸しつつある貴重な資料を記録し保存していくことです。市史編さん委員による資料の悉皆調査により収集された資料は膨大な量になり、全て市史の史料編に収録することは不可能でした。そのため、まとまった内容で歴史的価値の高いものは、別途『富士吉田市史資料叢書』として刊行されました。

『資料叢書』では古文書のみならず、民俗調査、発掘調査なども扱われ、合計14冊刊行されました。

●表 3・10 『富士吉田市史資料叢書』一覧

No.	刊行物名	出版年
1	旧三ヶ村事務報告書 瑞穂村編	昭和62年
2	旧三ヶ村事務報告書 明見村編	昭和62年
3	旧三ヶ村事務報告書 福地村編	昭和63年
4	村明細帳	昭和63年
5	社会実態調査	平成元年
6	検地帳	平成元年
7	旧村地誌	平成2年
8	古屋敷遺跡発掘調査報告書	平成2年
9	市史新聞記事索引	平成3年
10	妙法寺記	平成3年
11	上吉田の石造物	平成3年
12	近代統計編	平成5年
13	マネキ	平成8年
14	池之元遺跡発掘調査研究報告書	平成9年

■富士吉田市民俗調査報告書

昭和30年代以降、高度経済成長とともに都市化が進行したことにより、庶民の生活伝承は忘れ去られ風化しつつあった市域の歴史や生活知恵等のうち、特に古文書等の記録として残ることのない民俗文化に対し、記録して後世へ伝えるため、民俗編の編さんの一環として調査を実施しました。その成果は、市史編さんのためのみならず、広く市民の目にふれ、市域の生活文化の認識を深める一助となるよう、『民俗調査報告書』として9地区10冊が刊行されました。

●表 3・11 『富士吉田市民俗調査報告書』一覧

No.	刊行物名	出版年
1	向原の民俗（上）	昭和58年
2	向原の民俗（下）	昭和59年
3	古原の民俗	昭和59年
4	新屋の民俗	昭和60年
5	上暮地の民俗	昭和61年
6	新倉の民俗	昭和62年
7	松山の民俗	昭和63年
8	大明見の民俗	昭和63年
9	上吉田の民俗	平成元年
10	下吉田の民俗	平成2年

■富士吉田市資料所在目録

市史編さんに伴う調査により収集された資料は、古文書だけでも近世を中心に4万点に及びました。それらの所在を適切に把握するため、『資料所在目録』として計22冊が刊行されました。

3) 博物館における企画展等の活動

富士吉田市立の博物館は、市史編さん事業が本格化する1979(昭和54)年3月に「富士吉田市郷土館」として開館しました。その後1991・92(平成3・4)年度に増改築と展示改装を行い、1993(平成5)年4月に富士吉田市歴史民俗博物館として再開館しています。2013(平成25)年6月に富士山が「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」として世界遺産に登録されると、2015(平成27)年4月に「ふじさんミュージアム―富士吉田市歴史民俗博物館―」としてリニューアルオープンしました。

ふじさんミュージアムでは、本市の歴史・文化に関する企画展が多く開催され、また、2009(平成21)年に開催された「月江寺展」など、文化財類型ごとの悉皆調査や所在調査の成果を公開するなど文化財を含めた地域の新しい歴史文化の掘り起こしも進んでいます。

このほかにも、博物館のニュースレターとして「MARUBI」が年一回刊行されており、文化財の普及啓発、公開活用だけでなく、地域の習俗や慣行、歴史文化に関わる自然環境等、多様な視点切り口で歴史文化を語ることに努めています。



・ふじさんミュージアム内部



・ふじさんミュージアム外観

●表 3・12-1 博物館における企画展等の資料一覧(1)

刊行物名		内容	出版年
企画展図録	ふるさとの形 富士吉田の民具	市域で使用されていたさまざまな民具について解説しています。	昭和59年
企画展図録	描かれた富士の信仰世界	信仰の山としての富士山が古来よりどのように認識されていたかを伝統的な絵画を通して紹介しています。	平成5年
企画展図録	富士山の絵札 ～牛玉と御影を中心に～	絵札とは木版で紙に摺られた神仏や信仰対象の像を描いた札のことで、一般に牛玉や御影などとも呼ばれ、江戸時代には御師等らによって大量に頒布されました。絵札は富士山の信仰を凝縮したものであり、そこには多くのことが語られています。	平成8年
企画展図録	富士山明細図	『富士山明細図』は、江戸時代末期に描かれた肉筆の絵画帳です。当時の山内の施設や登拝者の様子が詳細に描かれており、実態をとらえにくい富士信仰史の解明のためにはなくてはならない大変重要な史料といえます。	平成9年
企画展図録	絵葉書に見る富士登山	江戸時代までの信仰登山一色から脱却した明治以降の登山の様子について、その時代を写し込んだ絵葉書を用い、同時代の登山案内記等によって解説しています。江戸時代の信仰登山と現在の観光登山との狭間に位置する明治末期～昭和初期に至る時期の様子が詳しくわかります。	平成11年
企画展図録	富士山登山案内図	富士山信仰の初源は、遥拝のかたちからはじまり、その後、御師や修験の活躍によって登拝の山へと変化しました。近世にいたっては広く庶民に受け入れられ富士講の隆盛をみました。この図録では、北口(吉田口)だけでなく、表、南、東口の資料を集成し、信仰の御山としての富士山がどのように認識されていたかをまとめられています。	平成12年
企画展図録	太々神楽と獅子神楽	常設展示の「日々の暮らしと祭り」をより詳しく紹介するため夏季企画展『太々神楽と獅子神楽』が開催されました。この図録では、市域に伝承される民俗芸能のうち、4ヶ所の太々神楽と2ヶ所の獅子神楽、また、市域から周辺地域に伝播した太々神楽(巫女舞)と湯立をとまなう獅子神楽についても収録されています。	平成12年
博物館叢書	富士山道しるべを歩く	江戸時代末期に版行された『富士山道しるべ』をもとにかつてのルートを現在の地図にてらしあわせて、江戸・東京からの登拝路の実情を紹介しています。	平成13年
企画展図録	富士八海をめぐる	【富士山叢書】江戸時代末期に版行された『富士山道しるべ』の後半、「富士八海(内八海)」の記述をもとに富士山麓を紹介しています。	平成15年
企画展図録	富嶽写真 -写された幕末・明治の富士山-	企画展「富嶽写真 - 写された幕末・明治の富士山」の図録。富士山を一周する地域から写された古写真(彩色写真)が集成されています。当時の撮影場所や現在との景観の移り変わり等も紹介されています。	平成15年
企画展図録	富士山周遊図	【富士山叢書】「富士八海をめぐる」で紹介した地図が、現行の5万分の1にまとめられています。裏面は昭和初期刊行の山岳図「富士山近傍図」を元にした地図を掲載しており、表面の現行地図と比較できます。	平成16年
企画展図録	国絵図・郡絵図・村絵図	企画展「国絵図・郡絵図・村絵図」の展示図録。江戸時代以降の絵図に描かれた当時の地域や富士山を含めた景観を再確認し富士山に対する認識、山麓地域の変化や発展の歴史について解説しています。	平成16年
企画展図録	甲斐国志 富士山北口を往く	江戸時代に編さんされた地誌「甲斐国志」に記述された地名・史跡・寺社を現在の状況と比較しながら取り上げています。また、各文化財の地図をそれぞれに示しているのでガイドブックとしても利用できます。	平成17年
企画展図録	おめでたいカタチ - 富士の意匠 -	平成17年度企画展「おめでたいカタチ」の展示図録です。さまざまなものに意匠化された富士山を取り上げ解説しています。	平成17年

●表 3・12-2 博物館における企画展等の資料一覧(2)

刊行物名		内容	出版年
企画展図録	富士を登る	吉田口登山道の起点となる浅間神社から山頂までの詳細なルート図と道沿いに点在する富士信仰にかかわる文化財を歴史解説とともに紹介されています。ルート図には距離や平均時間、道の状況も解説されています。	平成18年
企画展図録	身禄の聖物	平成20年度企画展「身禄の聖物」の展示図録。食行身禄の遺品目録に掲載されている資料を中心に紹介しています。	平成20年
企画展図録	富士の神仏 -吉田口登山道の彫像-	平成20年度企画展「富士の神仏」の展示図録。神仏分離以前、富士山内に納められていた仏像を中心に解説しています。	平成20年
展示解説	御師 旧外川家住宅	世界遺産の構成資産にもなっている重要文化財「旧外川家住宅」の歴史について、解説しています。	平成20年
企画展図録	月江寺展 -富士北麓禅の美術-	月江寺は室町時代に開かれ、江戸時代には富士北麓で最大規模の寺院とも称された古刹で、富士信仰とも深く関わりのある寺院です。禅の美術の美しさと特色、寺と富士信仰の関わりを解説しています。	平成21年
企画展図録	富士山道しるべを歩く 改	【富士山叢書】江戸時代末期に版行された『富士山道しるべ』をもとにかつてのルートを現在の地図にてあわせて、江戸・東京からの登拝路の歴史的な背景を解説するとともに、現状を紹介しています。	平成22年
解説書	富士の女神のヒミツ	現在、富士山の祭神として浅間神社でお祀りされている木花開耶姫を中心に子ども向けに解説しています。	平成22年
解説書	吉田の火祭のヒミツ	重要無形民俗文化財「吉田の火祭」の内容を子ども向けに解説しています。	平成24年
企画展図録	富嶽人物百景 -富士山にゆかりある人々-	「広報ふじよしだ」に連載された「吉田縁人」の内容を元に富士山と富士吉田市にゆかりある100人を特に富士山との関わりに注目して紹介しています。	平成25年
解説書	世界遺産富士山のヒミツ	富士山が世界遺産に登録されたことを記念して、その構成資産について、子ども向けにわかりやすく解説しています。	平成25年
解説書	富士講のヒミツ	富士山を信仰し登山する団体「富士講」について、子ども向けにわかりやすく解説しています。	平成27年
常設展図録	ふじさんミュージアム 展示解説	ふじさんミュージアムの展示（常設展）を詳細に解説しています。	平成28年
解説書	北口本宮富士浅間神社のすべて	重要文化財指定記念企画展「北口本宮富士浅間神社の至宝」の開催に合わせて刊行されたもので、浅間神社について平易にわかりやすく解説しています。	平成30年

●表 3・13 博物館におけるその他の刊行物

刊行物名	内 容	出版年
歴史民俗博物館資料叢書第1集	郡内領上吉田村明細帳・白須市左衛門年々日記・橘屋勘右衛門日記	平成29年
歴史民俗博物館資料叢書第2集	菊田日記①第一番～第六番	平成30年
研究紀要第1集	富士山縁起(菊池邦彦)／富士信仰と「御鉢巡り」—正福寺版「八葉九尊図」を中心に—(奥脇和男)／如来寺の富士山登山案内図について(篠原武)	平成27年

（５）指定文化財以外の資源

１）地域を特徴づける資源

富士山北麓のまちとして知られる富士吉田市域は、富士山にまつわるものを始めとして、多くの未指定の文化財のほか、文化財という概念には括ることができないものの、歴史的にあるいは文化的にこの地域を特徴づける貴重な資源が数多く点在しています。

①白糸の滝

上暮地地区の西側、標高 900mほどに位置します。黒っぽい岩肌をいく筋もの水が流れ落ちる様子が白い絹糸を吊り下げたように見えることから「白糸の滝」と名づけられました。周辺には蚕影神社や観音像、不動明王を祀った祠があり、古くから信仰の場所であったことがうかがえます。

②富士山下宮小室浅間神社

下吉田地区の氏神で、木花開耶姫命を祭神として祀っています。富士山二合目にある御室浅間神社を上宮（山宮）とするのに対し、下吉田の小室浅間神社は下宮（里宮）とされました。古くは上・下吉田、松山の産土神で、後に下吉田村のみの産土神となりましたが、その後も上吉田では子供が生まれると初宮参りには下宮へ参拝したようであり、広域の氏神として意識されていました。

③小室浅間神社境内に残る剣丸尾第1溶岩

神社の敷地内に剣丸尾の溶岩が、まるで壁のように残っています。これは、溶岩の源流の姿を私たちに示してくれます。溶岩流の驚異とともに、溶岩台地を開発し、新たな集落を形成していった歴史を物語っています。

④愛染厄除地蔵尊

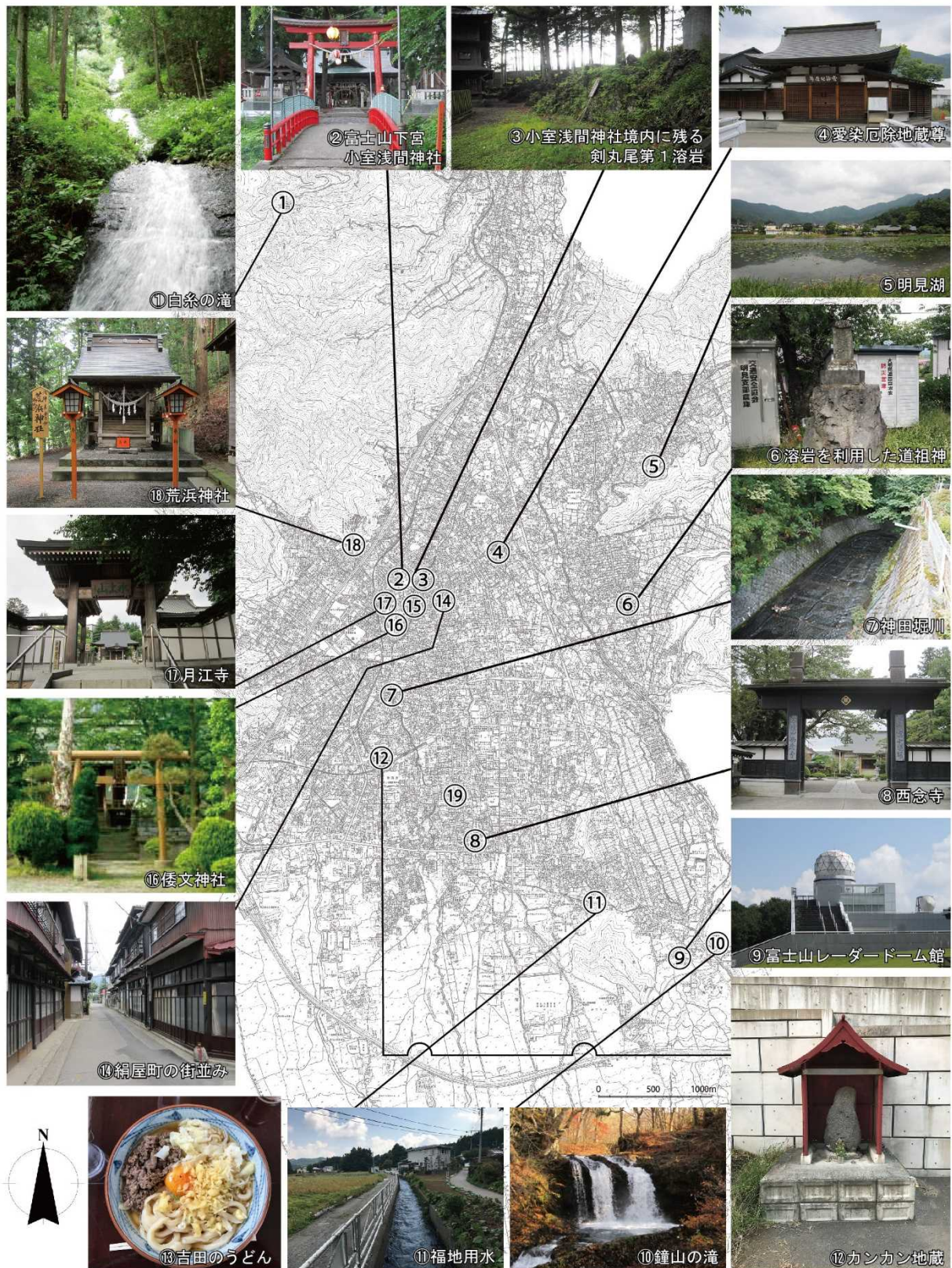
愛染厄除地蔵尊には湧水があり、江戸時代より関東各地から富士山へ参拝する人々の精進場でした。地蔵堂の前は精進ヶ池の跡といわれており、女性の参拝者はここに留まり、男性の富士登山からの帰りを待ったそうです。厄除地蔵として知られる本尊の木造地蔵は、1482（文明 14）年の造立と伝えられています。

⑤明見湖

明見湖は蓮が繁茂することから蓮池とも呼ばれます。富士八海の一つに数えられた富士山信仰の行場でもありました。かつては近くの甲子神社の付近に湧水があり、富士山への参拝者はそこで垢離をとっていました。

⑥溶岩を利用した道祖神

道祖神はセエノカミ（塞の神）ともいわれ、集落の外部から進入してくる疫病や災害などをもたらす邪霊・悪神を防ぐ防塞の神とされていました。大明見の北東本宮小室浅間神社の敷地にある道祖神の石碑の土台には、溶岩が利用されています。これは大明見（新屋敷）の街が溶岩台地の上に広がっていることを示す一例といえます。



● 図 3・4 富士吉田市の指定文化財以外の主要な歴史的・文化的資源

⑦間堀川・神田堀川（図中写真は神田堀川）

雪代水が山麓の火山性扇状地を掘り込んでできた窪地を、通常「堀」と呼びました。上吉田が雪代を避けるために現在の位置に移転した時、町の両側に位置する神田堀川と間堀川は、雪代が発生した際には堀として町を守りました。現在は水が流れ、川となっています。

⑧西念寺

時宗の寺院である西念寺は「富士道場」とも称されていました。719（養老3）年行基によって開かれ、富士山来仰阿弥陀仏三尊が安置され創建されたといわれています。1298（永仁6）年には宗派を天台宗から時宗へ改められました。西念寺の檀家は上吉田・下吉田にわたり、江戸時代には多くの御師が西念寺の檀家でした。

⑨富士山レーダードーム館

35年間にわたり富士山頂から「台風監視の砦」として気象観測データを送り続けたレーダードームが、1999（平成11）年にその役目を終え、富士吉田市に体験学習施設として生まれ変わりました。館内では、富士山レーダーの活躍の軌跡や、過酷な業務内容を紹介、気象観測に関する体験学習や、歴史、ゆかりの人物紹介などのコーナーがあり、気象観測の世界に様々な角度からふれることができます。

⑩鐘山の滝

鐘山の滝は、武田信玄がのろしの代わりに早鐘を打たせた際、勢いあまって懸け金はずれて鐘が桂川の大滝へ落ちてしまいました。それ以来滝から鐘の音が聞こえるようになったという伝説があります。山中湖や忍野八海から流れ込む桂川が桧丸尾溶岩に遮られ、溶岩でできた深い滝壺に、美しい二条の滝となり流れ落ちています。

⑪福地用水

山中湖から流れ出し、「忍野八海」などの湧水を集めて西流する桂川から北西へ分水して引いたのが「福地用水」です。福地用水は新屋や上吉田を潤しました。

⑫カンカン地蔵

松山4丁目にある、農作業に出かける百姓がこの地蔵の前を通るとき、天気を占った地蔵です。石を石碑に向かって投げ「カーン」と澄んだ音であれば晴れ、「カン」と濁った音であれば雨といわれていました。その音の様子から「カンカン地蔵」と呼ばれるようになりました。

⑬吉田のうどん

織物産業が盛んだった昭和初期、一般家庭では機織を動かしている女性に昼食の準備の手間をかけさせないように、また織物を扱う女性の手が荒れないように、うどんを練るのが男性だったので、コシのあるうどんが主流になったといわれています。

⑭絹屋町の街並み

1922（大正 11）年に富士織物整理株式会社の設立を契機に機屋が集まり、問屋や仲買人が集まりました。この辺りの家の座敷を間借りしてして毎月 1・5 の日に市が開かれるようになり、絹屋町と呼ばれるようになりました。

⑮月江寺界限・西裏通り

本町通り（富士道）を中心に、織物問屋街として栄えた絹屋町等の東側の街並みを「東裏」と呼んだのに対し、月江寺の門前において、繁華街として栄えた西側の街並みを「西裏」と呼びました。

「東裏」に織物問屋が林立し、仲買人たちが多く行き交うようになると、「西裏」は、月江寺表参道から伸びる通りから入る細い路地に面した小さな一区画に飲食店がひしめき合い、織物問屋や仲買人たちが訪れて大いに繁盛しました。現在でもその面影を残す路地や建造物があり、昭和時代を体感できるレトロな雰囲気が漂っています。

⑯倭文神社

月江寺公園の倭文（しとり）神社は、機織にたずさわった一族の倭文氏が祖神を祀ったのが起源とされる神社で、機織の神として信仰されています。

⑰月江寺

臨済宗の寺院である月江寺は、浅間神社の祈願所として開かれたのが始まりで、「山の寺・吉田寺」と称されていたといわれています。江戸時代には末寺 20 ヶ寺を越える、富士山北麓における最大規模の寺院として発展し、富士山北口の登拝拠点として宿と神符を提供していました。明治時代まで下吉田の現小室浅間神社の別当職を勤め、富士山信仰との関わりの深い寺でした。

⑱荒浜神社

新倉富士浅間神社の前身にあたる神社です。現在の本殿が造営されると、以前の本殿は左脇にだされ荒浜神社と名づけられました。荒浜神社は、蚕の神や機神が合祀されており、機屋が糸を奉納しました。商売繁盛の神として信仰されました。

⑲御師住宅

自然災害を避けるために、1572（元亀 3）年に現在の上吉田の地に移ってきた御師町には、表通りに面して細長い短冊状地割に沿って、建物が立ち並んでいます。その中には、国の重要文化財に指定されている小佐野家住宅や旧外川家住宅、国登録となっている原家住宅主屋や上文司家住宅主屋のほか、数多くの御師住宅が残されています。しかし時代の変遷とともに、維持管理が難しくなっています。

3・2 富士吉田市の歴史文化

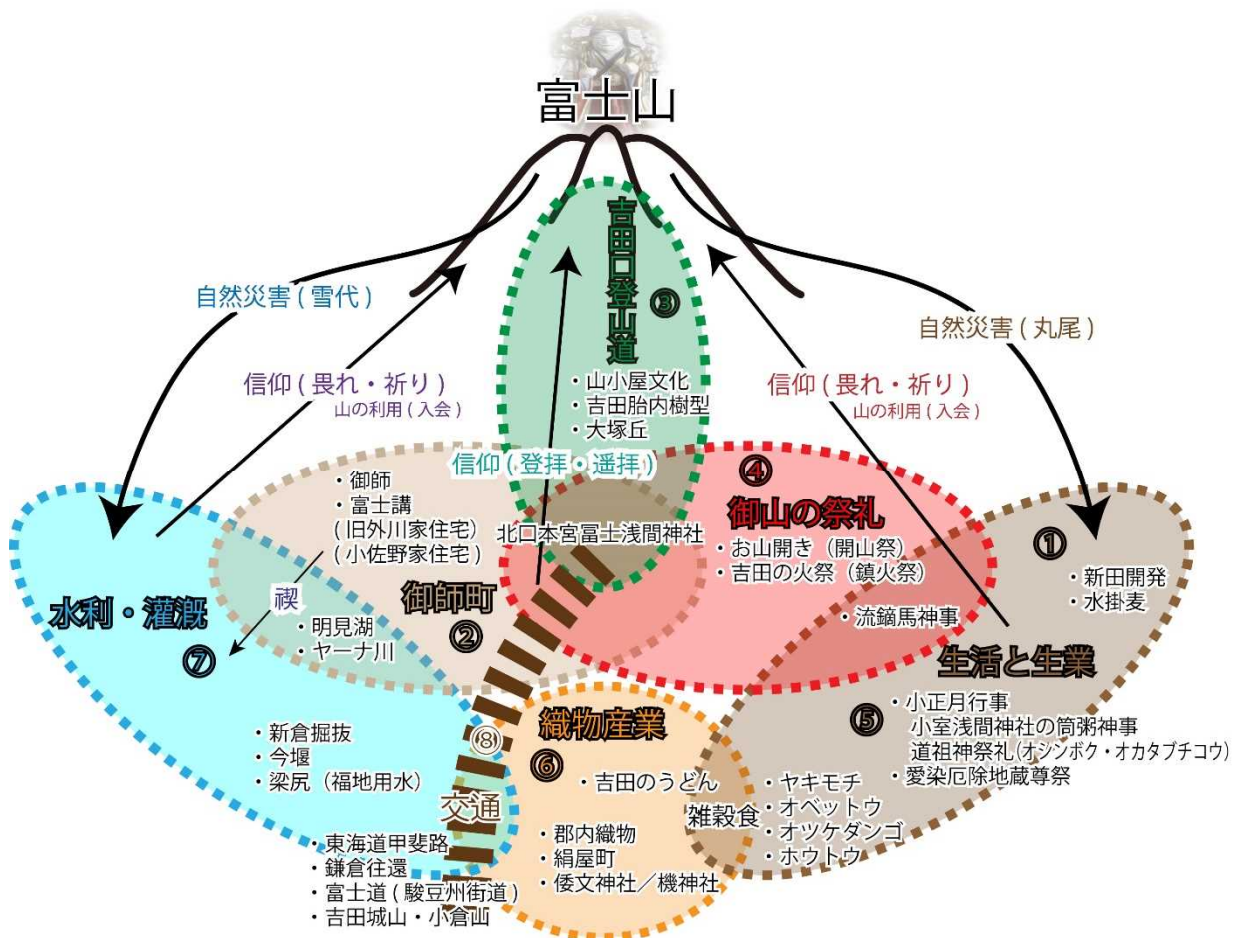
(1) 本市の歴史文化の特徴

富士北麓に位置する本市は、富士山を中心に道志・御坂両山地に囲まれ、市域の多くが富士箱根伊豆国立公園の区域に含まれる良好な自然環境を有しています。この地域の歴史は、そうした自然環境に生まれ、同時に幾度となく繰り返されてきた富士山の噴火活動を受けながらも、自然災害を巧みに避けながら暮らしを営んできた経緯によって、積み重ねられてきたものです。それらには、他の地域ではみることのできない特徴的な歴史文化の様相が表れており、次に掲げる8つの項目に整理して考えることができます。

- ① 富士山の噴火活動と人々の暮らし
- ② 北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化
- ③ 富士山吉田口登山道が支える日本固有の信仰形態
- ④ 聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼
- ⑤ 豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り
- ⑥ 織物産業の発展と風情ある街並み
- ⑦ 信仰、暮らしと産業を支える水
- ⑧ 内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち



・新倉山からみた富士山



●図3・5 富士吉田市の歴史文化の特徴概念図

1) 富士山の噴火活動と人々の暮らし

富士山は、約10万年にわたって幾度も噴火を繰り返してきました。1707（宝永4）年の大噴火を最後に300年以上噴火はありませんが、それは富士山の長い噴火活動の歴史のなかでは、ほんのひとつと時のことに過ぎません。本市は、溶岩流や火砕流、火山灰といった火山活動の影響を直接的に受けてきましたが、はるか縄文時代から、この地には人々の生活が連綿と続いています。富士山麓に住む人々は、噴火などの災害を巧みに避けながら暮らしを営んできました。

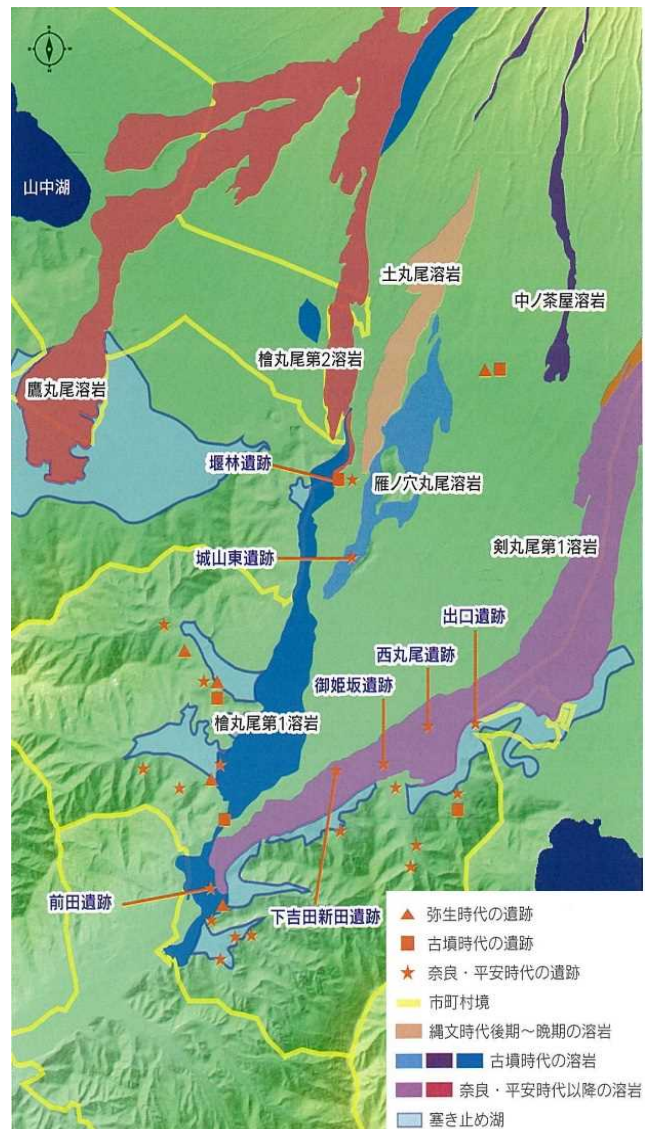
■縄文時代の富士吉田

縄文時代の富士吉田市域では、富士山から流下した溶岩によって、川が塞ぎ止められ、山裾に沿って多くの湖が形成されていたと考えられます。人々は、湖の恵みを求めて周辺に集落を形成し、生活の舞台としてきました。縄文時代中期（紀元前3500～2500年）に富士山の大噴火によって降り積もった大量の火山灰が、市内の上中丸遺跡と上暮地新屋敷遺跡の発掘調査において発見されています。度重なる富士山の火山災害に直面しながらも、縄文時代を通じて人々はこの山麓で生活を営み続けました。

■古代の人々の暮らしと富士山の噴火

人々は環境の激変で大きな影響を受けたとみられますが、しばらくすると再び同じ地に住んだことが、市内各遺跡の発掘調査でもわかっています。堰林遺跡からは、奈良時代の土師器が発見されています。

また、937（承平7）年に流下したと考えられている剣丸尾第1溶岩の下には、平安時代の集落が広範囲に埋まっていることがわかっています。特に西丸尾遺跡では、溶岩の高熱で変色した土器が見つかっていて、人々が住んでいる最中に溶岩が流下したと考えられます。



●図 3・6 富士吉田市の弥生～平安時代遺跡の分布

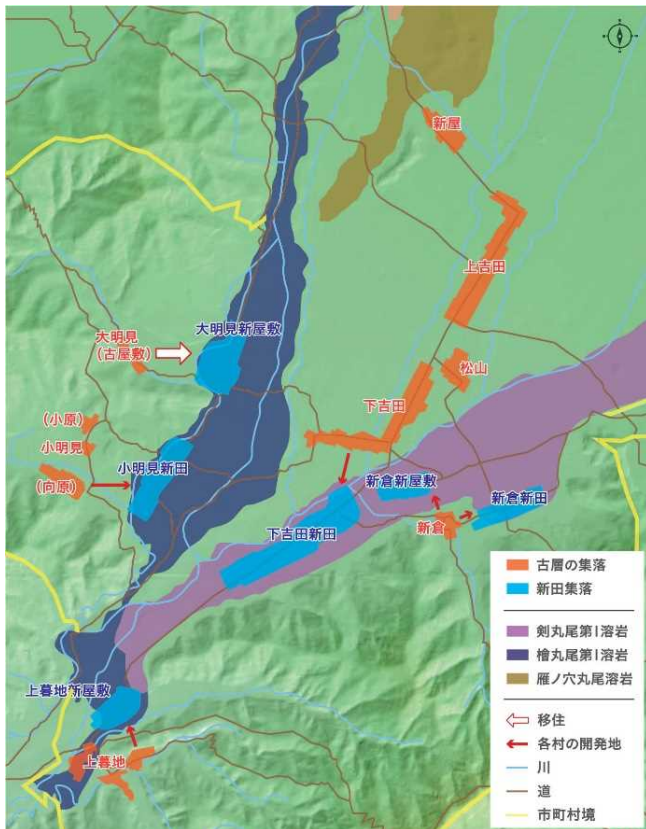
■「丸尾」における土地利用

丸尾とは、新富士火山期（紀元前6,000年頃～）に流下した新期溶岩流のことを指します。この溶岩台地は、現在の市街地となっている範囲にも広がっています。大規模なものでは、市域の西側を流下した「剣丸尾溶岩流」、東側を流下した「檜丸尾溶岩流」があります。市域には、火山灰土や水利に乏しい透水性の溶岩台地の上に広がっていることから、元来、農作物の栽培に適していませんでした。それでも先人たちは、厳しい自然と闘いながら、水を求め、山野の産物を利用して暮らしを営んできました。

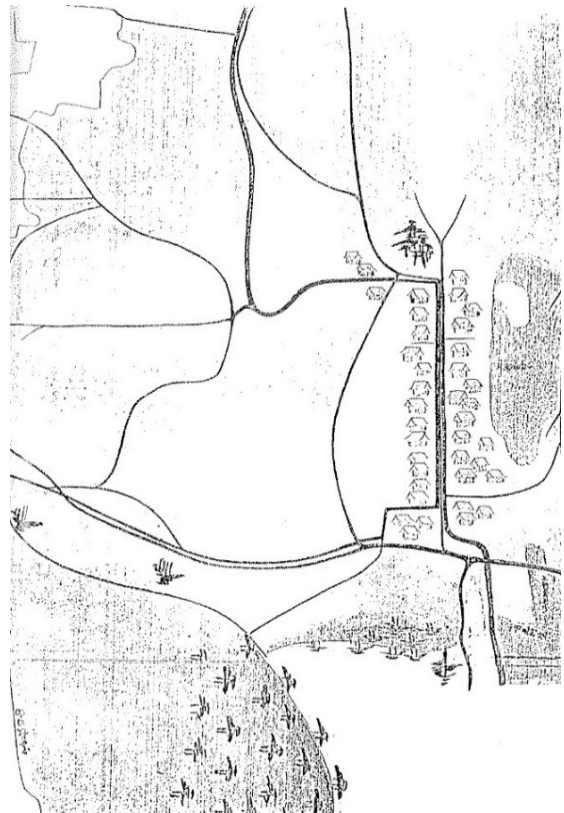
江戸時代になると、山裾の村では、溶岩台地の開発が進み、集落や耕作地が広がっていきました。初期の郡内領主・秋元但馬守喬知の時代には、灌漑水利の大規模工事が多く行われ、農地の生産性を向上させようと試みられました。なかでも農業用水「新倉掘抜」の開削は、河口湖の水を山一つ隔てた新倉地区へ流すという大規模なもので、延長約4km、総工費7千両、のべ人足約11万人を要した約170余年にわたる大工事でした。

■新田集落の展開

透水性の高い土質に対し、灌漑施設の整備が進む一方で、富士吉田市域において江戸時代の村として成立していた八ヶ村（上暮地・小明見・大明見・下吉田・新倉・上吉田・松山・新屋）の山裾の村では、旧来の生活の場から新田を求めて、剣丸尾や檜丸尾といった溶岩台地の開発が行われるようになり、また新たな集落も形成されていきました。



●図3-7 富士吉田市の近世新田集落の展開



●図3-8 大明見見取請場所絵図（弘文3年）

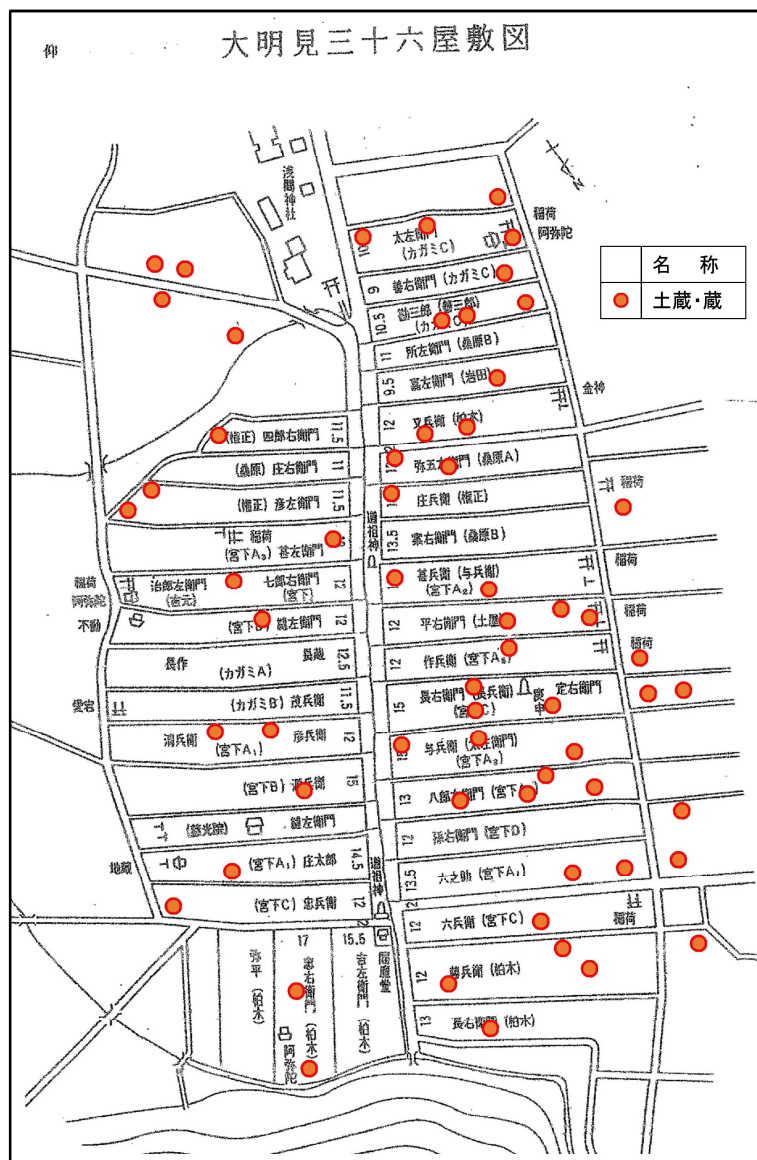
市内南東部に位置する大明見の集落は、もともと現在より東方の谷に位置していましたが（大明見古屋敷）、江戸時代に檜丸尾の台地で新田開発を行われ、新たに台地上に集落が形成されました（大明見新屋敷）。

大明見（新屋敷）は、集落の中心に用水路が引かれ、その両側に垂直に家屋が並ぶ、当時の新田集落に特有な短冊形の屋敷割りでした。鐘山通り沿道には、大明見の町割りが当時の面影を残しています。現存する屋敷は36屋敷有り、各家には土蔵や蔵が数多く残っています。

地区内には、藤原藤房の墓、南朝忠臣、勝海舟、清水の次郎長にゆかりの建物など多くの史跡が残されています。



・背戸山から見た大明見（新屋敷）の景観（明治15年）



●図3・9 大明見「三十六屋敷」の同族分布と同族神
(1686(貞享3)年「屋敷割帳」による・数字は屋敷幅の間数)

■自然と共に生きる人々

富士山に関わる自然災害は噴火だけではなく。春先及び初冬の急激な気温上昇に伴って起こる融雪による土石流もまた人々を悩ませていました。これを雪代といいます。ひとたび発生すると麓の村々へ甚大な被害をもたらしたのですが、小規模な雪代の場合、雪代の流れたところへ鋤簾をもって駆けつけ、先を争って土砂を流す溝を付け、岩だらけのところへ土砂を誘導したという伝承が残されています。丸尾には、耕地開発に伴った人々の絶え間ない努力が刻み込まれています。

2) 北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化

古来より、多くの人々が富士山に魅せられてきました。神仏の住む山として、巡礼者の集う霊山として信仰登山が行われ、またその美しい山容から、数多くの絵画・文学の題材ともなってきました。富士山頂に到達することは、文字通り日本で一番高い場所に立つことになります。その秀麗な姿と神秘性、日本一の頂へ登り立つ魅力は、これからも人々を惹きつけてやみません。

■遥拝信仰

古来より、人々は富士山の秀麗な山容に神聖さを感じ、自然と手を合わせていたと考えられます。また、噴火を繰り返して災害をもたらす富士山は、畏れ崇められる存在でもありました。富士山を信仰する原初的な人々は、そのような山を遠く麓からみて拝む、遥拝信仰であったと考えられます。かつて富士山は、山そのものを神と考える「神体山」であり、人が近づけない、また登ってはならない神聖な山とされていました。

■鎮爆の願い

平安時代の初め頃、大規模な噴火を繰り返していて、当時の人々は、富士山の噴火を神の怒りによるものと考えていました。ときの朝廷は、富士山の神を浅間大神として祭祀することによって噴火を鎮め、災いを取り祓おうとし、麓の各所に浅間大神を祀る神社を置きました。現在もある浅間神社の名称をもつ神社はその一部です。

■神仏習合の信仰

平安時代末期、富士山の噴火活動が沈静化すると、富士山には仏教の僧侶が山中に分け入り修行するようになります。日本古来の神と仏教の仏は一体であるという「神仏習合」の考えが生まれ、山を仏の住む世界とする仏教の思想が定着していき、独特な富士山信仰のかたちが作られていきました。これを機に山内には浅間大神（富士山）の本来の姿（本地仏）とされる大日如来をはじめとして、多くの仏像が奉納されるようになりました。こうして、麓から山体を拝む遥拝から、山中での修行を目的とする修験へと変化していきました。

■大衆信仰としての富士講

このように、富士登山は修行僧などの限られた人々のみによって行われていましたが、室町時代になると、一般の参詣登山者（道者）が富士山に大勢登るようになりました。この頃、修行者の一人である長谷川角行(1541-1646?)は、富士山信仰に関する独自の教えをまとめあげ、のちにこの教義を受け継いだ弟子たちによって「富士講」として民衆に広まっていきました。こうして近世の富士山信仰は、江戸を中心に関東地方一円に「富士講」として花開きました。そして、江戸時代末期には「江戸八百八町に八百八講」といわれるほど、庶民の間で盛んになりました。これらの多くは、吉田口を起点に富士登山を行ってきました。

■女性と富士山信仰

富士山は修験道の往古から富士講が隆盛した江戸時代まで女人禁制でした。どうしても山頂を遥拝したい女性は、二合目の東南にある富士山頂と日の出を拝することのできる場所へ密かに行き遥拝しました。当時「女人禪定」と呼ばれ、のちになまって「女人天上」と呼ばれるこの遥拝所も、

明治政府の神仏分離に伴い、1872(明治5)年に禁制が解かれると、訪れる人はほとんど無くなりました。所在すら忘れ去られていた遙拝所ですが、「すその路郷土研究会」の努力により確認され、当時の信仰の姿の一面をわれわれに伝えています。

■御師と富士講

『広辞苑』等に拠れば、御師とは本来、御禱師の略で祈祷に従う神職または社僧を指し、伊勢神宮では、神職のうち年末に暦や御祓を配り、また参詣者の案内や宿泊を業とした者を指します。

富士山の御師は、富士山の神霊と富士講などの道者(信者)との間に立ち、道者に代わって祈りをあげ、自宅を宿坊(宿泊所)として提供し、富士山信仰を広める役割を果たした宗教者です。すでに室町時代末期の記録に登場する富士山の御師は、江戸時代末期までに上吉田に86軒を数えました。御師は、講社との良好な関係を保つため、登山期以外には多くの講社の居住地まで御札配りや挨拶回りに出向きました。富士講の講社は、特定の御師の檀家となり、毎年同じ御師に世話になり、また祭祀具や食器などを御師の宿坊に奉納しました。



・富士山遙拝所女人天上



・旧外川家住宅

■御師町の成立と特徴

室町時代末期の記録に拠れば、吉田には古くから町場が形成されていました。上吉田の御師町は、雪代を避けるため、1572(元亀3)年に、古吉田からその西方に位置する現在の上吉田に移転しました。当初の町の範囲は現在の上宿・中宿と呼ばれるところまでで、後に下宿と呼ばれる北東部へ拡張され、現在の金鳥居付近まで達しました。

この街並みは、表通りを挟んで短冊形に細長い敷地が並ぶ屋敷割りが特徴で、中近世の都市空間の典型的な区画を示していますが、「タツ道」という路地を入ると、「ヤーナ川(間の川)」と呼ばれる水路を渡って、奥まった御師の宿坊に入っていくといった姿が特徴的であり、他の地域のようにいわゆる町家が並ぶような町並みが形成されなかったことが特徴です。このような特徴が現在の街並みにも残っており、当時の面影を残しています。

■富士講の登拝と聖地巡礼

長い道のりを旅して上吉田の町に着いた富士講の一行は、檀家となった御師の家(宿坊)に宿泊します。御師の登山安全祈願を受け、身支度を整えて、翌早朝に出立しました。下山後には世話になった御師の家に立ち寄り、無事の登拝を祝い、感謝してから帰途に着きました。中には、その前後に、富士八海や胎内樹型、風穴、氷穴等の麓にある他の霊場を参拝することもありました。御師町はまさに霊山富士の巡礼拠点でもありました。



●図3・10 上吉田宿(江戸時代後期)
「富士一北口明細御絵図面」(個人蔵)

■富士山域の浅間神社

富士山の信仰に基づいて、富士山を神格化した浅間大神や記紀神話に登場する木花開耶姫（このはなさくやひめ）を祀る神社を浅間神社といいます。なかには木花開耶姫の父神とされる大山祇神（おおやまつみ）や姉神とされる磐長姫（いわながひめ）を祭神とする神社もあります。これらの神社は、富士山麓をはじめ、その山容が眺められる地に多く立地しているといわれています。浅間神社の多くは、山梨、静岡の両県域に集中しており、全国の浅間神社の数は1,000を超えるといわれます。他社内の境内社や富士塚の浅間社まで含めると、実に数多くの浅間神社が関東を中心に祀られており、富士山信仰が関東を中心に広まっていたことを知ることができます。浅間神社の他にも、父神の大山祇神や姉神の磐長姫を祭神とする山神社があり、山地とムラの境界地に祀られています。

■北口本宮富士浅間神社

本市で最も大きく、また登山道の起点となる富士山信仰の中心地の一つともいべき浅間神社が、北口本宮富士浅間神社です。社記によると、神社は富士山の遥拝所であった大塚丘（おつかやま）に祀られた浅間明神が起源とされています。788（延暦7）年に、甲斐守紀豊庭（きのとよひろ）が現在の鎮座地である諏訪森に社殿を建立し、浅間明神を祀ったと伝わっています。その後、富士山信仰の隆盛によって浅間神社の社域が拡大し、上吉田の産土神として祀られていた諏訪神社を取り込んでいきました。浅間神社は、武田信玄を始め、領主からの崇敬が厚く、また富士山信仰の力に支えられて今日に至る立派な社殿と境内の景観が形成されました。



・北口本宮富士浅間神社

■村上光清と浅間神社

村上光清(1682-1759)は、富士講の祖ともいべき長谷川角行から数えて第5世の月心を父にもち、12歳の時に父とともに富士山に登ったと伝えられています。光清は毎年、富士登山の修行に赴き、その数は127度にも及び、登山の後には角行が修行した人穴で21日間の修行をしたとされます。1733（享保18）年、光清は寄進を募って北口本宮富士浅間神社の社殿などの整備を始め、5年の歳月をかけて大規模な修復工事を完成させました。



●図3・11 上吉田絵図(個人蔵)
御師の町と浅間神社

■新倉三ヶ寺

入山川南岸の溶岩台地末端に正福寺・如来寺・大正寺の三ヶ寺が並んでいます。これらは新倉三ヶ寺とも呼ばれ、いずれも戦国時代の頃から浄土真宗の寺院となりました。近世初頭には



●図 3・12 富士吉田市の浅間神社と山神社の分布図



・如来寺



・正福寺



・大正寺

当時の郡内領主浅野氏の庇護を受け、真宗本山の門主（主僧）の来訪を受ける寺でもありました。また、三ヶ寺とも富士山信仰と関係が深くかつては山小屋を持ち、登山者にお札を配布していました。三ヶ寺には指定文化財となっている優れた建造物も多く、当時の繁栄ぶりをよく示しています。

3）富士山吉田口登山道が支える日本固有の信仰形態

現在富士山は、観光やスポーツ登山など、誰でも気軽に登れる山として人気を集めています。時代とともに登山の目的は移り変わってきましたが、元来富士山は、神仏の住む霊山とされ、信仰のために登る山でした。平安時代末期には仏教の影響を受けて、修験者が修行としての登山を行う山となり、室町時代以降は一般の人々の信仰登山も行われるようになり、江戸時代後半には庶民による富士山への参詣が大流行しました。

■山頂への道

時代によって変化がありますが、江戸時代後期の地誌『甲斐国志』には、「登山路ハ北ハ吉田口、南ハ須走口・村山口・大宮口ノ四道ナリ」と記されています。このうち吉田口登山道は、麓から山頂まで通して歩ける現在唯一つの登山道です。現在登山道として利用されているのは、吉田口、須走口、御殿場口、富士宮口（大宮口・村山口）の4つです。

■御山登り道

信仰登山の最終目的は、山頂に至り、聖地である内院（噴火口）を拝し、山頂を一周する「オハチ巡り」を行うことでした。その道中の登山道沿いの山小屋や祠堂には、様々な神仏の像が安置されており、登山者はそれを拝しながら長く厳しい山道を歩いたのです。

江戸時代、登山の道のりは、早朝に麓の御師宿坊を出立し、北口本宮富士浅間神社を参拝した後、境内の登山門から登り始め、三合目で昼食、七～八合目の山小屋で一泊します。翌日夜明け前に山小屋を出発して、山頂を目指しました。

■山小屋文化が支える富士山信仰

平安時代の『本朝世紀』という記録に拠ると、1149（久安5）年に末代上人が富士山頂上に大日如来を祀った大日寺という御堂を建立したといえます。これを契機に、富士山内には多くの仏像や神像が奉納されました。吉田口登山道や山頂部各所に安置されたという記録が残るものや、現在もなお伝わっているものを合わせて80体以上もの仏像や神像が知られています。

さらに、信仰登山が盛んになると、富士山中には随所に神仏を祀る祠堂が建立されました。登山者が祈りをささげるため足を止めた場所が、後に休息所として整備され、山小屋への変わっていったと考えられています。こうして、山小屋の多くは、神仏を祀る祠堂に隣接するように建築されていきました。そのため、山小屋は休息所であると同時に信仰の拠点ともなっていたのです。

現在伝わっている仏像・神像のなかには、修験者や講中の道者などにより山小屋に奉納・安置されたものも多く、登山道沿いにある山小屋は、日本固有の信仰形態である富士山信仰を支える重要な存在となりました。

■山小屋の諸形態

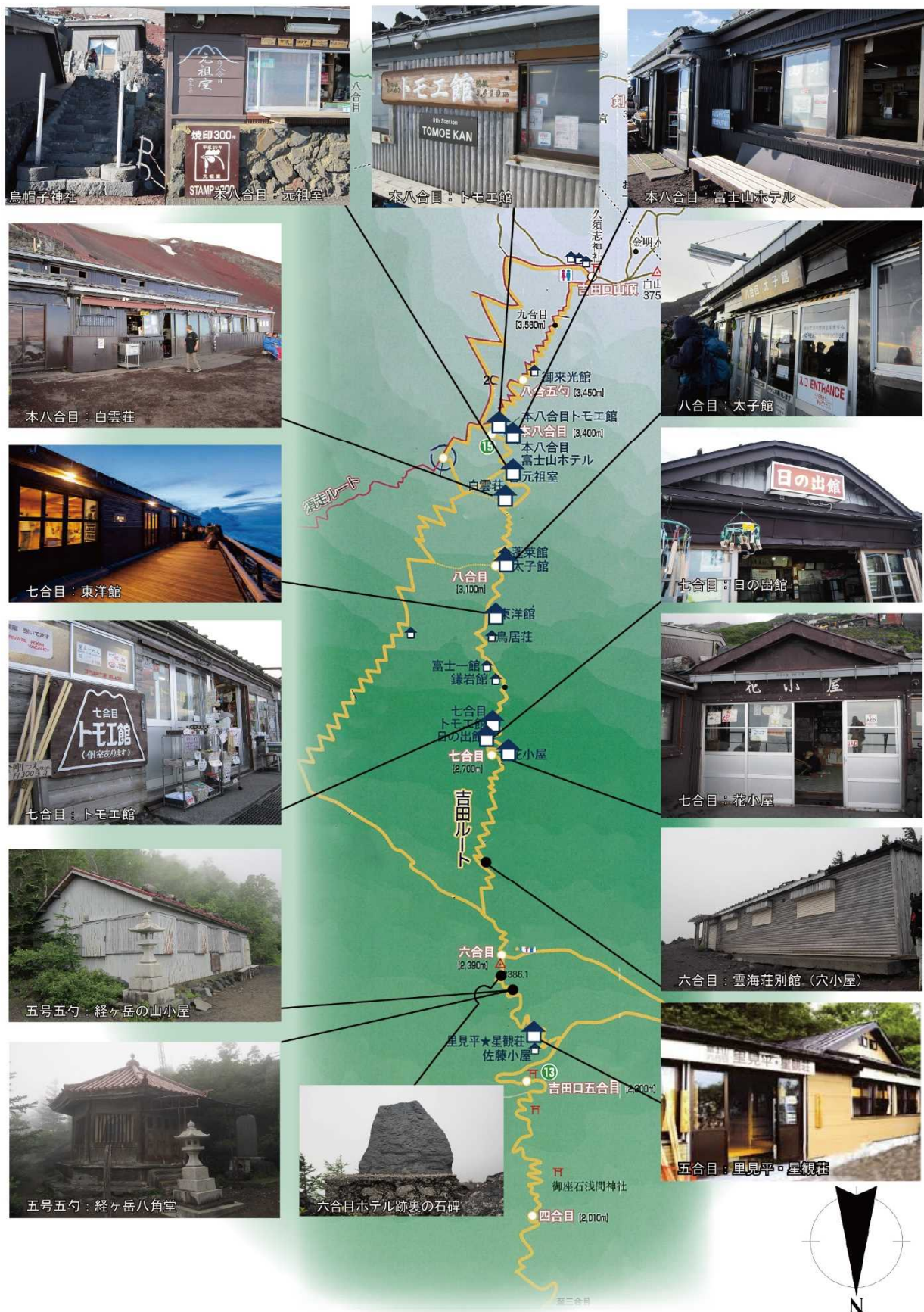
これらの山小屋は五合目を境として構造に違いがみられます。五合目から下の山小屋は、森林帯によって風雨を避けられるため、木造主体の建物で、宿泊というよりも休息所としての利用が多く、「茶屋」とも呼ばれ、大勢が一同に休める広い施設が設けられました。六合目から上は、岩場で遮るものがない過酷な環境のため、小屋を石で囲った「石室」と呼ばれる、より強固な造りとなっていました。

■胎内樹型

登山道から少し離れたところに、溶岩が流れる際に樹木を取り込んで固まり、熱によって燃え尽きた樹幹の跡が空洞になった「樹型」と呼ばれるものがありました。これらは穴の中が人体の内部に似ていることから、「胎内」と呼び、信仰の対象となりました。胎内樹型に入って出てくることで、「生まれ変わる」、あるいは「安産のご利益がある」とされ、富士講の登山者（道者）たちは、胎内樹型を訪れて胎内巡りを行ったのです。富士吉田市域には国の天然記念物として指定されている「吉田胎内樹型」があり、今でも富士山北口御師団が、毎年4月に「胎内祭」を挙げるなど、信仰を集めています。



●図 3-13-1 吉田口登山道の山小屋と歴史的・文化的資源 (1)



●図 3・13-2 吉田口登山道の山小屋と歴史的・文化的資源 (2)

4) 聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼

修行者や富士講の人々にとって、富士山は修行の場であり、現世利益を求めて参拝する対象である一方、富士吉田の人々にとっては、富士山は畏れ、祈りを捧げる対象でした。そうした聖地富士山を鎮め守る祭礼が、今でも人々の間で受け継がれています。

■御山開き

御山開きは毎年7月1日です。北口本宮富士浅間神社では、その前夜祭に、境内にある吉田口登山道の起点となる登山門（登山鳥居）にかけられた太い注連縄を手力男命（たちからおのみこと）が木槌で断つ「御道開き」の神事が行われ、翌日の開山祭での神事を経て、ようやく御山開きとなるのです。白装束に身を包む富士講の先達と道者たちは鳥居をくぐり、人間の五感と意識が修行を通じて清らかになることを示す「六根清浄」の掛け声とともに登っていきます。



・御山開き



■吉田の火祭

毎年8月26日、27日に行われる「吉田の火祭」は、富士山の噴火を鎮めるための「鎮火祭」とも呼ばれており、記録に拠れば400年以上前から行われていました。26日の宵祭りでは、富士道に大きなタイマツ（松明）が奉納されるほか、上吉田の家々では、小タイマツが各戸前に奉納されます。27日の本祭りはススキ祭ともいい、ススキの玉串を持った人々が神輿の後を練り歩きます。関東近郊の富士講の講員の一部も、北口本宮富士浅間神社の神事へ参加し、聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼は富士山信仰とも関わって発展していきました。



・吉田の火祭

吉田の火祭は、現在北口本宮の祭礼として知られていますが、元来は境内に鎮座する諏訪神社の祭礼でした。浅間神社の鎮座する森は「諏訪森」と呼ばれ、昔から上吉田村の産土神として諏訪明神が祀られていました。富士山信仰の隆盛によって浅間神社が拡大していくと諏訪神社は浅間神社と合わせて祭礼を行うようになりました。神を神輿に遷御する際、浅間神社から神輿の安置される諏訪神社へ一度移るのはそのためです。オヤマジマイとも呼ばれる「吉田の火祭」が終わると、富士吉田は秋の気配が漂い、9月10日の閉山祭を迎えて、富士登山の季節を終えるのです。

■太々神楽と浅間神社

富士太々神楽は北口本宮富士浅間神社に伝わる神楽で、榊の舞、神巫の舞、四方拝の舞、猿田彦の舞、鉦女（うずめ）の神の舞、手力男の神の舞、天照皇大神の舞、綿津美の神の舞、稲荷大神の舞、片剣の舞、両剣の舞、墓目の舞の12の舞で構成され、大地を強く踏み鎮める「反閤」と速い動きの「散らし」が特徴の神楽です。節分、祈年、初申、新嘗の各祭でも奉奏されますが、御山開きや火祭でも奉奏される富士山信仰とも関わる神楽であるといえます。

5) 豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り

富士吉田の生活に富士山を切り離して考えることはできません。人々は絶えず富士山の影響を受けながら生活を営んできました。広大な裾野や森林からは、食料や生活物資といった山の豊かな恵みがもたらされました。一方で、富士山に起因する環境は稲作には適せず、厳しい暮らしを強いられてきました。そこで、人々は織物や地形を活かした農作物の生産などを行うとともに、この地域独特の人々の生活に深く根ざした様々な祭礼・行事を受け継いで、日常生活の平穏、家族の健康、農業の豊作、商売の繁盛などを神仏に祈願し、日々の暮らしをより豊かにするために知恵と努力を積み重ねてきました。

■山の利用

富士北麓地域は、火山灰地で土壌は痩せ、気温も低く農耕に適していなかったため、人々は暮らしの糧を集落の背後に広がる里山や森から得ていました。このように入り合う場所を入会地（入込地）といいます。江戸時代、富士北麓の11ヶ村（上吉田村、松山村、新屋村、下吉田村、新倉村、大明見村、小明見村、山中村、平野村、長池村、忍草村）の人々にとって、入会地の利用は、生活の糧を得るための大切な権利であり、限りある産物を分かち合うために「入会」という文化を築き上げてきました。市域では富士山をはじめとして、村境の丸尾や近隣の村と接する山々が入会地となっていますが、山に入る日や採集・運搬方法など、山の利用について様々な取決めがあり、争いも絶えませんでした。

村々での入会の取り決めが不明確で争いが耐えなかったため、1736（元文元）年に幕府による裁決があり、細かく権利等の決定が下されました。この裁許により富士山北面の裾野は11ヶ村の入会地として確認されましたが、採取物の種類など入会の条件は村によって異なりました。

現在は、富士山北面の恩賜県有林を富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（恩賜林組合）が管理し、入会権の擁護と入会の歴史・文化の普及啓発を行っています。また、北富士演習場内国有入会地の草原を維持するための「火入れ」を、入会権の明認行為のひとつとして行い、入会権思想の高揚を図っています。

■生業と生活

富士北麓地域は、火山灰土や高冷地という環境にあり、必ずしも稲作に適した土地柄ではありませんでした。そのため、水田に適した耕地はわずかで、多くは麦・粟・稗・蕎麦・トウモロコシなどを栽培する畑作地でした。また、年間を通じて気温が低いため、絶えず冷害にも悩まされてきました。「水掛麦」という独特な麦の栽培法が発達したのも、この環境に合わせた先人の知恵といえます。水掛麦は、富士山の裾野の緩やかな傾斜地形を利用して、桂川の水を畑に掛け流して栽培された麦で、この地方独特の栽培方法です。栽培には川の水の養分のみによって生育するので、肥料



●図3・14 富士山論絵図 1691（元禄4）年 個人蔵



・北富士演習場内国有入会地の火入れ

を用いず、しかも流水を用いるため、冬季でも凍結せず、麦踏みも不要でした。

そのほか当地の人々は、農業の他にも機織・強力・先山・馬車引き・大工等様々な仕事を行いながら、日々の生活を営んできました。

■流鏝馬神事

富士吉田市指定文化財。毎年9月19日に執り行われる下吉田にある富士山下宮小室浅間神社の流鏝馬神事は、秋に山に帰る神（木花開耶姫）が、翌春再び里に降りるまでの留守の間、暮らしの平穏無事を祈願するために奉納されるもので、馬場を走る馬の蹄跡によって争いや火事などの吉凶を占います。神事に際しては、9月13日から7日間にわたって、厳粛な潔斎を行います。潔斎を行った騎手たちによって「みくじ」が引かれ、朝馬（騎手は白装束）、夕馬（騎手は赤装束）と呼ばれる役馬に騎乗する馬主が決まり、19日に境内の馬場で出走します。



・流鏝馬神事

■小正月の行事

元旦の大正月に対して、1月15日を中心に行われる行事を「小正月」といい、これを市域では「十五日正月」と呼んでいます。家々では、マイダマ・メーダマ（繭玉）と呼ばれる多数の団子を木の枝にさしたダンゴバラ・ダンゴバナ（団子花）等と呼ばれるものを飾り、翌日以降に枝から外し、炙って食べることで、無病息災を祈願します。あわせて、地区ごとに祀られている道祖神に対して御神木が立てられ、道祖神祭礼が盛大に行われてきました。

さらに、その晩には、神々に扮した子どもたちが新婚の家を訪れ、御布施（御祝儀）のやりとりの面白おかしく演じて、厄難を消除し、無病息災、家内安全、子孫繁栄を約束して帰っていくという「オカタブチコウ」が執り行われます。

そのほか養蚕や農作物の豊凶を占ったり、祈願したりする儀礼も多く行われており、そのための様々な儀礼道具がこの期間に集中して作られ、用いられています。

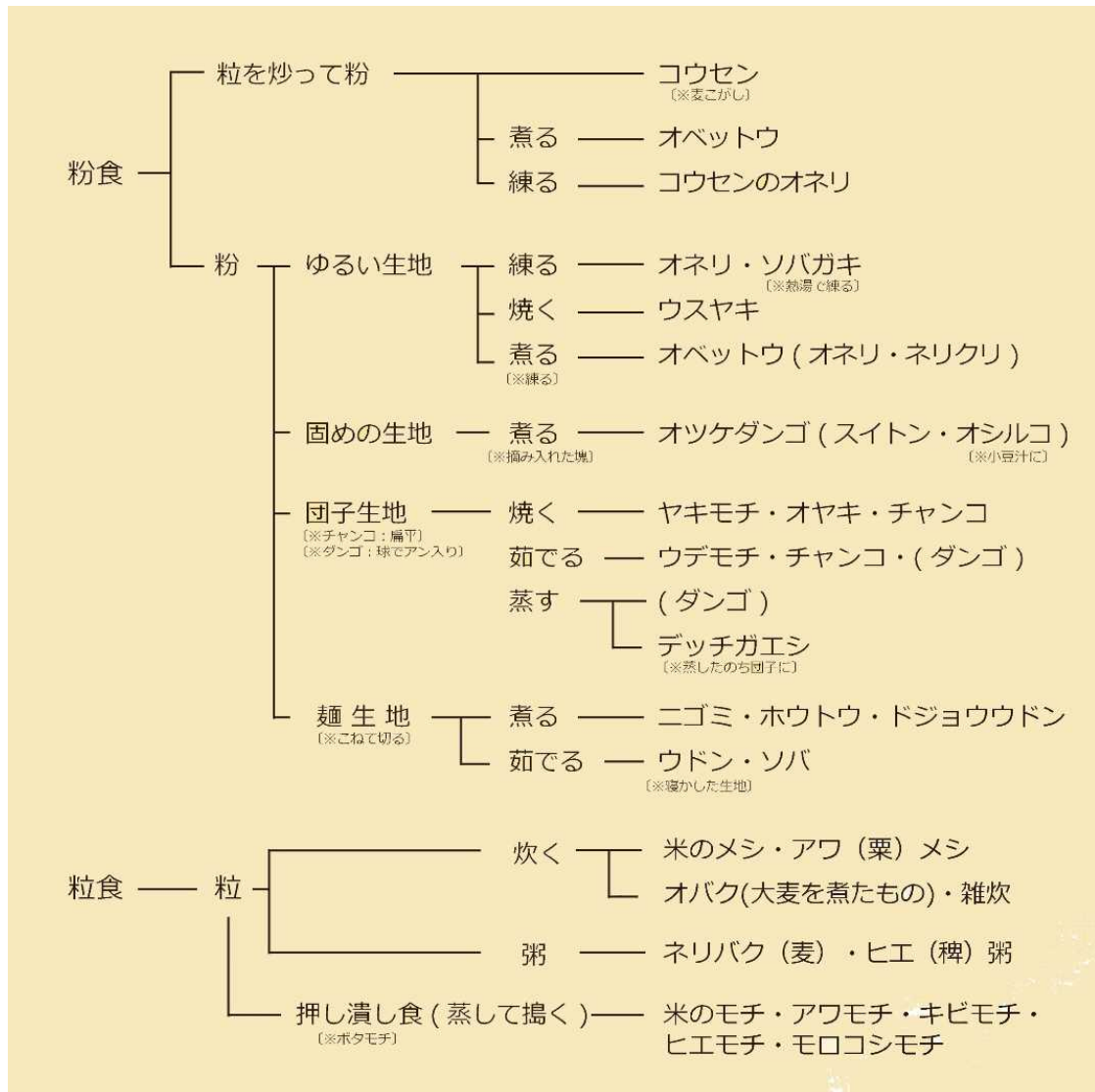
■筒粥神事

筒粥神事は、小正月の行事として下吉田の富士山下宮小室浅間神社において行われる神事です。14日深夜～15日未明にかけて境内の筒粥殿において7日間の精進潔斎をした占人によって厳粛に執り行われます。この神事は、24本の葎の筒の中に米と粟を混ぜた粥がどれだけ入ったかで、その年の農作物の豊凶を占うものです。また、カツノキの小さな木片を燃やし、その焼け具合によって12ヶ月の天候を占う「燠炭の神事」も併せて行われます。朝になると占いの結果が紙に刷られ、一般に配られます。農家ではこれを受けて作付けの参考にしていました。

■富士吉田の食文化

江戸時代には市域の比較的海抜の低い地域で稲作が行われていましたが、海拔の高い地域で安定的に稲作が可能になるのは、品種や肥料が改良された明治・大正時代以降のことです。それまでは、畑作により大麦・小麦・粟・稗・黍・とうもろこしなど雑穀類の栽培を行って、それらを粉にして、水でこね、汁の中に野菜と一緒に煮込んで食べる粉食が一般的でした。粉食には、粒を炒って粉にする方法（大麦）と、粒をそのまま粉にする方法（小麦・大麦ほか雑穀）の2通りの調理法があります。

かつては、朝食にヤキモチ（焼き餅）、オベットウ、夕食にもオツケダンゴ（おつけ団子）、ホウトウなど、といった穀物の粉を用いたものが主食として日常的に食べられていました。特に多種類の穀物で主に煮て調理されるチャンコ、オベットウ、オツケダンゴは、いずれの穀物であっても調理可能な食物で、穀物の種類に限定されない点でその年の農作の豊凶に左右されないので、危険分散的な意味からも普遍的な調理法といえ、市域においては粉食の最も中心となる調理法であったといわれます。



●図3・15 富士吉田市域の伝統食の体系

■御師の食文化

御師料理は、富士信仰を支える御師町に息づく料理で、御師により歴史的に形成された伝統的な食事形式です。銘々膳を用い、漆や江戸時代に発展した染付の器等を合わせた食膳で、江戸から大正期に形成されました。基本の献立は汁とごはん、香の物、3～5菜の料理の組合わせとなっています。富士山という高地特有の季節感に基づき、折々の行事を大切にした食事内容が特徴です。

また、旧鎌倉往還よりもたらされた食材の影響もみられます。1年を通じて信仰に支えられた感謝の心や、食事というコトを大切にした食生活と、奉仕や相互扶助の精神、相互のおもてなしを基本としたコミュニケーション等が大切にされたため、健康寿命にもつながっていると考えられています。

御師料理の特徴

○信仰に基づいた料理

江戸時代は食肉が禁忌とされ、また修験道の影響もあり、精進料理をベースとして形成されました。主な食材としてヒジキ、干瓢、昆布、牛蒡やその他の野菜が挙げられ、料理としては、ヒジキとじゃが芋の煮物、夕顔の煮物や汁物がその代表として継承されています。

○神人供養のふるまい料理

神に感謝し、神人共食を行うことが基底にあるため、神饌を献供し、直会で神様と共に神酒をいただきます。下山の際の祝いの膳や太々神楽奉納の際の式正料理等、本格的なおもてなしを行い、食膳には古くは鯉をはじめとした川魚、鮑、鰹等の魚介類を多用したお料理が並びます。お餅や赤飯、雑煮等も様々な祝いことに作られ食べられてきました。

○御師のおもてなし

信仰と奉仕の心が基本にあり、御師の家族や手伝いをする人たちのおもてなしとして継承され、主客が相互にもてなす行為を特徴とします。例えば、御師のおもてなしに対し、講社からの米や酒、食材のお土産や食具等の寄贈や、神楽の奉納等があります。御師と富士講の人たちとの相互交流により、もてなし、もてなされる関係が食事ゴトにより歴史的に継承され、相手の立場を心得たもてなしが特徴となります。

○富士山麓の山の恵み

春から秋までの夏山シーズンは、富士講のためのおもてなしの食事、秋から冬は心身の温まる吉田のうどんをはじめとしたさまざまな粉食、雑穀文化があります。富士北麓の山菜やキノコなども、食文化の特徴の一つとして考えられます。

6) 環境に支えられた織物産業と風情ある街並み

富士山北麓に位置する本市は、高冷地であり、かつ火山灰の厚く堆積した土地では農業生産という面で厳しい環境にあります。この地域で織物が盛んになったのは、生活を営むこの地域の人々が、農業生産を補うための手段として始めたことがきっかけです。

■郡内織物

郡内地方（山梨県東部地域）の機織りが記録に現れるのは、江戸時代初期のことで、当時この地域を治めていた領主・秋元氏によって織物の生産が奨励され、発展していきました。その後、関東平野周辺の山麓で発展する他の織物産地との差別化を図るため、様々な技術を磨き、高級織物の産地として知られるようになっていきました。

■近代以降の機織りと甲斐絹

江戸時代、家内副業的な規模で出発した郡内織物は、大正時代に入って電力織機が導入され、大量生産が可能になりました。製品開発と設備の充実を図りながら生産量を伸ばし、全国的な産地として定着していきます。しかし、「甲斐絹（かいき）」と呼ばれる絹織物は、衣服の変化等により需要が減り、1940年代には生産されなくなりました。戦後は、復興の需要によって「ガチャマン」（機をガチャンと織ると一万円）といわれたほど生産量を伸ばし、1950～60年代の高度経済成長を経て、先染めの細い糸で高密度に織るといった絹織物で培われた技術を活かし、洋傘地・ネクタイ地・服裏地など新たな需要に応えるようになりました。

■絹屋町

市内下吉田にある本町通りの山梨中央銀行出張所から間堀川に架かる郷台橋までの間の地区は、絹屋町と呼ばれています。ここでは、かつて毎月1日と5日に絹織物の取引をする市が開かれていました。絹屋町の成立は、1922（大正11）年に郷台橋の東側に富士織物整理株式会社が設立され、ここで織物の整理を依頼する機屋が集まるようになり、機屋と取引をする東京・大阪・名古屋方面から絹織物の問屋や仲介人が出張してきて、この辺りの家の座敷を間借りして市が開かれるようになったのが始まりです。やがて絹屋町を中心として商業地が形成され、下吉田月江寺の門前は、町として大きく発展していきました。昭和30年代以降絹市は開かれなくなりましたが、現在でも絹屋町と呼ばれて、往時の面影を残しています。



■レトロな街並み（月江寺界限）

下吉田では、本町通り（富士みち）を挟んで、絹屋町など織物問屋街として栄えた地区を通称「東裏」と呼び、月江寺表参道と細い路地に繁華街として栄えた地区を通称「西裏」と呼びます。かつて絹屋町で儲けた織物商人たちはこの繁華街で豪遊しました。西裏や月江寺通りには、かつての旅館・料亭・旧妓楼等の古い建造物が立ち並んでレトロな雰囲気を醸し出しており、往時の繁栄を見ることができます。



■現代の織物産業

甲斐絹の生産で培ってきた高度な技術は、現在の織物産業に引き継がれています。しかし、これまでの生地素材中心の生産形態は、消費者の目に届きにくく、この地域が世界でも有数の技術力を持つ織物産地であることが伝わりづらい面がありました。現在は、機屋同士が連携して産地の魅力を国内外に向けて発信するとともに、大学やデザイナーと共同でオリジナル商品を開発するなどの取り組みが活発で、本市と周辺地域の織物業は地場産業として再び注目を集めています。



・ふじやま織

■機神社

下吉田に所在する天神社（天満宮）の境内に祀られている機神社は、昭和初年に機屋や織物整理会社の寄付によって建立された神社です。祭神は天棚機姫神で、5月15日に機祭りが行われていて、機織の繁盛を守護する神として、機業者などを中心に信仰を集めています。



・現代の織機

■倭文神社

月江寺公園の倭文神社は、緑ヶ丘自治会で祀る神社です。1955（昭和30）年に緑ヶ丘の町会ができた折に月江寺公園にあった万聖閣の奉安殿を譲り受けて町内で祀る神社としました。倭文神社は、機織にたずさわった氏族の倭文氏が祖神健甕槌命を祀ったのが起源とされる神社で、機織の神として信仰されていました。当時、緑ヶ丘の町内では機屋が多かったため、自治会で祀る神社として倭文神社を勧請したものです。

■吉田のうどん

織物産業が好景気だった昭和初期、一般家庭で、機械を動かしている女性に昼食の準備の手間をかけさせず、また女性の手が荒れないように、男性がうどんを作っていました。うどんを練るのが男性であったことから、コシのあるうどんが主流になったといわれています。また、下吉田地区に絹屋町と呼ばれる織物市が立ち、東京や大阪などから織物を買付けに来る問屋や、近隣から織物を売りに来る人たちの食事の場として、うどん屋が繁盛したようです。



・吉田のうどん

富士吉田市域は、冷害も多く、小麦栽培にはあまり適しておらず、小麦から作るうどんは、かつて貴重な食べ物として祭り行事や正月、盆、結婚式などの「ハレ」の日に食べられていました。

7) 信仰、暮らしと産業を支える水

富士山北麓は、富士五湖に代表されるように古来より水豊かな地域として、また名水の産地としてもよく知られている地域です。

かつて富士山の噴火活動が活発であった頃、山から流下した溶岩や岩屑流によって堰き止められ、山麓には多くの湖が出現しました。これらは、そこに住む人々にとって貴重な水源となり、また富士山信仰においては、巡礼し禊を行う重要な場所となっていました。富士吉田市域では、泉水や明見湖などが有名です。



・明見湖

湖を形成する水源の多くは、湖底から湧き出す富士山の地下水です。湖のみならずこの地域には大小あわせていくつもの水源があります。富士山に降った雨や雪の水は、地面を流化する表流水以外は通常、地下に浸透していきます。この地域に特徴的な火山砂礫や溶岩台地は水を地下に浸透させやすい地質です。富士山北麓の地下水は、20～30年、あるいは数十年という歳月を経て湧出しているといわれています。また、富士山北麓の年間地下水浸透量1億tのうち現在使用されている地下水の量は、約2千万tといわれています。本市の上水道の水源は、現在20箇所あり、ほとんどが地下100mから汲み上げた地下水です。これらは、古くから山麓の人々の生活用水、農業用水として利用されており、近年では、繊維、電子機器などの工業の発達にも役割を果たしています。

その恩恵とは裏腹に水による災害もあります。富士五湖のうち、山中湖だけは自然の流出口（桂川）をもつ湖ですが、他の四湖は元来、水のはけ口を持たない堰止湖でした。そのため、大雨などによって異常増水し、災害となることもありました。

市内を流れる一番大きなものが桂川です。山中湖を水源として北西へ流れ、市の南端部で流れを北東に転じ、市街地東部を流下しています。そして都留・大月市を経て、下流の神奈川県に至るとその名を相模川と変え、河口付近では馬入川と呼ばれることもあります。桂川は、上流域にあたる市域の中で、嘯川、宮川、小佐野川、数見川などの支流を集めて、次第に大きな川になっていきます。

■秋元喬知と水利灌漑

一般に富士山麓では高所の集落ほど用水や飲み水の確保に苦慮する傾向にあり、耕地のほとんどは畑作です。市域は、火山灰土や水利に乏しい透水性の溶岩台地（丸尾）の上に広がっていることから、元来、農作物の栽培に適していませんでした。それでも先人たちは、厳しい自然と闘いながら、水を求め、山野の産物を利用して暮らしを営んできました。

特に江戸時代になると、山裾の村では、農業生産力の向上のために、溶岩台地の開発が進み、集落や耕作地が広がっていました。なかでも谷村藩3代藩主・秋元但馬守喬知は、積極的に水利事業を推進し、今堰・梁尻・新倉掘抜の三つの大きな工事を行いました。

■今堰（今井堰）

今堰は、1674（延宝2）年に谷村藩主・秋元喬知の灌漑事業によって桂川に開削された分水施設です。この堰によって桂川から引かれた用水は、上暮地字五名米倉から字新屋敷を通り、小沼方向へと流れ、上暮地や小沼地区の飲用や灌漑用に使われてきました。また、現在の寿町（新屋敷）はこの用水によって溶岩台地を開拓して作られた地域で、今堰の開削は、このような人の住めなかった地域への居住を可能にし、さらにこれまで住んでいた土地を田畑に変えることで、村の生産力を高めることとなりました。

■梁尻堰

今堰の工事と同年に、桂川の取水口である山中湖の梁尻と忍野八海の間の溶岩台地（丸尾）の開削工事が着手されました。この梁尻からの導水工事の区間の長さは12町余（約1,400m）、これを1年に4町ずつ仕上げる計画であったといい、完成までにのべ6,000人を要したといえます。

こうして桂川は山中湖から導水されて北西へ流れ、内野村の湧水や忍草村の「忍野八海」などの湧水を加え、大堰で二流に分かれます。うちひとつは北東に流れる本流で、やがて三つに分かれていきます。そのなかの東寄りの流路は明見へ流れる用水路となり、西よりの流路は下吉田へ流れる用水路となります。真ん中の流路は、桂川の本流としてさらに下流の村々へと流れていきます。

■福地用水

大堰で分かれて北西へ流れるもうひとつの流路が福地用水で、新屋を通じ上吉田へと流れる用水路となり、新屋や上吉田を潤すこととなりました。福地用水は、浅間神社の手前で東のカラ堀を樋で渡って浅間神社の御手洗川となり、その先は、四つに分かれています。それらは上吉田村の表通りと東西の屋敷を貫流して各御師屋敷に禊の場を提供し、その後松山村や下吉田村に流下していきます。また、残りの一つは西念寺境内から北に向かって流下し、寺社に用水を提供して、東カラ堀（間堀川、ママ堀）に合流しています。



福地用水（新屋）

■新倉掘抜

開発事業のなかでも、河口湖から新倉村までの農業用水「新倉掘抜」の開削は、1675（延宝3）年に始まりましたが、幾多の困難を乗り越えて最終的な完成をみたのは、1865（慶応元）年であり、延長約4km、総工費7千両、のべ人足約11万人を要した大工事でした。

剣丸尾溶岩台地の上にあり、「水なし村」とも呼ばれた新倉村と、水のはけ口がなく豪雨のたびに水位が上がって度々周囲に被害を与えていた河口湖との双方の問題を解決するため、両地域の間にある嘯山にトンネルを掘って水を流し、約30町余を掘り抜いて湖水を宮川へ導いて、河口湖の減水による湖畔の開拓と用水を確保した新倉村の新田開発を目的としたものでした。当初は残念ながら成果を挙げることはできませんでした。

1847（弘化4）年に元禄年間に掘られた穴が偶然発見されると、新倉村の単独事業（自普請）として修復工事に取り掛かり、トンネルの崩落等によってまたしても失敗しますが、863（文久3）

年に工事が再開、1865（慶応元）年に再び通水して新田開発に成功しました。秋元氏による工事着工から約190余年をかけてようやく完成に至ったのです。

■富士吉田の「堀」

本市で一般的に呼ばれる「堀」とは、「雪代堀」のことで、雪代水、富士山の融雪洪水が、勢いを増して山麓の火山性扇状地を掘り込んで凹地となり、沢が形成されたものを「堀」と呼んでいます。雪代や大雨の際には流水が認められるものの、普段はまったく表流水のない空堀でした。このような空堀の代表的なものとして、富士川砂堀（滝沢堀）、儘堀・村間堀（現在の間堀川）、神田堀（現在の神田堀川）、大堀・西堀（現在の宮川）があります。

特に上吉田の御師町にとって東の間堀川、西の神田堀川は大変重要な存在で、上吉田の街並みと北口本宮富士浅間神社を東西に挟み込んで守っています。1572（元亀3）年に、村が旧地の古吉田から現在地に移転した大きな理由もこの雪代災害を防げなかったためとされます。

■雪代と防災

富士吉田市域は、古来より繰り返し雪代災害に見舞われてきました。近年では1961（昭和36）年4月に雪代による洪水が発生し、下吉田地区の宮川沿いに大きな被害をもたらしました。富士山内で融雪によって発生した雪代水は、しばしば市街地を襲うため、これらの堀を深く浚渫して整備していくことが災害から町を守るために昔から行われている治水事業の一つでした。

堀とは、本来は自然による富士山体やその山麓地を削り込んだ地形を指したものでしたが、人が少しずつ手を加えることによって自然を管理し、さらに大規模に深く掘削することで発展したと考えられます。そして、河床をコンクリートで覆ったことによって、わずかな流水も浸透せずにそのまま流下するようになったので、間堀川や神田堀川は、単なる「堀」ではなく、文字通り「川」となりましたが、堀の名称が残ったまま、川として存続しています。

■中沢堤

1834（天保5）年に富士山に稀に見る大雪代が発生し、桂川を下り、中沢付近より耕地にあふれ出し、下吉田地区と大明見地区の耕地や住居地に甚大な被害をもたらしました。これを受けて大明見村では、桂川の河岸に沿い約730mにわたって、土や礫を盛った雪代よけの堤防が築かれました。このようにして、雪代という災害から地域を守る先人たちの努力が残されています。



・中沢堤

8) 内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち

■官道・甲斐路

7世紀に至って、ヤマト政権が中国の法律体系である律令に基づいた中央集権国家を目指すようになると、中央と地方は支配する官人（国司）の派遣や諸税の中央への貢納などを円滑に行うために緊密に結ばれる必要に迫られます。日本列島は、畿内と七道（東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道）という行政区に分けられ、それらは同時に官道と呼ばれる道路で結ばれるようになりました。現在の山梨県に当たる甲斐国は、東海道に属して、太平洋沿いを東西に貫く東海道本道から、駿河国横走駅（静岡県小山町須走付近）で分岐して籠坂峠を経由して結ばれており、東海道甲斐路と呼ばれました。

このルートは官道整備の時期に新設されたものではないといわれており、『古事記』にみえるヤマトタケルが足柄峠から甲斐に入国したという伝承も、このルートを根拠にしたと想定されることから、東海道甲斐路の原形は遡って古くから利用されていた交通路であったと推定されます。

■甲斐路のルートと駅家

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条によると、甲斐路に沿って設置された駅家（うまや）は、水市、河口、加吉の3つで、それぞれに馬5疋ずつ置かれたとされます。古代官道にはほぼ30里（約16km、古代は1里 0.53km）ごとに駅家が置かれ、公務による情報伝達、出張に利用されたほか、物資の輸送等にも利用されていたため、乗り継ぎ用の馬や宿泊休憩施設等が備えられていました。

甲斐路は、駿河国の東海道から分岐して北上し、甲斐国府までを繋ぐ官道として整備されたと考えられていますが、峠越え推定地の周辺地域において発掘調査が実施されていない上、水害や富士山噴火等の自然災害により、頻繁にルート変更が行われていたようです。実際に足柄峠が噴火で塞がれたという記録も知られています。交通もまた自然の脅威との戦いを強いられていたのです。

■発掘調査成果からみた交通路

本市の東部で隣接する忍野村北部に位置する札合遺跡では、平安時代の竪穴建物跡から静岡県東部に分布域をもつ特徴的な「駿東型」と呼ばれる古代の土器が出土しており、東海道甲斐路に関わる資料として注目されています。

また、富士吉田市域においては、大明見に所在する古屋敷遺跡や長日向遺跡、新倉の西丸尾遺跡や池之元遺跡、西沢遺跡、入り遺跡等の発掘調査において、平安時代の集落跡が確認されており、灰釉陶器等、他地域から搬入されたと推定できるものや、鍛冶生産関連遺物や鉄製工具などの手工業生産活動に関わる資料がみられ、甲斐路に沿う拠点的な集落の存在が確認されています。

溶岩流や火山灰に覆われた当該地域において、発掘調査で交通路を検出、または推定していくことは困難を伴うことも多いが、2013（平成25）年に実施された隣接の富士河口湖町鯉ノ水遺跡の発掘調査で、旧鎌倉往還の痕跡が、さらにその下層から土石流に破壊された古代東海道甲斐路の痕跡が、それぞれ発見され、大きな話題となりました。従来から指摘されていた籠坂峠から山中湖畔、上吉田、河口湖畔を経由して御坂峠に至るルートが古代から現代に至るまで交通路として機能していたルートである可能性が強まりました。

■噴火と「なまよみ」

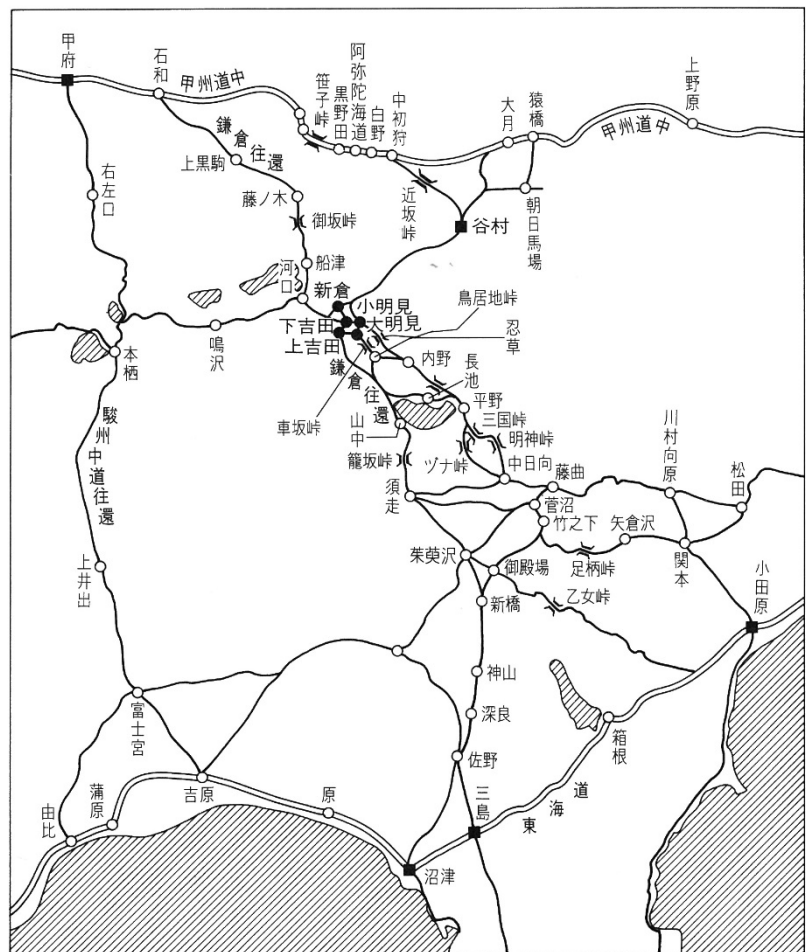
『万葉集』巻三の不尽山（ふじのやま）を詠う歌に、「なまよみの甲斐国」という言葉が登場します。「なまよみ」とは、甲斐国の枕言葉に当たる言葉です。『古事記』には、イザナギミコトが黄泉国から逃げ帰り、持ち物を投げ捨てた時にオキツカイベラノカミ（奥津甲斐辨羅神）が現れたという神話があります。「オキツ」は古い言葉で「奥まった」あるいは「奥深い」という意味で、「カイ」は「交い」の意で「甲斐」の語源として知られる言葉でもあり、そして「ベラ」は「へり」の意であり、この神はあの世とこの世との境の神であることが知られています。「なまよみ」は、「半黄泉」の意であり、この神の誕生譚に由来して甲斐国の枕言葉となったという学説があります。

甲斐路に沿って発見される平安時代の遺跡からは、溶岩流によって黒焦げになって歪んだ土器が出土した例もあることから、甲斐路を伝って行き交う古代の人々は、新富士火山活動の盛んな当該地域を「黄泉国との境界となっている国」と考え、「なまよみ」の国として畏れられていました。

■鎌倉往還

東海道本道と甲斐国を結ぶ甲斐路は、自然災害等の影響も相まって固定した一筋の道ではなく、幾筋にもルートを経たようです。しかし、中世以後についても鎌倉往還と称され、鎌倉幕府あるいは小田原後北条氏等との関係で重視されていました。やがて近世（江戸時代）に至ると、概ね富士吉田市域を通過した道は、山中湖周辺から籠坂峠を超えて御殿場に至り、乙女峠を経由して、東海道に合流して小田原宿に至るルートが整備されていきました。

このルートは、例えば、1282（弘安5）年に、身延から安房へと帰郷した日蓮の旅路が利用したと想定されるほか、1568（永禄11）年7月に、北条・武田両氏から相模国早川村海蔵寺に出された伝馬手形からも、この鎌倉往還が積極的に利用されていたことがうかがえます。



●図3・16 富士山麓の近世交通体系 出典：『富士吉田市史』通史編第2巻（近世）

■富士道

甲州道中大月宿から分岐して、上吉田で鎌倉往還と結ぶルートについては、富士道あるいは駿豆州往還、江戸道等と称されていて、甲斐と駿河・伊豆とを結び、遠くは江戸に繋がる道として、また富士山登拝の道、江戸等からの道者が利用する道として、活発に利用された道でした。

このルートは、東は甲州道中を経由して武蔵や相模北部を結ぶルートとして、西は甲州国中から信州へのルートとして重要視されていました。とりわけ、近世前期に城下町として、城主秋元家転封後には代官陣屋の所在地として発展した谷村が、郡内地域の政治経済の一大中心地として人や物資の往来・流通が盛んであったこと、さらに江戸や武蔵からの富士山登拝の道者が上吉田を目指すために利用したルートであったことから、近世にはとりわけ大月もしくは猿橋から上吉田までの交通は大いに発展しました。

■信仰と物流の結節点・吉田

下吉田は「百姓町」あるいは在方町として、郡内の中心地・谷村と相模・駿河・伊豆の各方面との経済的関係を強めていくために、谷村あるいは甲府との物資中継地としての役割を担うようになりました。やがて富士山登拝を担う上吉田と経済流通の結節点としての役割を担い、一体的に信仰と物流の結節点として存在意義を高めるようになり、現在の富士吉田市域の市街地の原形が形成されていったのです。

■自治の町吉田と吉田城山・小倉山

厳しい自然とともに暮らす富士吉田の人々は、吉田に生きるという意識が強く、中世においても、他の地域のように郷村の名を名字とする土豪がその地域を治めて、より強い軍事力に組み込まれるということがありませんでした。実際、富士吉田の地域には「吉田氏」を名乗るものもなければ、古くから、土豪や地域独自の領主といった存在も見当たりません。富士山を背にして発展してきた富士吉田のまちは、信仰と物流の結節点として独自に交通の要衝として発展してきた経緯があり、いわば自治性の高いまちとして知られていました。

しかし16世紀に至って、いわゆる戦国時代に入ると、南から後北条氏や今川氏が侵攻してきた他、さらに時代が下り、今川氏や武田氏を打ち破った織田信長が横死した後、甲斐の領有を巡って徳川氏と後北条氏が対立した際にも後北条氏が富士北麓へ侵攻してくるなど、独自の領主等が存在しなかったがゆえに、当地も戦乱に巻き込まれていくこととなりました。その折に、侵攻拠点とされたと推定されるのが吉田城山・小倉山です。これらは、数々の文献に侵攻拠点として登場するほか、1988（昭和63）年から1992（平成4）年まで吉田城山において行われた調査では、平場や縦堀などの遺構が確認されており、吉田城山・小倉山は、こうした戦乱の時代に侵攻拠点の山城として利用されたと推定されます。このような城館遺跡は、信仰と物流の結節点として、また自治の町として知られた富士吉田の別の歴史的側面を明らかにする貴重な文化財といえます。

（２）本市の文化財を取り巻く状況

次に、文化財の保存・活用に関わる事項のうち、市民活動や活用に資する諸施設、公的な支援制度等、本市を取り巻く状況と問題点について整理します。

１）文化財の保存・活用に関する市民活動

歴史文化に関する市民の意向を把握する上で、本市を中心に、文化財の保存活用に資する活動を行っている市民団体等にヒアリングを行いました。各団体の活動内容は次のとおりです。

■市民文化活動の現状

団体名	種 別	活動内容等
御山倶楽部	文化財保護／ まちづくり	世界遺産「富士山」のまち、上吉田地区に色濃く残る「御師の家」「富士講」の歴史や文化を守り、活かして次世代に継承していくために、2008（平成20）年4月に設立。御師の家のおかみさんや地元商店主、地域で活動している団体のメンバーや観光事業従事者などにより「地域の力」「地域のネットワーク」を存分に発揮して、上吉田のまちづくりに取り組む。
富士山北口御師団	文化財保護等	中世後期（室町時代）以来、富士山信仰を広める役割を果たした宗教者が組織する。江戸時代末期には86軒に及んだが、現在実質御師団として活動するのは38軒。御師として古くからの活動を継続しているのは2軒。毎年伝統神事として、吉田胎内樹型において「胎内祭」（4月29日）、開山祭を奉告する「大塚丘祭」（7月1日）を挙げる。また構成員等の葬祭等も御師団内で行う慣習をもつ。
すその路郷土研究会	郷土研究等	富士吉田市において、1972（昭和47）年頃設立された郷土史研究会。当初は山中湖や西桂、都留、河口湖など広域のメンバーで構成された。主に教員のほか、かつては、北口本宮宮司や博物館学芸員などもメンバーとして含まれ、専門的なものから一般的なものまで幅広く扱っていた。毎週水曜日に定例的な勉強会を開いているほか、ウォーキングを活かした講座や市指定史跡の「富士山遙拝所 女人天上」を題材にしたイベントを開催している。またこれまで会誌「すその路」を6冊刊行しており、最新号の第6号は小中学生向けのテキストとして作成し、県内図書館のほか、近隣の学校に寄付して、歴史文化の活用を促している。
富士山文化舎	郷土研究等／ まちづくり	富士山に関わる調査、情報の収集・発信及び自然環境保全を目的に2014（平成26）年1月に設立。構成員は100名程であり、地元住民に加え、東京都、神奈川県在住者も多い。広報誌『富士山事記（ふじさんことふみ）』を刊行し、病院、地元の高校、図書館などに配架するほか、登山案内や御中道マップを作成し、富士山五合目や山小屋で配布している。また、近隣の学芸員などを講師とした講演会や御中道を中心とした自然観察会なども実施している。

団体名	種 別	活動内容等
富士山吉田口 旅館組合	文化財保護／ 観光	吉田口登山道における山小屋の経営者の同業者団体。各山小屋は、宿泊所・休憩所としてだけでなく、宗教者や富士講の道者達によって奉納された仏像・神像を護持する歴史的な宗教施設（堂・祠）としての側面も併せもつ。
富士吉田織物 協同組合	産業	市内の織物業者により、1951（昭和26）年に設立された組合。これまでの布作りや、生地の間屋への卸し業だけではなく製品づくりに力を入れ、山梨県郡内地方の産地ブランド「ふじやま織」の普及啓蒙活動を行う。国内外で展示会、販売イベントを行い販路の拡大をはかる。また、「ハタオリトラベル」などの若手による活動を支援し、市内の織物業の活性化に努めている。
ふじよしだ 観光振興サービス	観光／ ボランティア	観光協会とコンベンション・ビューローとの合併により2006（平成18）年6月に設立。市からの観光業務委託や指定管理者制度などを受託し、現在は、道の駅4施設、駅や市街地の案内所等、博物館等の一部の指定管理者として施設の維持管理や受付・物販業務を行っている。
富士吉田市外二 ヶ村恩賜県有財 産保護組合	入会管理 （特別地方公共団体）	上吉田、松山、下吉田、新倉、大明見、小明見の6つの入会組合を束ねる「富士吉田入会組合連合会」、山中湖村の「山中湖村旧三村入会組合連合会」、加えて新屋入会組合と忍草入会組合を総括する組合。1892（明治25）年結成された「富士山入会御料地並ニ梨ヶ原共有地監理五ヶ村联合会」を前身組織としている。1965（昭和40）年代から北富士演習場内で入会地の明認行為として、「火入れ」を実施している。入会の歴史に対する普及啓発活動として、子ども向けの冊子（絵本）を作成し、地域の小学校高学年に配布している。

■市民活動活性化に向けた問題点

各団体に対して行ったヒアリングの結果、次のような問題点が抽出されました。

- ・維持管理すべき、あるいは活用すべき施設に老朽化が生じており、市民団体等の力量だけでは解決できない問題を抱えている。
- ・各種団体の活動を連携させるようなコーディネーターとしての役割を行政が果たす必要がある。
- ・活動場所等が、市全体のなかで地域の活性化を進める上での位置づけが明確でなく、顕著な価値を有しているにも関わらず、十分に活用されていない。
- ・ハード整備だけでなく、ハイキングコースの設定と活用等、ハード整備とソフト整備がバランス良く行われて、市内外の人々に親しんでもらうような仕掛けが足りない。
- ・担い手が高齢化し、これまでの活動を十分に継続できない。
- ・街角等に来訪者用駐車場が少なく、歴史ある富士吉田市の市街地が十分に活用されていない。
- ・富士北麓という特殊な環境での生活から生まれた水や災害にまつわる文化財や歴史的資源が数多く点在するが、世界文化遺産への注目度等によって埋もれている状況にあり、本計画の中に位

置づけていく必要がある。

- ・文化財の保存活用を推進するには、富士北麓全域で取り組むような視点が必要である。
- ・中世末期（16世紀）頃から続いていた伝統的で歴史ある街並みが、行政から支援を上手に受けられず、時代の流れや所有者の高齢化に伴う金銭的限界から崩壊しつつある。
- ・指定を受けていない歴史的な建造物に対する支援策が必要である。
- ・直接的な文化財の価値に留まらず、歴史の風情ある街並みを一体的に保全していく方策の検討が必要である。
- ・富士道沿いの下吉田の街並みを活かし、伊勢神宮近くにある「おかげ横丁」の例を参考に、食事や名産品などの買い物もできるような街づくりが必要である。
- ・世界遺産登録後、健康ブームも相俟って、富士山五合目から上への関心は高まってきたが、富士吉田の歴史文化の本来の特徴が表れている五合目以下が十分に活用できておらず、仕掛けが足りない状況にある。

以上を整理すると、次に示す3つの課題にまとめられることができます。

活動を推進していく 上での課題

- ・維持管理対象施設の老朽化
- ・活動を維持する上での会員の高齢化と後継者の不足
- ・富士北麓全域を視野にいたした活動の必要性

文化財を維持・保存 していく上での課題

- ・文化財所有者の高齢化に伴う維持管理の限界と貴重な文化財消滅の恐れ
- ・文化財を維持していく上での仕掛けの必要性

文化財の価値を評価 していく上での課題

- ・個々の文化財としての保存ではなく街並み等の周辺環境と一体的に保存していく方策の重要性
- ・災害などテーマを絞った新たな価値の発掘の必要性

2) 文化財等を見学するための便益施設

文化財等を見学するために、市内で利用できる便益施設は次のとおりとなっており、これらの有効活用を目指すことが必要となっています。

場所（駐車場名）	台 数	トイレ	その他
御師旧外川家住宅	小型 30 台 うち身障者用 3 台 大型 2 台	あり	お休み処
金鳥居市民公園	なし ※駅ビル Q-STA に大型 駐車場あり計 365 台	あり	
市営西裏駐車場（下吉田）	小型 26 台（有料） 1 時間 100 円 以降 30 分毎 50 円 1 日最大 500 円	なし	

場所（駐車場名）	台 数	トイレ	その他
市営本町駐車場（下吉田）	小型 13 台（有料） 1 時間 100 円 以降 30 分毎 50 円 1 日最大 500 円	なし	
新倉山浅間公園市営駐車場	小型 87 台	あり （境内にもあり）	
明見湖公園駐車場（工房前）	小型 10 台程度	あり	はす池体験工房
明見湖公園駐車場（西入口前）	小型 3 台程度	なし	
明見湖公園駐車場（多目的広場）	小型 80 台程度 ※大型可	なし	
ふじさんミュージアム第1駐車場	小型 20 台 大型 5 台	あり	
ふじさんミュージアム第2駐車場	小型 30 台 大型 6 台	なし	
道の駅富士吉田（共用駐車場）	小型 287 台 身障者用 9 台 大型 20 台	あり	富士山アリーナ、 ふじやまビール
富士山レーダードーム館	小型 69 台 身障者用 3 台 大型 10 台	（館内にあり）	
（※以下、宗教法人参拝客用の駐車場）			
北口本宮 大鳥居下駐車場	小型約 10 台 ※中型可	なし ※境内にあり	
北口本宮 浅間茶屋駐車場	小型約 30 台 ※大型可	なし ※境内にあり	
北口本宮 国道北駐車場	小型約 50 台 ※大型可	なし ※境内にあり	
北口本宮 参道入口駐車場	小型約 10 台 ※バス乗降車のみ	なし ※境内にあり	
大正寺境内南駐車場（新倉）	小型 20 台	なし	
大正寺境内東駐車場（新倉）	小型 10 台	なし	
如来寺駐車場	小型 10 台	なし	
正福寺境内東駐車場	小型 15 台	なし	
正福寺境内西駐車場	小型 20 台	なし	

（３）本市の文化財保存活用の課題

１）これまでの取り組み

市内に所在する文化財については、これまで詳細な調査・研究が行われており、学術的な価値が極めて高いものとなっています。特に市史編さんに関わる調査研究では、悉皆的・網羅的に調査が行われており、市史に掲載されなかった個別研究についても別途刊行物において公表されるとともに、富士吉田市域の歴史を語る上で欠かすことのできない各種資料も集成・整理されているところは、大変有意義な成果であるといえます。

地元住民への普及啓発活動として博物館活動を中心に、市域の文化財を幅広く伝える活動が行われてきました。

また、訪れる人々に上吉田の御師町の魅力を適切に伝えるため、御師の家々にあるタツ道に標識板や説明板を設置したことで、見学者は御師町の歴史的な理解を深めることができるようになりました。

２）文化財の適正な保存管理

富士吉田市域には、世界文化遺産の主要な構成要素ともなっている特別名勝富士山及び史跡富士山の史跡名勝天然記念物の指定地域が広大に広がっており、指定地域内において、工作物の設置や改修などの現状を変更する行為に制限があることを市ホームページで積極的に広報しており、指定文化財の適正な保存管理に万全に期しています。

さらに、本市では、市域に存する国、県及び市の指定文化財を保存し、かつその活用を図るため、指定文化財の所有者又は権原に基づく占有者に対し、一定の範囲内での補助金を交付し、貴重な指定文化財の適正な保存と活用を促しています。

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、土木工事や開発等土地の現状変更を行う場合、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内であるかどうか確認が必要となる旨、市ホームページで広報しています。特に開発予定地が埋蔵文化財包蔵地にかかる場合、文化財保護法第93条第1項の規定により事業者は工事着工の60日前までに市教育委員会を経由して県教育委員会へ埋蔵文化財発掘の届出を提出する義務があることについて積極的に周知徹底を図っています。

あわせて、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しなくとも、その近接地である場合は、市内では周知の埋蔵文化財包蔵地よりおおむね1～200mの範囲を周知の埋蔵文化財包蔵地に準じた近接地として扱い、工事の内容や規模によっては試掘調査や工事時に立会い調査を実施する場合がある旨の周知もなされており、文化財保存に対する意識の向上や普及啓発を図っています。このようなホームページ等を活用した積極的な啓発活動は、市民における文化財愛護の機運を高め、郷土への愛着と誇りを醸成するのに一役買っています。

他方、ふじさんミュージアム（市歴史文化課）が主導して、未指定文化財の掘り起こしと詳細な調査研究は、毎年継続的に実施されています。近年では、御師や山小屋、富士講が守り伝えてきた富士山信仰用具について、これまで数多く寄贈され、ふじさんミュージアムで所蔵している資料を対象として、国重要有形民俗文化財としての指定を目指して学術調査を進めるなど、新たな文化財の保存活用に向けた取り組みを進めています。

3) 博物館活動における文化財の公開活用

2015（平成27）年4月から「ふじさんミュージアム」としてリニューアルオープンした博物館では、本市の歴史文化を代表する「富士山」を中心に、プロジェクション・マッピング等の技術も活用し、ビジュアル的にも大変工夫されているほか、指定文化財や埋蔵文化財だけではなく、民話や伝説までも含み紹介されており、平易な語り口調で読みやすいものも多く、親しみの持てる展示内容となっています。

さらに、富士山信仰等をメインテーマとした企画展を毎年開催しているほか、「富士山学」と題して富士山の自然や信仰等を学ぶ講座の開催、対象年齢を限らない体験型ワークショップの開催等、誰もが地域の歴史文化に親しみ、楽しく学ぶことのできるコンテンツを発信しており、十分な普及啓発活動が推進されています。



4) 歴史文化の魅力発信における問題点

以上のような本市における文化財を中心とした歴史文化の普及啓発、公開活用の多くは、ふじさんミュージアムを拠点として発信されたものであり、市民や市外から来た観光客には、積極的にふじさんミュージアムを訪れない限り、一部を除いてはその成果等を享受し、歴史ある本市の魅力を感じることができない状況にあります。

また、観光客等市外から訪れる人々にとっては、富士山信仰のまちとしての認識が強く、多面的な本市の歴史的な特徴を体感できるようにするために、文化財をはじめとした多種多様な歴史的・文化的資源を横断的に捉え、一層啓発し、活用していく必要があります。

さらに、一部の文化財については今後指定・登録等によって保存・保護が計画されていますが、保存・活用方法は所有者に委ねられているのが現状であり、今後すべての文化財について指定・登録等の保存・保護措置を図ることは非常に困難なことから、まちづくりの中で活用しつつ保存していく方法の検討が急がれます。

5) 市民参加型の文化財保存・活用の必要性

文化財の保存・活用については、行政が中心となった体制で取り組んできていますが、一方では文化財を活用したまちづくり団体の活動も活発化しつつあります。文化財はもともと地域住民の財産として保存・活用されることでその価値を多くの人々に知ってもらい、地域住民の誇りとして継承していくものです。その意味でも市民が主体となった保存・活用の取り組みが重要になってきます。今後は、市民参加型の文化財の保存・活用の取り組みを進め、持続可能な文化財保存・活用の体制を確立し、市民参加を活発にするための施策を進めていく必要があります。

第4章 保存活用の考え方と取り組み

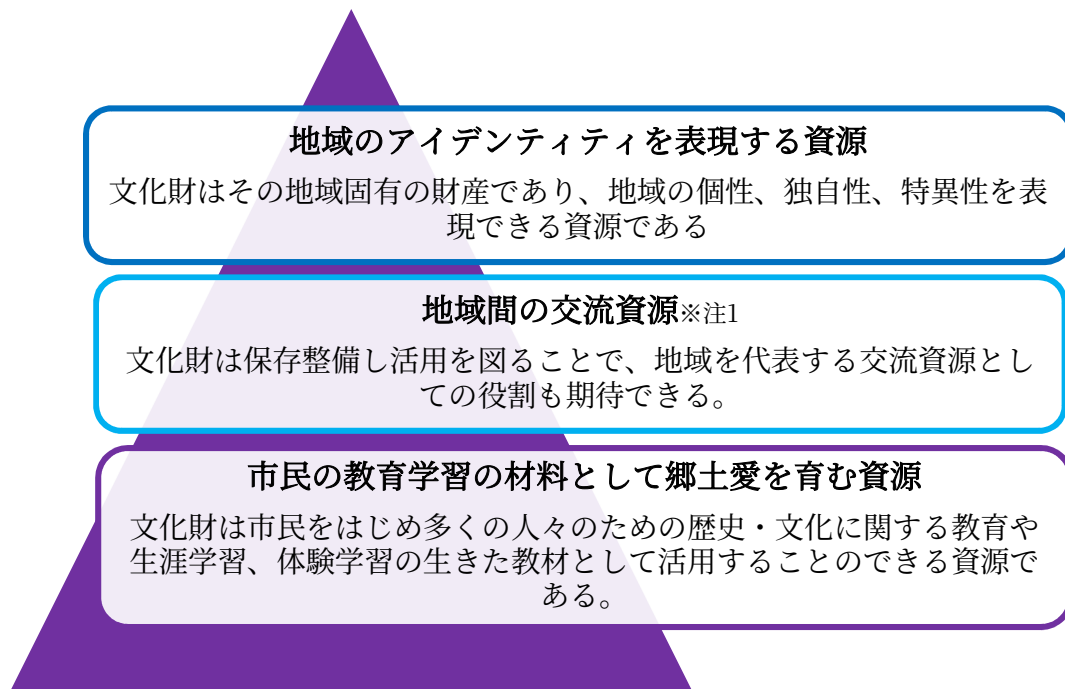
4・1 文化財保存活用の基本方針

(1) 保存活用の基本理念

1) まちづくりと文化財の活用

文化財は、先人たちがさまざまな営みをする中で残された地域の財産であり、そこから発展して地域固有の歴史を知ることができます。また、工芸や産業に関するものの中には地場産業に結びつき地域の発展に欠かせない物も数多くあります。

これらの文化財をまちづくりに活用していくための資源として捉えた場合、次のように整理できます。



●図4・1 資源としてまちづくりに活用していくための文化財

まちづくりの資源としての文化財の活用は、市民だけでなく、市を訪れる多くの人々が、本市の文化と歴史について理解を深め、富士吉田市の魅力を全国及び全世界に知ってもらうことに大きな役割を果たすと期待されます。

- 文化財を保護しその価値を顕在化することは、地方の個性を活かしたまちづくりを進めるうえでも重要性が高い。
- 文化財を活用して後世へ残していく取り組みが、本市におけるまちづくりへと反映されて行く。
- 世界文化遺産の受け皿としての文化財を活用していくことが、市の活性化やまちづくりにつながる。
- 市民同士、あるいは世界各地の人々と交流をもつことで、市民の文化的向上につながる。

2) 計画のテーマ

本市の歴史文化は、富士山信仰とともに歩んできました。ここでいう富士山信仰とは、富士講による信仰のみならず、古代以来の火山としての富士山への畏れ、修験などの山岳信仰や遥拝、農林業も含めた人々の生活に息づく民間信仰等を包括する幅広い意味をもつ信仰全体として捉えます。こうした歴史文化と市民の豊かな生活環境を維持・保全していくためには、本市に存在する全ての文化財を『歴史文化まちづくり資産』として捉え、その価値を共有し、市民や活動団体、企業などが、主体的に身近な生活の中で保存・活用に取り組んでいくことが求められます。

これら『歴史文化まちづくり資産』を地域の誇りとして守り育て、地域の活性化やまちの持続的な発展につなげていくことを目標に、本計画のテーマを『富士山信仰と寄り添うまち』と設定します。そして、市民、文化財関連の専門家、行政などの様々な主体が協力して、歴史文化を活かしたまちづくりを推進していくこととします。



—富士山信仰と寄り添うまち—



（２）保存活用の基本方針

目標とするテーマである『富士山信仰と寄り添うまち』を実現するために、保存活用の課題を踏まえ、本市における文化財の保存活用に関する基本的な方針を下記に設定します。

【課題】

【保存に関する課題】

富士山信仰を基本とする市の歴史文化を映す文化財の価値をいかに保存・継承し続けていくか

- ①地域に眠る数多くの文化財の価値が十分に評価されていない
- ②御師のまち並みなど法制度等により担保されていない文化財の消失が危惧されている
- ③単体ではなく文化財がもつ複合的な価値の保存が十分に行われていない

【活用に関する課題】

市の歴史文化をいかにまちづくりに活かしていくか

- ①活用の取り組みが特定の文化財や地域に限定されている
- ②歴史文化の多様な側面での活用が図られていない
- ③歴史・文化資料の効率的かつ積極的な活用が図られていない

【推進体制に関する課題】

市の歴史文化に対する愛着と誇りを醸成する市民参加型の体制をいかに構築していくか

- ①担い手が減少している
- ②地域の文化財関連活動団体に対する支援が十分でない
- ③関係者間の連携が十分でなく、取り組みの効果が十分に発揮されていない

【保存活用の基本方針】

方針１．保存活用に関する方針

富士吉田市におけるすべての文化財や文化財群に関する保存活用のあり方について検討し、提案していく

方針２．文化財を活かしたまちづくりに関する方針

地域特性を活かした歴史文化まちづくり資産を活用したまちづくりのあり方について検討し、提案していく

方針３．役割分担と推進の仕組みづくりに関する方針

市民・行政・文化財保護に関わる専門家等の役割分担と仕組みづくりについて検討し、提案していく

１）保存活用に関する方針

■調査研究の充実

これまで推進してきた既存の文化財類型に基づく調査研究を一層充実させるとともに、総合的で横断的な文化財の把握に向け、有形・無形の文化財とそれらを取り巻く環境が一体となって構成される歴史文化とその景観を把握する調査研究を推進します。そして新たな評価・価値付けを盛り込みながら、文化財自体が有する本質的価値を顕在化させ、市域の歴史文化の特徴に対して、市民を正しい理解へと導きます。

■保存整備の推進

調査研究によって明らかとなった文化財が持つ本質的価値を恒久的に守るための対策を講じ、あわせて、その価値を次世代へ継承し、文化財が市民に親しまれる存在となるよう適正な保存管理と妥当なハード整備やソフト整備の充実を推進します。

また広い市域を有機的に結びつけ、個別の文化財を横断的に捉えて効果的に活用できるように、市内のネットワークの整備に向けた検討を推進します。

■公開活用の充実

文化財の本質的価値について、より多くの人々が理解し、将来に向けて大切にしようとする心を養います。特に多面的な公開活用を推進するため、学校教育や観光活動において積極的な活用を図るほか、文化財に関する情報に対し誰もが容易にアクセス可能なコンテンツを充実させ、歴史文化に対する親しみを醸成します。

■保存・展示施設の充実

歴史的価値の高い資料や民具の適切な保存管理と活用を図ります。そのため、博物館や附属施設である「御師旧外川家住宅」等において、充実した企画展やそれと連動した講座やワークショップを開催するなど、魅力的な運営を行い、来館者のさらなる増加を図ります。

2) 文化財を活かしたまちづくりに関する方針

■地域の歴史文化を活かしたまちづくりの推進

学術的に重要であると思われる市内全域の文化財について、まちづくりの観点から長期的な視点に立った保存計画並びに活用整備を進めるための方針を策定し、文化的景観、伝統的建造物などを活用したまちづくりの推進に活かしていきます。

また交流人口の増加に向けて、文化財を面的な観光活動を誘発する材料として捉えて、文化財を群として総合的に整備を進めるとともに、文化財相互の関連性やストーリーの構築、普及啓発に努めます。

■固有の歴史文化の継承

生業や産業、祭り行事、民俗風習、伝統的な技術、御師料理等の伝統的な食文化等、地域の人々の暮らしに直結する歴史文化を継承するため、地域の歴史文化が市民にとってより身近な存在となるような取り組みを進め、郷土への愛着と誇りを醸成します。

3) 役割分担と推進の仕組みづくりに関する方針

■保存・活用のための運営体制等の整備

指定文化財の保存活動への財政支援や埋蔵文化財の保存調査及び指導などに積極的に取り組むとともに、富士山信仰をはじめとし、個々の歴史的財産の保存を図るため、学芸員の確保など体制整備に努めます。

■人材育成と保存管理の体制整備の推進

文化財を適切に保存管理し、確実に次世代へ継承していくため、その担い手の人材育成の手法も含め、官民協働で取り組むことのできる体制整備を検討・推進します。

4・2 関連文化財群の設定

(1) 関連文化財群設定の考え方

市域における関連文化財群の抽出にあたっては、歴史文化の特徴として掲げた8つ項目を踏まえた上で、次の条件を満たすように設定します。

- ・有形、無形、指定、登録、未指定を問わず多種多様な文化財を含むものとする。
- ・他地域ではみることのできない本市の歴史文化の多様性を顕著に示すものとする。
- ・市民や行政等による保護の取り組みが既に行われているものを含む、あるいは今後保護の取り組みが期待されているものとする。

富士吉田市の歴史文化の特徴を象徴するキーワードをテーマとしたストーリー

- ・本市の歴史文化の特徴に沿ってキーワードを示し、それぞれのテーマに基づくストーリーの構築が可能な文化財のまとまりとなるもの。

現存する文化財による構成

- ・文化財群を構成する文化財は、現存しかつ、起源・変遷等がある程度把握することができるもの。

関連文化財群としての顕著な価値を有する

- ・それぞれの関連文化財群において、群として本市の歴史文化を物語る、保存及び活用の対象となる価値を有するもの。

(2) 関連文化財群の設定

設定条件に基づき、関連文化財群の2つのテーマと5つのストーリーを設定します。

【富士吉田市文化財保存活用地域計画の位置づけ】

市の歴史文化関連施策の展開に当たっての基本的な方針を示す文化財のマスタープラン

【富士吉田市の自然・社会環境の特徴】

- ◆富士北麓都市計画区域の拠点都市としての位置づけ、役割を有する。
- ◆自動車専用道路、国道道などが交わる広域交通の要衝に位置している。
- ◆富士山から広がる、緩やかな勾配地に市街地が形成されている。
- ◆市内を流れる主な河川には、桂川と宮川がある。豊富で良質な地下水は、古くから山麓の人々の生活用水、農業用水として利用されている。
- ◆高原に位置するため気候は比較的寒冷で、年平均気温は平年で10.6℃。
- ◆変化にとんだ植生分布と非常に多種の植物を有している。
- ◆人口の減少は続き、平成27年の国勢調査では初めて5万人を割った。
- ◆都市計画区域は5,425haが指定され、このうち1,368haが用途地域に指定されている。用途地域を囲むように農業振興地域、地域森林計画対象民有林及び保安林が指定されている。富士箱根伊豆国立公園（普通地域及び特別地域、5,456ha）が指定されている。
- ◆市内の観光入込客数（実数）は、県の15%以上を占め県内最大となっているものの、やや減少傾向にある。

【富士吉田市の歴史文化の特徴】

- 富士山の噴火活動と人々の暮らし
- 北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化
- 富士山吉田口登山道を支える日本固有の信仰形態
- 聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼
- 豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り
- 織物産業の発展と風情ある街並み
- 信仰、暮らしと産業を支える水
- 内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち

【歴史文化的まちづくりの取り組み】

- 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり
- 国道139号電線類地中化事業
- （仮称）富士の杜巡礼の郷公園

富士講と歩んだ御師町と富士山信仰

北口本宮と御師町が支える巡礼文化

吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態

富士山信仰を守り継ぐ祭礼文化

富士山とともに生きる人々の生活文化

厳しい自然を生きる人々の生活と産業

災害を乗り越え山・水とともに生きる人々の智慧と祈り

●図4.2 関連文化財群設定のプロセス

前節において整理した本市の歴史文化の特徴を表す8つの項目を踏まえてまとめると、歴史文化における富士吉田市域の個性は、富士山の麓という抗いようのない厳しい自然環境にさらされながらもなおたくましく生き抜く人々の活動が2つの側面においてみられ、これらを顕著に表す文化財群が市域全体に点在しています。

一つは、富士講の隆盛とともに育まれてきた富士山信仰の歴史文化であり、日本固有の心の歴史文化を顕著に表す文化財群です。もう一つは、火山噴火や融雪土石流等の自然災害を避けながら、山野の恵みを大切に、神が宿るという山々に畏敬の念を払いながら、独自性のある豊かな暮らしを守り続けた人々の生活における歴史文化を顕著に表す文化財群です。

この2つの側面を、関連文化財群のテーマとし、文化財の新たな魅力を引き出すものとします。さらにこの魅力を高めるために、それぞれのテーマにおいて、2つないしは3つのストーリーを設定し、テーマの価値を高めるものとします。



【テーマ①】

富士講と歩んだ御師町と富士山信仰

【ストーリー1】北口本宮と御師町が支える巡礼文化

【ストーリー2】吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態

【ストーリー3】富士山信仰を守り継ぐ祭礼文化



【テーマ②】

富士山とともに生きる人々の生活文化

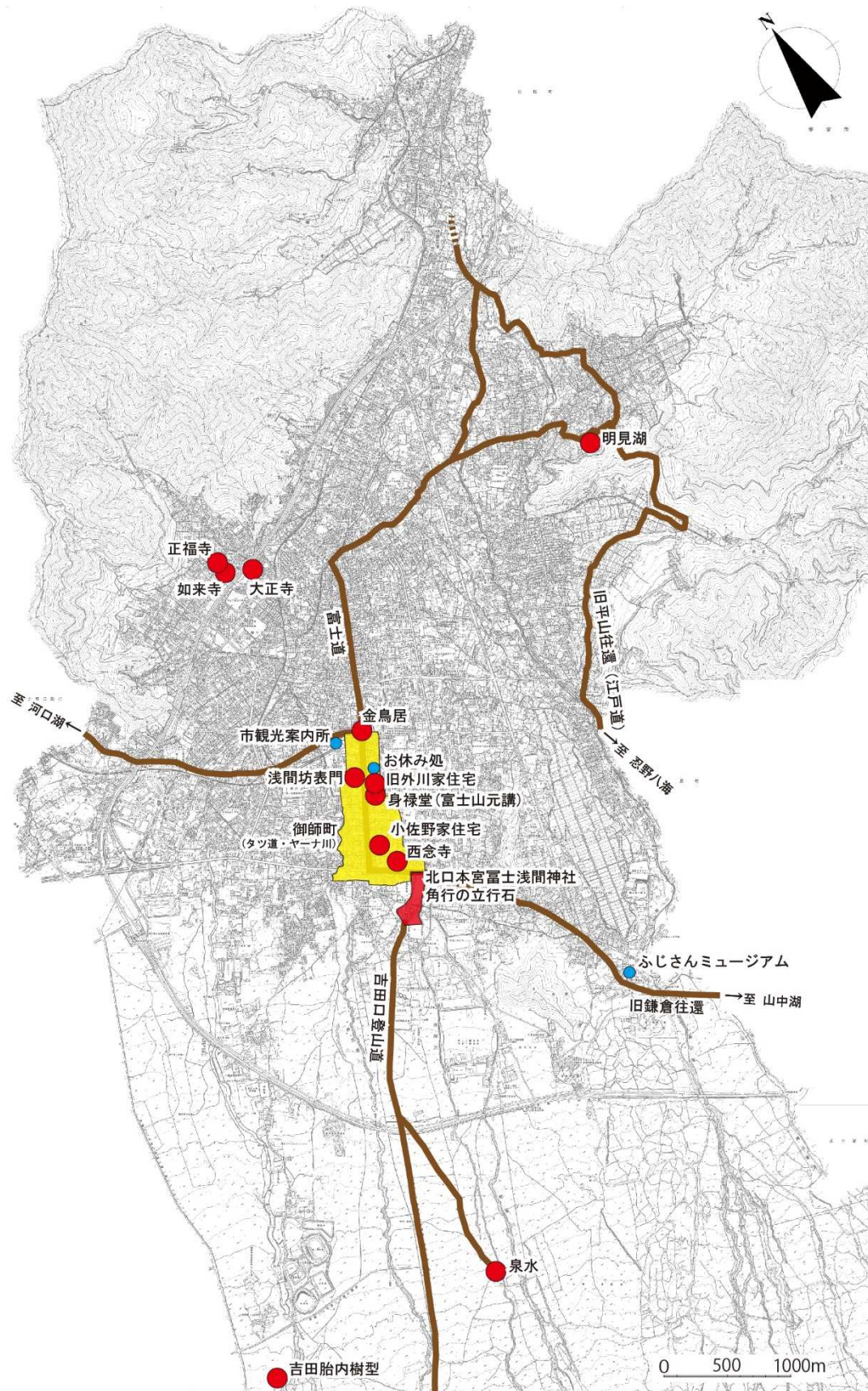
【ストーリー1】厳しい自然を生きる人々の生活と産業

【ストーリー2】災害を乗り越え山・水とともに生きる人々の智慧と祈り

【テーマ①】

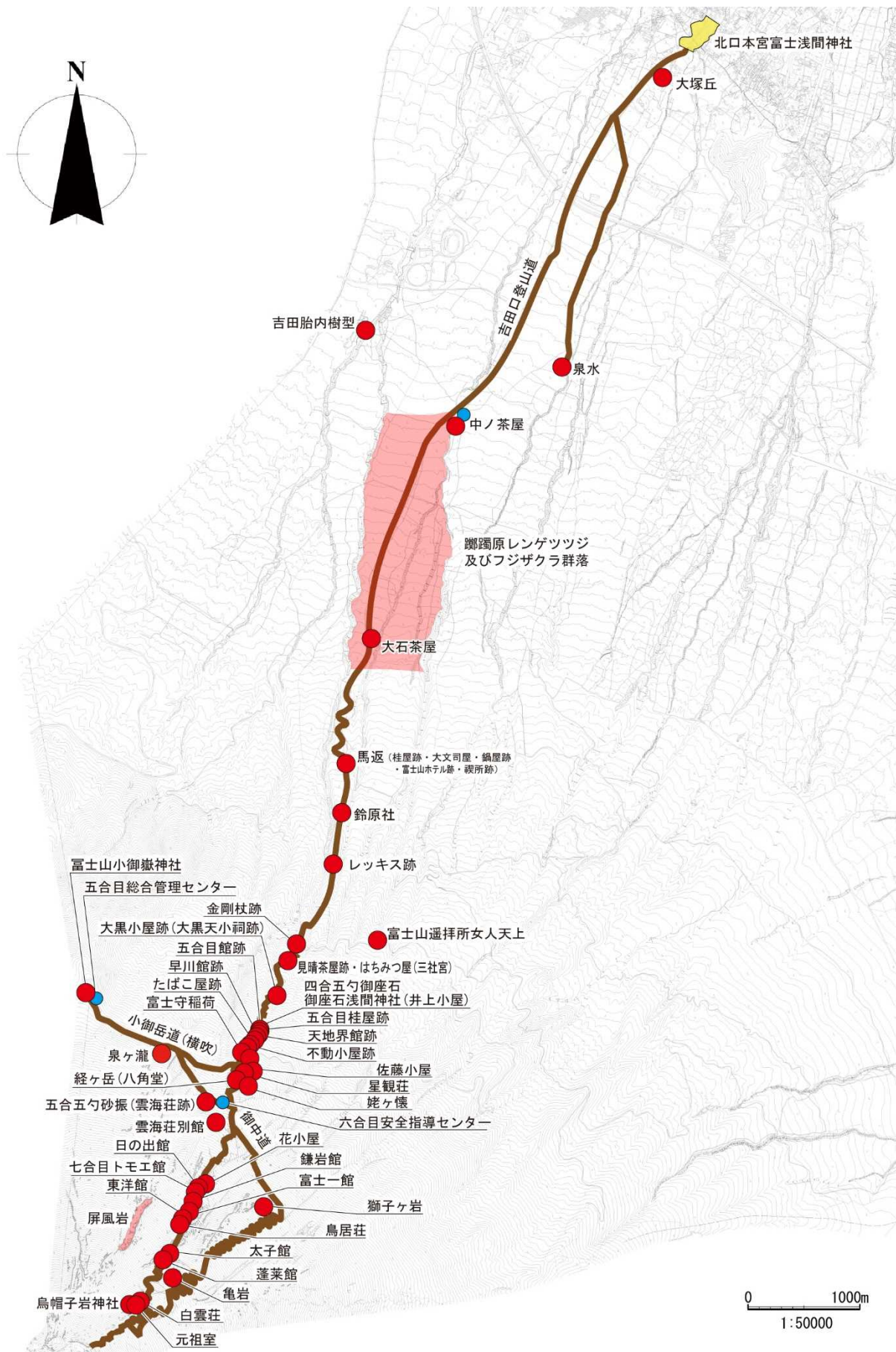
富士講と歩んだ御師町と富士山信仰

ストーリー1：北口本宮と御師町が支える巡礼文化	
ストーリー	人々は、富士山の秀麗な山容に神聖さを感じるとともに、噴火を繰り返して災害をもたらす存在として畏れ崇めていました。富士山はそれ自体が神であり、かつては近づけない登れない山でした。そして富士山の神を浅間大神として祭祀し、麓の各所に神社を置くようになりました。浅間大神のほか記紀神話に登場する^{このはなさくやひめ}木花開耶姫、^{おおやまつみのかみ}大山祇神、^{いわながひめ}磐長姫等を祭神とする浅間神社は、富士山信仰の中心的な存在として各地に作られましたが、とりわけ麓の浅間神社は登山道の起点として発展することとなったのです。 富士山の噴火活動が沈静化すると、富士山には仏教僧侶が山中に分け入り修行するようになります。「神仏習合」の考え方から、富士山は仏の住む世界であると考えられるようになり、山内に多くの仏像が奉納されるようになりました。そうして修行僧等の限られた人々によって行われていた富士登山は、やがて長谷川角行をはじめとした修行者らによって富士山信仰の独自の考え方がまとめられ、「富士講」として民衆に広まっていきます。特に江戸を中心とした関東一円で盛んに信仰され、多くの人々が吉田口を起点に登拝するようになりました。 近世以降の富士山信仰は、登拝はもちろんのこと、禊所や修行場となっていた富士八海や胎内樹型等の霊場と風穴・氷穴を巡礼することも目的の一つでした。このような富士講の活動を支え、大きな役割を果たしたのが富士山の御師たちです。御師は、富士講の道者に代わって祈りを捧げ、自宅を宿坊として提供しました。彼らの存在により形成された街並みの起源は古く、室町時代まで遡ります。この街並みは、表通りを挟んで両側に短冊状地割が並ぶ古い都市空間によって形成され、現在でも日本独自の巡礼文化としての富士山信仰を支えた当時の面影をよく残しています。
構成する文化財等	・北口本宮富士浅間神社（本殿・東宮本殿・西宮本殿ほか） ・小佐野家住宅 ・角行の立行石 ・吉田胎内樹型 ・食行身禄の御見抜及び行衣・野袴 ・大正寺（鐘楼・庭園） ・富士山元講（身禄堂） ・旧外川家住宅 ・泉水 ・西念寺（木造釈迦如来立像） ・正福寺（本堂・経堂） ・如来寺（太子堂） ・浅間坊表門
関連する人物・祭り・食糧	【その他歴史・文化的資源】御師住宅・富士道・金鳥居・タツ道・ヤーナ川・旧鎌倉往還・明見湖 【ゆかりの人物】 ・聖徳太子・末代・親鸞・日蓮・長谷川角行・食行身禄・村上光清・外川 登 【関連する食べ物】御師料理 【便益施設等】 ・富士吉田市観光案内所・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館） ・御師町お休み処（富士吉田市インフォメーションセンター）



●図 4・3 北口本宮と御師町が支える巡礼文化関連文化財群分布

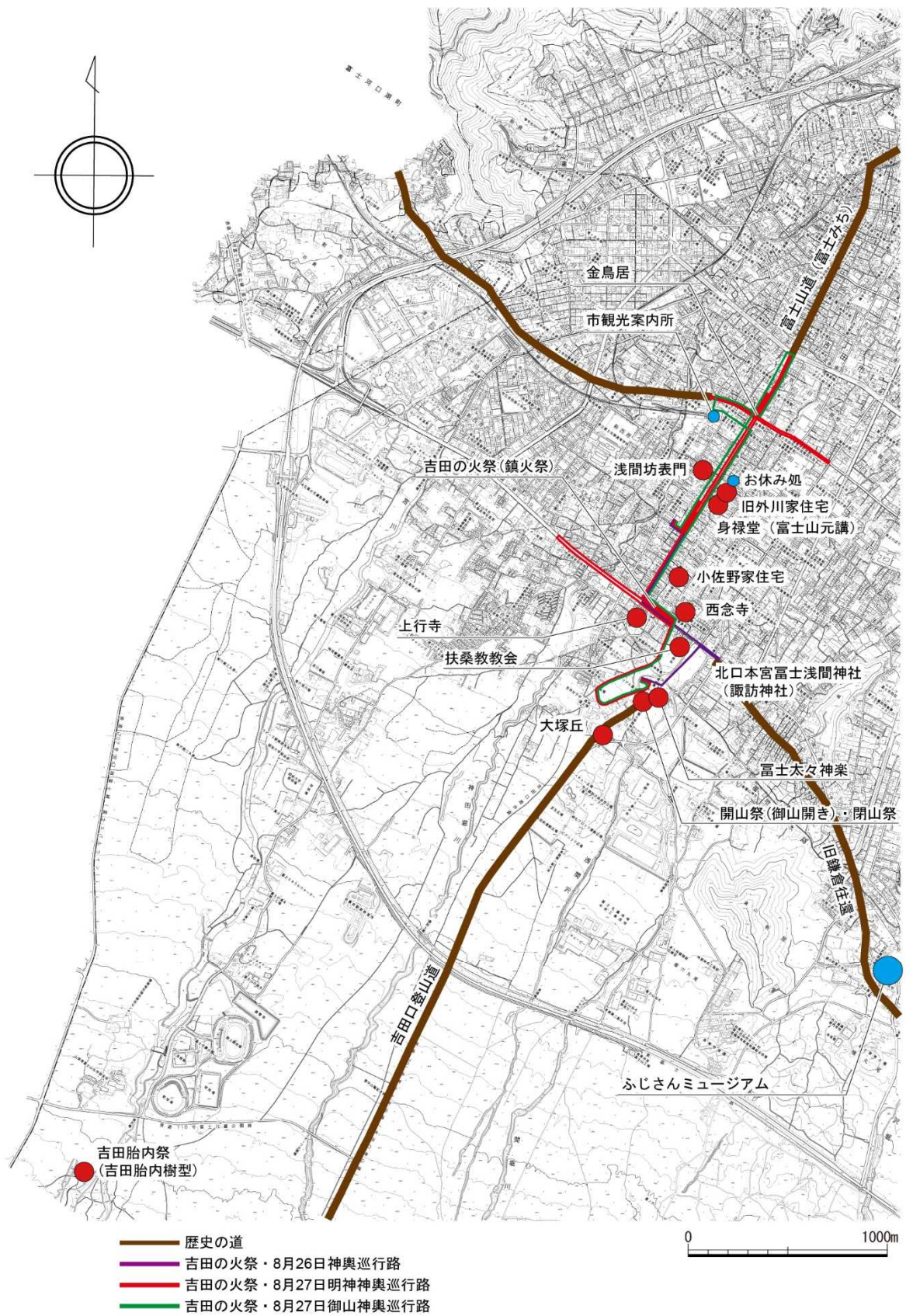
ストーリー2：吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態	
ストーリー	仏教伝来以降、「神仏習合」の考えから、山は仏の住む世界とする仏教思想が定着し、富士山の御祭神、浅間大神の本地仏が大日如来であるとの本地垂迹説^{ほんぢすいじやくせつ}が流布すると、独特な富士山信仰の形が作られ、山中の各所に神仏がまつられました。 室町時代以降、一般の人々によって聖地である内院（噴火口）を拝し、山頂を一周する「オハチめぐり」を目的とした登山が行われるようになると、山中の神社や祠堂には休憩ができる場が設けられ、次第に宿泊ができる山小屋が建てられました。さらに、江戸時代の中期頃から食行身禄の教えを信仰する富士講の人々が急増すると、彼らは山頂に至らずとも、せめて身禄の入定した烏帽子岩を参拝しようと、ほかの登山道ではなく吉田口登山道を登るようになりました。 こうして登山者の増加とともに山小屋の整備は進んで、隣接した祠堂や山小屋内に神仏を祀るようになると、富士講中はこれらの神仏を参拝しつつ富士山を登りました。この頃になると講中は特定の御師宅に泊まるように、利用する山小屋もほぼ決めており、マネキを奉納して登山の証としました。また山小屋側もその講中が再度訪れた際の歓迎の意をこめてマネキを掲げて迎えました。またヤカンや茶釜、ドウコ、さらには防寒具、ドテラ、寝具の枕なども奉納されました。夏でも冷え込む富士山にある山小屋には必ずイロリがあり、奉納されたヤカンは大事な道具でした。いまでも江戸時代に奉納されたヤカンを使用している山小屋があり、奉納品は山小屋と富士講の絆の深さを示しています。 他方、明治に入るまで富士山は二合目以上が女人禁制でした。吉田口登山道には、どうしても山中から山頂を遥拝したい女性のために「女人天上^{にょにんてんじょう}」とよばれる遥拝所があり、当時の信仰の姿の一面を伝えています。 このように、吉田口登山道においては、日本固有の信仰形態を示す貴重な文化財群が多く分布し、独自の発展を遂げてきました。
構成する文化財・歴史的資源	・吉田口登山道・大塚丘（諏訪森出口）・泉水（泉瑞）・中ノ茶屋・大石茶屋跡・馬返・桂屋跡・鍋屋跡 ・大文司屋・富士山ホテル・禊所跡・鈴原社（一之嶽大日社）・レッキス跡・金剛杖跡（金剛杖役場） ・富士山遥拝所女人天上・見晴茶屋跡・はちみつ屋・三社宮・大黒小屋跡（大黒天小祠跡）・四合五勺御座石 ・御座石浅間神社（井上小屋）・五合目館・五合目桂屋跡・早川館跡・天地界館跡・たばこ屋跡・不動小屋跡 ・富士守（森）稲荷・富士の家跡・佐藤小屋・星観荘・富士山小御嶽神社・泉ヶ瀧・小御岳道（横吹）・御中道 ・経ヶ岳八角堂・姥ヶ懐・五合五勺砂振・雲海荘別館（六合目穴小屋）・獅子ヶ岩・花小屋 ・日の出館（小左エ門小屋・不動尊室）・七合目トモエ館・鎌岩館・富士一館・鳥居荘（鳥居室）・屏風岩・亀岩 ・東洋館（藤五郎小屋）・太子館（太子室）・蓬莱館・白雲荘・富士山天拝宮（元祖室）・烏帽子岩神社
関連する人物・祭り・食糧	【関連する文化財・歴史的資源等】 ・富士山道（富士道）・旧平山往還・旧鎌倉往還・食行身禄の御見抜及び行衣・野袴・マネキ・ノレン・一石経 ・道標・石垣・石造物（碑塔等）・躑躅原レンゲツツジ及びフジザクラ群落 【ゆかりの人物】・食行身禄・村上光清・星野勘蔵 【便益施設等】 ・中ノ茶屋・富士山五合目総合管理センター・富士山六合目安全指導センター ・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）



●図4・4 吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態関連文化財群分布

ストーリー3：富士山信仰を守り継ぐ祭礼文化

ストーリー	富士山は修行者により修行の場として信仰登山が行われ、また富士講の人々により現世利益を求めて参詣登山がなされるなど、これまで日本全国から多くの人が富士山を訪れました。一方で、富士北麓に暮らしてきた富士吉田の人々は、富士山は災禍をもたらす恐ろしい山と畏れ敬いながらも、山容の美しさに神性を感じ、祈りを捧げてきました。浅間神社では富士山の怒りを鎮め守っていくための祭礼が行われ、今日まで連綿と受け継がれています。 登山が開始されるにあたり御山開きの祭礼が行われます。富士山吉田口登山道の起点である北口本宮富士浅間神社では浅間大神に開山が報告され、富士登山者や登山道関係者の安全を祈念されます。 厳しい環境の富士山は登山できる時期が短く、夏の終わりには山仕舞いの祭礼でもある「吉田の火祭」が行われます。「吉田の火祭」は、富士山の噴火を鎮めるための「鎮火祭」とも呼ばれて、境内に鎮座する諏訪神社の祭礼として行われていましたが、富士山信仰の隆盛によって浅間神社が拡大していくと諏訪神社は浅間神社と合わせて祭礼を行うようになりました。宵祭りでは、上吉田の表通りに大きなタイマツ(松明)が並べられ、その燃えさかる様はすばらしい光景です。「吉田の火祭」の後に北口本宮富士浅間神社で閉山祭が行われると、富士登山は終わりを迎えます。 御山開きや火祭では、北口本宮富士浅間神社に伝わる神楽である富士太々神楽が奉奏されます。節分、祈年、初申、新嘗の各祭でも奉奏されますが、富士山信仰とも深い関わりのある神楽です。 また、富士山の噴火の溶岩流によって形成された吉田胎内樹型は、信仰登山者の祈りの対象でもあります。ここでは、富士講中によるお焚き上げの儀式などの「吉田胎内祭」が執り行われています。 これらの聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼は、関東近郊の富士講の講員の一部も参加し、富士山信仰とも関わって発展していきました。
構成する文化財	・北口本宮富士浅間神社 ・諏訪神社 ・吉田胎内樹型 ・西念寺 ・小佐野家住宅 ・旧外川家住宅 ・富士山元講（身禄堂） ・御山開き（開山祭） ・吉田の火祭（鎮火祭） ・閉山祭 ・富士太々神楽 ・吉田胎内祭
関連する人物・祭り・食糧	【その他歴史・文化的資源】 ・御鞍石・富士山北口御師団・セコ（勢子）・御山神輿・明神神輿・金鳥居 ・富士道・タイマツ 【ゆかりの人物】 ・長谷川角行・食行身禄・村上光清 【関連する食べ物】 御師料理 【便益施設等】 ・上吉田コミュニティセンター・御師町お休み処（富士吉田市インフォメーションセンター） ・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）



●図4.5 富士山信仰を守り継ぐ祭礼文化関連文化財群分布

【テーマ②】

富士山とともに生きる人々の生活文化

ストーリー1：厳しい自然を生きる人々の生活と産業

ストーリー

富士吉田の人々は絶えず富士山の影響を受けながら、生活を営み豊かな文化を育んできました。火山灰土、溶岩台地に高冷地など富士山に起因する環境は、稲作に適さない厳しいものでした。しかし、江戸時代に山裾の八ヶ村（上暮地・小明見・大明見・下吉田・新倉・上吉田・松山・新屋）は新田を求め、溶岩台地を開発し新たに新田集落を形成し、現在の集落の基礎となりました。

少しずつ新田の開発は進められたものの、稲作に厳しい環境であるため多くの耕地では、麦・粟・稗・蕎麦・トウモロコシなどが栽培され、さらに緩やかな傾斜地形を利用し、「水掛麦」という独得な麦の栽培法が発展しました。

江戸時代に入ると、決して高くない農業生産を補う手段として機織りがはじめられました。郡内地方で生産された織物は「郡内織物」とよばれ高級織物として知られるようになりました。大正時代には産業として確立し、「甲斐絹」として全国的に流通しました。下吉田では1955（昭和30）年ごろまで織物取引が盛んに行われ、「絹屋町」の街並みは往時の面影を残しています。

一方で、人々は生産力を補うために、豊かな山の恵みを積極的に利用しました。里山や森から食料や生活物資など暮らしの糧を獲得していました。山の利用には争いが絶えませんでした。やがて入会（いりあい）という慣習となり、本市の伝統文化となりました。

こうした社会を背景に独自の食文化も生まれてきました。収穫された雑穀は粉にされ、水でこねられ、煮たり、蒸したり、茹でたりして食される粉食が一般でした。粉食は「ホウトウ」など富士吉田の伝統食として現在も多くの人に愛されています。また、祭りなど「ハレの日」に食べられていたうどんですが、織物産業が好景気だった昭和初期には家庭で一般的に食されるようになりました。機織りに従事する女性の代わりに男性が作ったためコシのある「吉田のうどん」がうまれました。

こうした多様性のある生活を送るなか富士吉田の人々は、厳しい環境を生き抜くために、より伝統を大切に、生活の平穏、農業の豊作、商売の繁盛などを神仏に祈願しました。

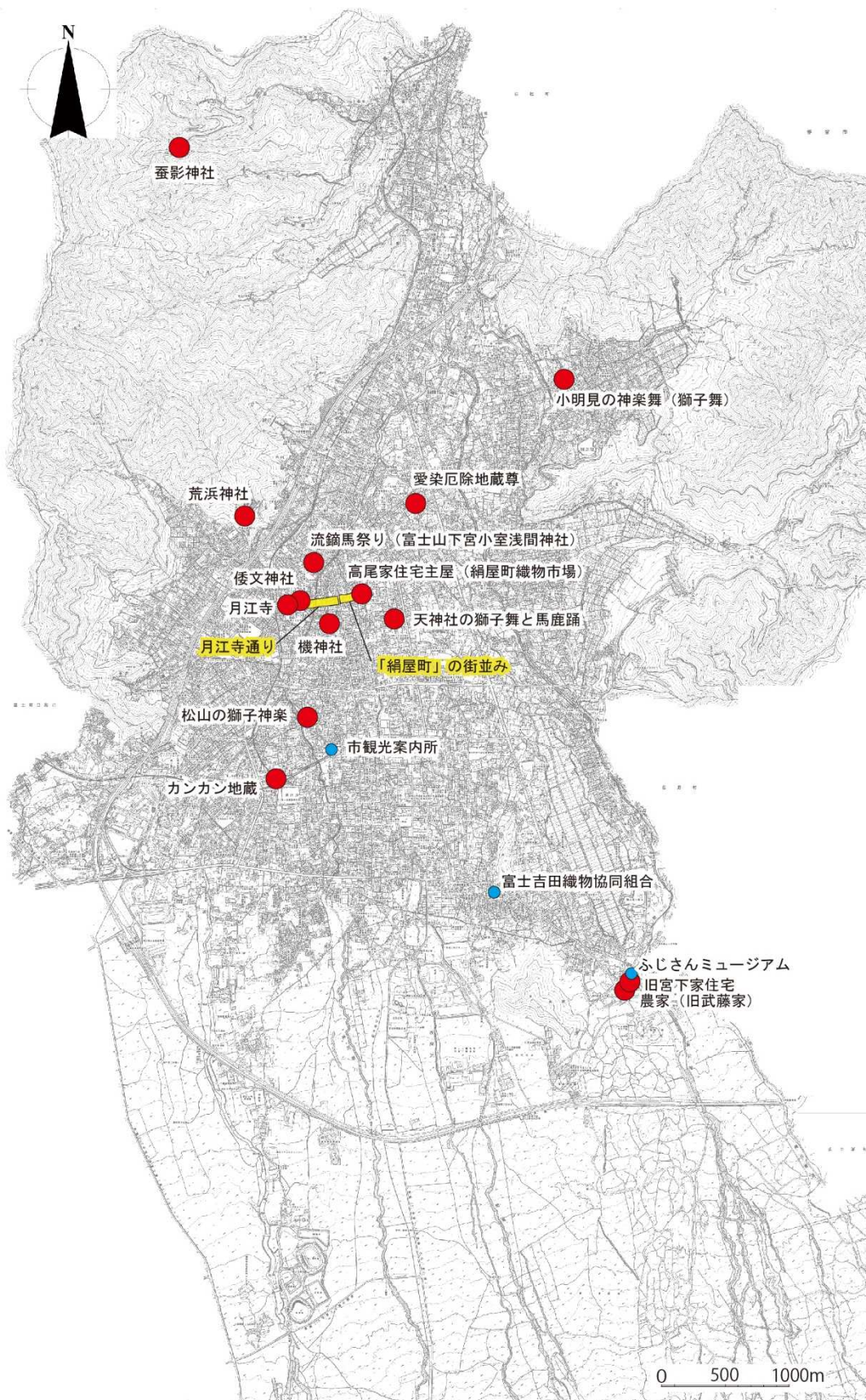
富士吉田の生活は常に富士山の厳しい自然と共にあり、その歴史は日々の生活をより豊かにするための知恵と努力の積み重ねが刻まれています。これらは富士吉田で育まれた生活文化や産業文化を示す貴重な文化財群といえます。

構成する文化財

- ・高尾家住宅主屋（絹屋町織物市場）
- ・農家（旧武藤家）
- ・旧宮下家住宅
- ・富士山論絵図
- ・富士山論裁許状

関連する人物・祭り・食糧

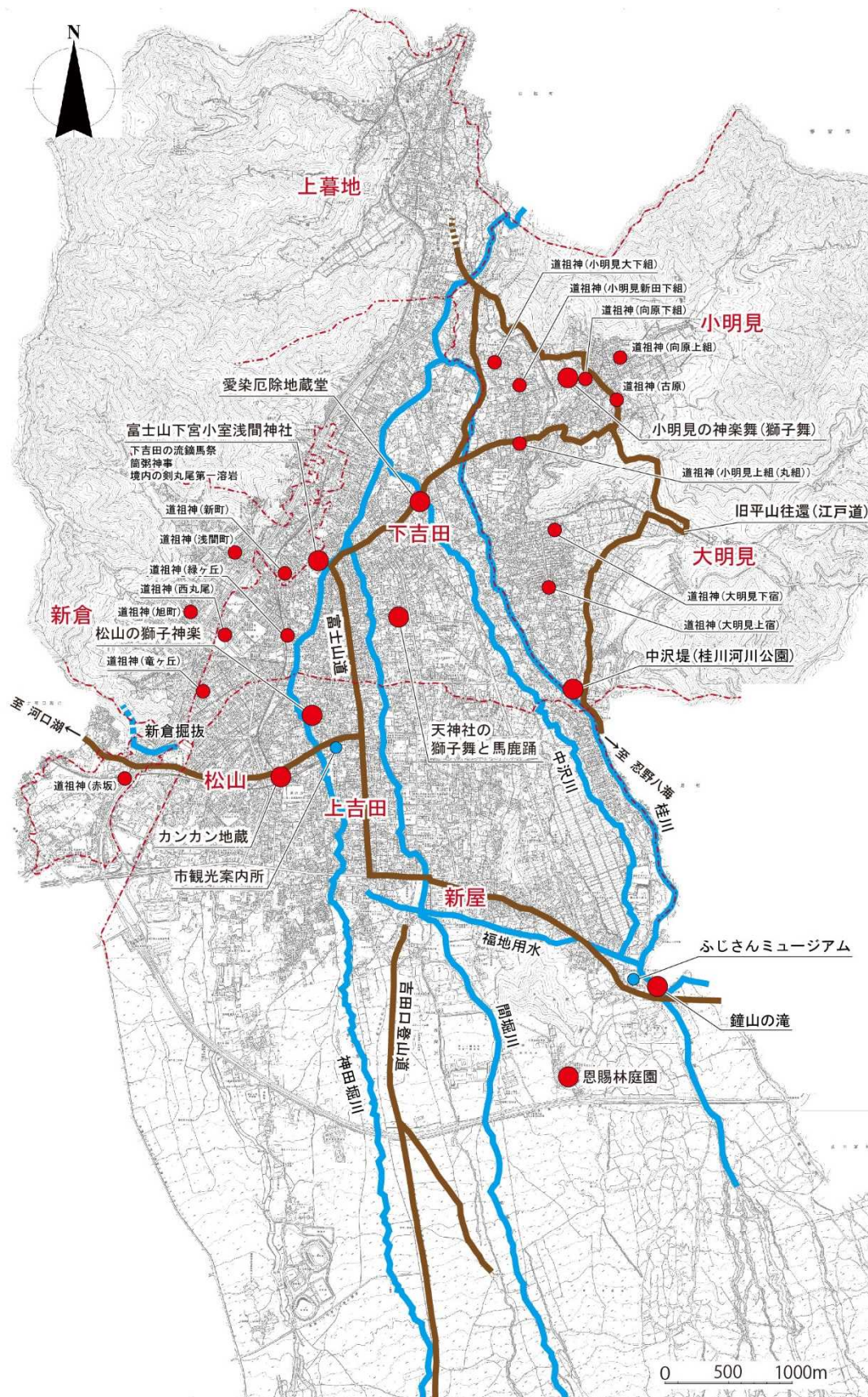
- 【その他歴史・文化的資源】
- ・倭文神社
 - ・荒浜神社
 - ・機神社
 - ・蚕影神社
 - ・郡内織物・甲斐絹・水掛麦・絹屋町の街並み・ふじやま織
- 【関連する食べ物】
- ・吉田のうどん・ホウトウ・ヤキモチ・オベットウ・オツケダンゴ
- 【便益施設等】・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）



●図 4・6 厳しい自然を生きる人々の生活と産業関連文化財群分布

ストーリー2：災害を乗り越え山・水とともに生きる人々の智慧と祈り

ストーリー	富士山は、約10万年にわたって幾度も噴火を繰り返し、その度に市域は溶岩流や火砕流、火山灰といった火山活動の影響を直接受けてきましたが、それでも人々ははるか縄文時代からこの地で連綿と生活を続けてきました。丸尾（まるび）と呼ばれる溶岩流と火山灰から構成される台地は、農作物の栽培には適していませんが、それでも水を求め、山野の産物を大切に利用して暮らしを営んできました。江戸時代になると、新倉掘抜や福地用水等の灌漑水利事業に伴い、山裾の溶岩台地の開発が進み、新たな集落や耕作地が広がっていきました。 富士山からもたらされる災害には、噴火だけではなく、春先・初冬の急激な気温上昇に伴う土石流もありました。この雪代（ゆきしろ）と呼ばれる災害は、市域に洪水を引き起こし、集落や耕地を飲み込んでいきました。1572（元亀3）年に上吉田の町が現在地に移転したのもこのためといわれています。また天保年間には、市域を東流する桂川沿いに雪代対策の中沢堤が築かれるなど、災害から人や街を守る取り組みは、長い歴史の中で継続して行われてきました。 このように豊かな自然に囲まれつつも、常に災害と隣合わせの生活を余儀なくされてきた富士吉田の人々は、大地の恵みや伝統的な祭礼・行事を大切にして暮らしてきました。耕地からだけでは十分に得られない生活の糧を山に求め、共同で山を利用する入会（いりあい）の文化が発達したのもこのためです。入会地を巡っては、古くから村同士の争いも絶えませんでした。江戸幕府の裁決を通じて山の共同利用のあり方について細かい取り決めをし、山の恵みを利用した文化は、今も周囲の恩賜県有林に息づいています。 一方、下吉田の富士山下宮小室浅間神社に伝わる流鏝馬神事は、秋に山へ帰る神・木花開耶姫が、翌春再び里へ降りるまでの厳しい冬を平穏無事に過ごせるように奉納されるもので、富士講の人々によって守り継がれてきた信仰とは異なる、地域の人々による富士山への信仰形態をよく表しています。 このように人々は常日頃から、畏敬の念を持ちつつ、抗うことのできない自然の脅威に対して祈りを捧げてきました。市内松山にあるカンカン地蔵は、人々が農作業前に天気を占うために置かれた石碑といわれているものです。さらに厄難を消除し、一年の家内安全と無病息災を祈願する小正月行事が古い形態で残っていることも、富士吉田の歴史文化の特徴の一つです。各村では道祖神祭礼が挙行され、村ごとに御神木を立てるとともに、新婚世帯に神々に扮した子どもたちが訪れ、独特の方法で厄難消除、無病息災、家内安全、子孫繁栄を祈願する「オカタブチコウ」が行われます。また小室浅間神社では一年の農作物の豊凶を占う筒粥神事が挙行されるなど、小正月を通じて厳しい自然に囲まれてなお、豊かな暮らしを目指した人々の工夫の歴史が村々に息づいています。
構成する文化財	・新倉掘抜 ・福地用水 ・中沢堤 ・下吉田の流鏝馬祭 ・道祖神祭礼（小正月行事）と御神木 ・オカタブチコウ ・下吉田の筒粥神事 ・富士山論絵図 ・富士山山論裁許状
関連する人物・祭り・食糧	【その他の歴史的・文化的資源】 ・小室浅間神社境内の剣丸尾第1溶岩 ・鐘山の滝 ・愛染厄除地蔵尊祭 ・間堀川 ・神田堀川 ・恩賜県有林（恩賜林庭園） ・カンカン地蔵 【便益施設等】 ・ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館） ・桂川河川公園



●図4-7 災害を乗り越え山・水とともに生きる人々の智慧と祈り関連文化財群分布

4・3 歴史文化保存活用区域の設定と取り組み方向

(1) 歴史文化保存活用区域設定の考え方

歴史文化保存活用区域は、特定地域に多様な文化財が集中している場合に、文化財と一体となって価値を創造する周辺環境と関連文化財群を構成する文化財を効果的に活かし、歴史文化豊かな空間を創造していく計画区域として位置づけられます。

歴史文化活用区域は、以上の位置づけを踏まえ次の視点で設定します。

●歴史文化保存活用区域設定のための視点

関連文化財群を構成する文化財の集積のある区域

関連文化財群を構成する文化財が集積する地域は、本市の歴史文化を重層的に捉えることができる環境として位置づけ、それらの文化財とその周辺地域を歴史文化保存活用区域として設定する。

まちづくりの観点から積極的な保存活用に係る取り組みが期待される区域

「富士吉田市総合計画」「富士吉田市都市計画マスタープラン」「富士吉田市景観計画」等において、保存や活用が位置づけられている街区（街並みや通り）やその周辺地域を歴史文化保存活用区域と設定する。

富士吉田市全域における市民意識の向上が図れる区域

文化財保存活用地域計画は、市民の積極的な参加に基づき、市全体にわたって計画を推進していくことが求められる。この主意に従い、特定の地域に遍在するのではなく、市域全体のバランスに配慮して歴史文化保存活用区域を設定する。

できるだけ利便性の高い区域

文化財の展示や公開施設、公共交通機関の結節点などは、文化財の公開にあたり、誘客や高いサービスの提供が可能であることから、文化財とともにこれらの利便性の高い地域を歴史文化保存活用区域として設定する。

歴史文化保存活用重点区域の位置づけ

歴史文化保存活用区域における本格的な取り組みは、本計画策定後、各地域の特性や住民との連携を踏まえ、具現化を図っていくことが期待される。取り組みは計画的・段階的に実施されることになり、特に先行した取り組みが期待される区域については、歴史文化保存活用重点区域（リーディング・プロジェクト）として位置づける。

(2) 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域の設定のための視点を踏まえ、歴史文化保存活用区域及び歴史文化保存活用重点区域を設定します。

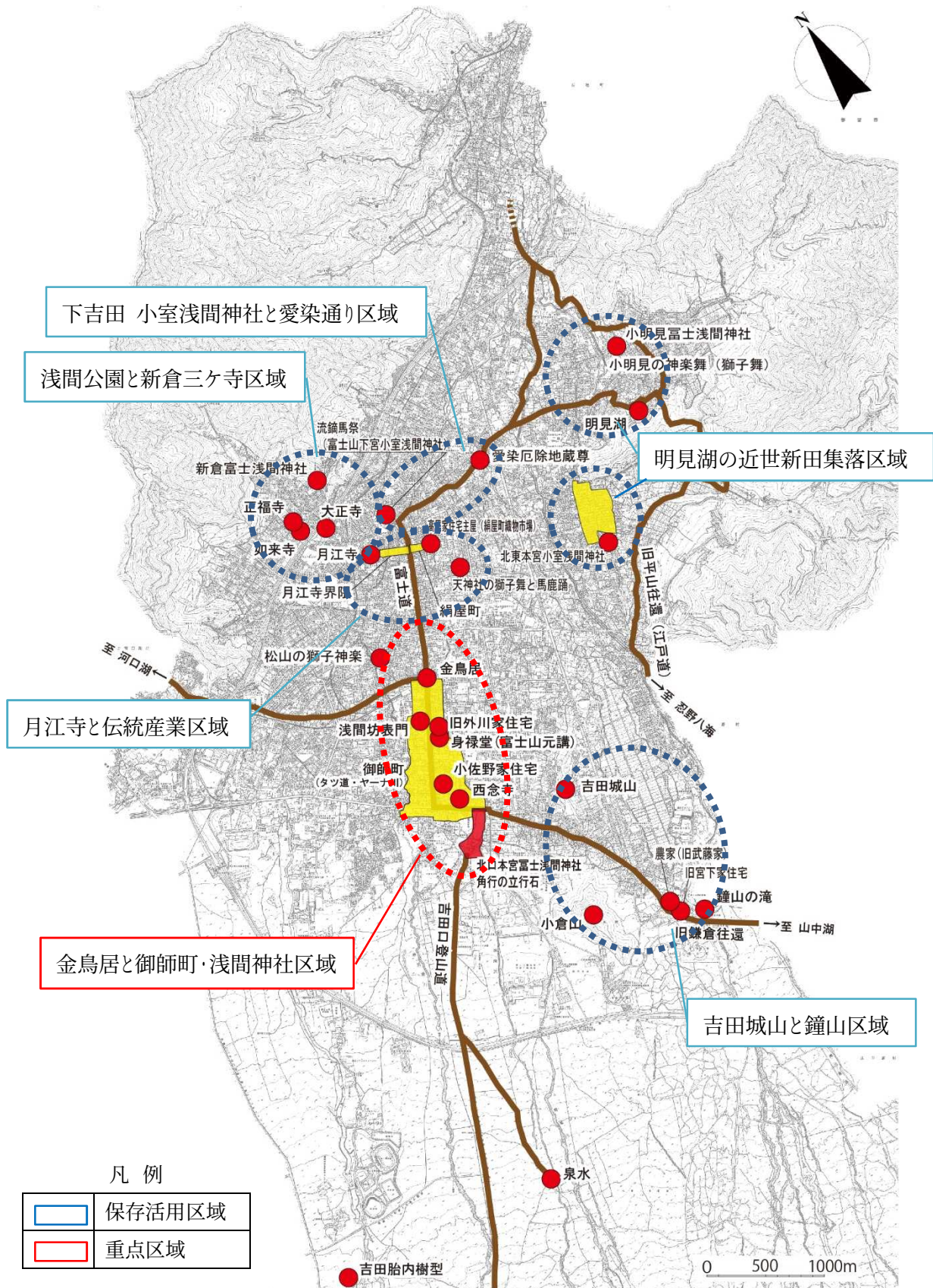
●表 4・1-1 歴史文化保存活用区域 (1)

区域名称	金鳥居と御師町・浅間神社区域	下吉田 小室浅間神社と愛染通り区域
概ねの範囲	富士道を中心として東西は間堀川・神田堀川に挟まれ、北は北口本宮富士浅間神社まで、南は金鳥居交差点から中曽根交差点までを含む範囲	愛染通りを中心として、東は、小室浅間神社を含み、国道 139 号宮川橋北詰交差点周辺から、西は国道 139 号富士見バイパス愛染通り交差点周辺までを含む範囲
上位関連計画における位置づけ	・富士吉田市第6次総合計画 ：「都市シンボル軸」 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「上吉田地域」御師の歴史文化交流拠点 ・富士吉田市景観計画 ：「御師の街並み沿道ゾーン」景観形成重点地区 ・富士吉田市観光基本計画	・富士吉田市第6次総合計画 ：「都市シンボル軸」 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「下吉田地域」 ・富士吉田市景観計画 ：「下吉田地域」 ・富士吉田市観光基本計画
構成する主な文化財等	・北口本宮富士浅間神社・小佐野家住宅・旧外川家住宅・浅間坊表門・身禄堂(富士山元講)・吉田の火祭(鎮火祭) 等	・富士山下宮小室浅間神社・福源寺太子堂・福地八幡宮・愛染厄除地藏尊・金比羅神社・下吉田の流鏑馬祭 等
アクセスとサービス施設の状況	・富士急行富士山駅があり、交通アクセスの利便性は高い。富士吉田市観光案内所や御師町お休み処(富士吉田市インフォメーションセンター)が立地する。	・区域の東端に富士急行下吉田駅があり、交通アクセスの利便性は高い。
施策の方向性・今後の取り組み	・御師町の歴史的な街並み景観の保全と形成 ・伝統行事等を継承発信する新たな拠点の創出 ・歴史的な建造物の保存と活用	・伝統行事等を継承発信するための取り組み

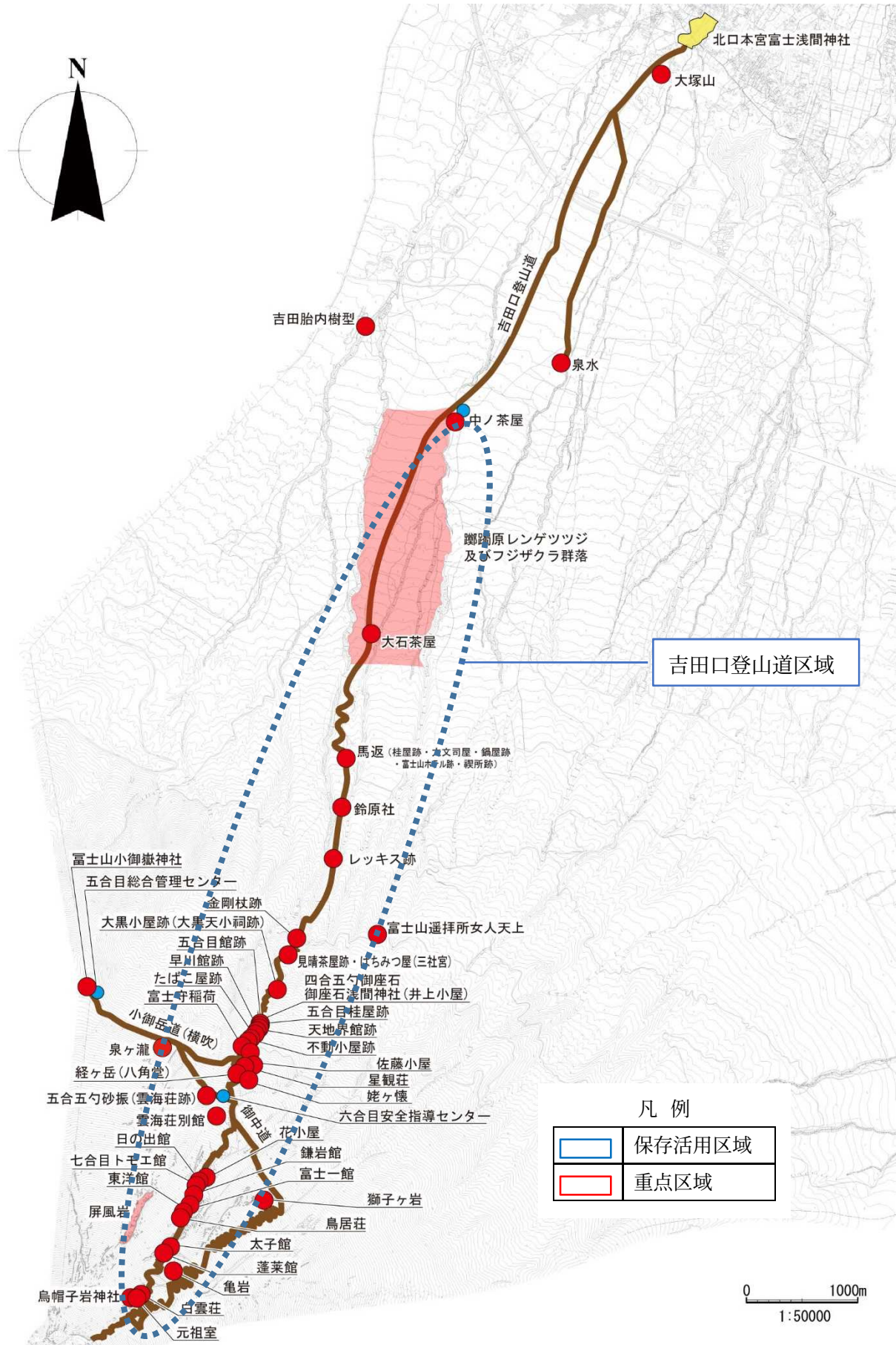
区域名称	浅間公園と新倉三ヶ寺区域	月江寺と伝統産業区域
概ねの範囲	新倉富士浅間神社を中心として、北は新倉山自然探索ルートを含み、南は富士急行線路まで、東は不動尊日代獅子神社を含み、西は正福寺及び如来寺を含む範囲	富士道を中心として東は月江寺駅まで、西は昭和通りまでを含み、北は県道 704 号との交差点周辺を含み、南は中曽根交差点までの範囲
上位関連計画における位置づけ	・富士吉田市第6次総合計画 ：「都市シンボル軸」 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「下吉田地域」富士山眺望、森林レクリエーション拠点 ・富士吉田市景観計画 ：「下吉田地域」西エントランス景観拠点 ・富士吉田市観光基本計画	・富士吉田市第6次総合計画 ：「都市シンボル軸」 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「下吉田地域」広域商業拠点 ・富士吉田市景観計画 ：「下吉田地域」レトロな街並み景観拠点 ・富士吉田市観光基本計画
構成する主な文化財等	・新倉富士浅間神社・獅子岩(不動尊日代獅子神)・アヤマ群生地・大正寺(鐘楼・庭園)・正福寺(本堂・経堂)・如来寺 等	・高尾家住宅主屋(絹屋町織物市場)・倭文神社・機神社・旧山一酒店・月の江書店 等
アクセスとサービス施設の状況	・区域の南東端に下吉田駅、南端に月江寺駅があり、利便性は高い。また新倉山浅間公園市営駐車場が整備され、自家用車でのアクセスも良い。	・区域の東端に月江寺駅があり、利便性は高い。市営本町駐車場や市営西裏駐車場が立地する。
施策の方向性・今後の取り組み	・伝統行事等を継承発信するための取り組み ・自然と歴史文化資源を活かした森林レクリエーションの活性化	・西裏、東裏の歴史的な街並み景観の保全と形成 ・伝統産業の保全とにぎわいの創出

●表 4・1-2 歴史文化保存活用区域(2)

区域名称	明見湖の近世新田集落区域	吉田城山と鐘山区域	吉田口登山道区域
概ねの範囲	県道 704 号小明見交差点を中心として、東は明見湖を含み、西は桂川までの範囲と、鐘山通りを中心として、北は背戸山まで、南は砂原橋東交差点周辺まで、西は桂川までの範囲	ふじさんミュージアム及び道の駅富士吉田を中心として、南は恩賜林庭園、小倉山を含み、北と西は城山を含み、東は鐘山の滝を含む範囲	吉田口登山道を中心として、北は一合目よりも手前の中ノ茶屋周辺まで、南は本八合目手前周辺まで、登山道沿いの山小屋や石碑などの歴史文化資源を含んだ範囲
上位関連計画における位置づけ	・富士吉田市第6次総合計画 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「明見地域」農業・自然環境体験学習拠点 ・富士吉田市景観計画 ：「明見地域」明見湖景観拠点 ・富士吉田市観光基本計画	・富士吉田市第6次総合計画 ・富士吉田市都市計画マスタープラン ：「上吉田地域」富士の総合観光交流拠点 ・富士吉田市景観計画 ：「上吉田地域」東エントランス景観拠点 ・富士吉田市観光基本計画	—
構成する主な文化財等	・小明見富士浅間神社 ・萬年寺(梵鐘) ・明見湖 ・北東本宮小室浅間神社 ・大明見新屋敷 ・桂川河川公園(中沢堤) ・道祖神祭礼 等	・吉田城山、小倉山 ・鐘山の滝 ・恩賜林庭園 ・福地用水 ・旧宮下家住宅 ・農家(旧武藤家) 等	・吉田口登山道関連遺跡 ・馬返 ・御座石浅間神社 ・経ヶ岳 ・泉ヶ瀧 ・躑躅原レンゲツツジ及びフジザクラ群落 ・砂振 等
アクセスとサービス施設の状況	・明見湖公園駐車場 ・はす池体験工房	・ふじさんミュージアム ・道の駅富士吉田 ・富士山レーダードーム館 ・(仮称)富士吉田南スマートIC の建設が予定されており、自家用車でのアクセス状況が良い。	・中ノ茶屋(駐車場あり) ・五合目総合管理センター ・六合目安全指導センター ・スバルライン五合目までは自家用車もしくはバスでアクセスでき、比較的状況は良い。
施策の方向性・今後の取り組み	・伝統行事等を継承発信するための取り組み ・自然と歴史文化資源を活かした環境体験型イベントの活性化	・市域へのエントランス・ゾーンとしての位置付けにふさわしい交流拠点の創出 ・吉田城山、小倉山などの文化財と自然環境を活かした新たなレクリエーション拠点の創出	・世界文化遺産にふさわしい自然環境の保全 ・登山道と文化財、歴史文化資源を活かしたレクリエーションの創出(周辺文化財の保存活用の活性化)



●図4・8-1 歴史文化保存活用区域及び歴史文化保存活用重点区域の位置(1)



●図4・8-2 歴史文化保存活用区域及び歴史文化保存活用重点区域の位置 (2)

第5章 歴史文化を活かしたまちづくりの推進



5・1 リーディングプロジェクト

(1) リーディングプロジェクトの設定

文化財保存活用地域計画を推進していく中で、関連文化財群や歴史文化保存活用区域から、事業全般を先導していく役割を担う施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

リーディングプロジェクトは、次に掲げる3つの視点に基づき構築するものとします。

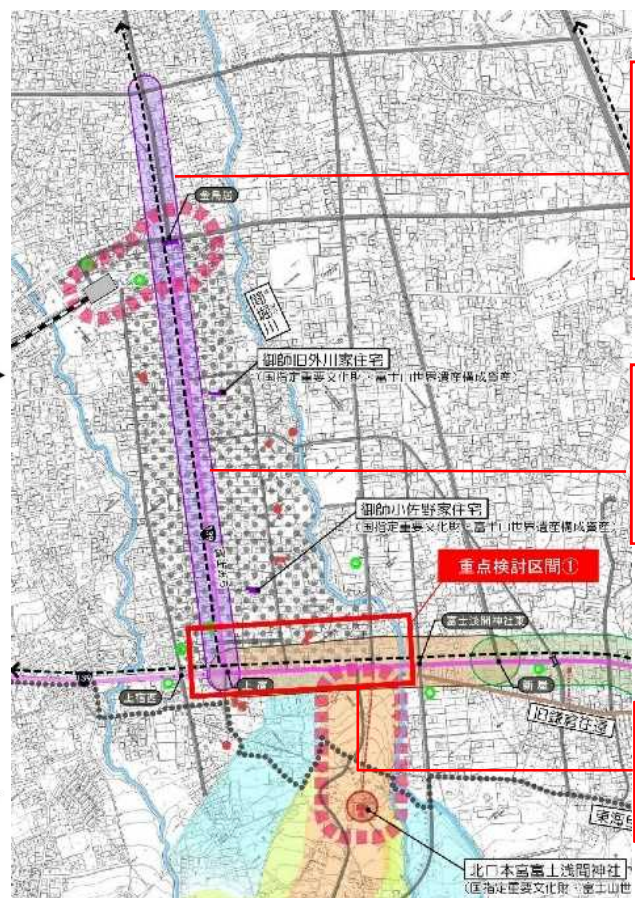
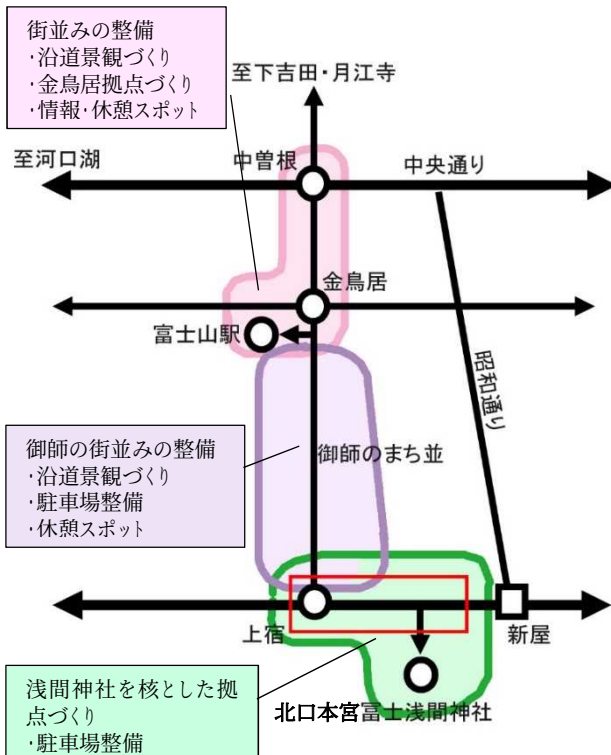
① 文化財保全活用に関連する他の取り組みへの波及効果が大きいと考えられる事業

② 市民参加による歴史文化の推進体制づくりに効果的と考えられる事業

③ プロジェクトに関連する事業が計画または推進中である

以上のことから、歴史文化保存活用区域の重点地域と設定される「金鳥居と御師町・富士浅間神社区域」をリーディングプロジェクトと設定します。

- 電線共同溝整備区間(中曽根⇄金鳥居)
 - ・県事業により電線類地中化と道路整備
 - ・道路整備に伴う沿道まち並みの整備が課題
- 御師の家街並み(金鳥居⇄上宿)
 - ・道路整備、駐車場、案内所等の整備済み
 - ・古い建物が失われつつある
- 国道138号(上宿⇄浅間神社前)
 - ・道路拡幅事業 9.5m→24.0mに拡幅



●図5・1 「金鳥居と御師町・富士浅間神社区域」の位置

(2) リーディングプロジェクトにおける取り組み方針

リーディングプロジェクトにおける取り組み方針は、次に示すとおりです。これにより、地域資源を有効に活用し、様々な文化財と産業が連携したまちづくりの推進を通じて、市の知名度・認知度向上による交流の活性化と域内における地場製品の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ります。

●リーディングプロジェクトによる取り組み方針

御師町の歴史的な街並み景観の保全と形成

御師町では、かつて約 90 軒あった御師の家は現在約 20 数軒までに減少している。さらに、後継者不足等に伴い、文化財指定等を受けていない歴史的建造物が取り壊される危機に直面している。制度や組織づくりの強化を進め、歴史的な街並み景観の保全と形成を図っていく。

まちを構成する建築物の積極的な復元

かつて金鳥居交差点付近には木戸と改役所があり、隣接して閻魔堂が立地していた。これらの施設の復元により新たな歴史文化スポットを形成するとともに、沿道街並み整備のきっかけをつくっていく。

道路整備事業等の公共事業と一体的な街並み整備

国道 138 号については道路拡幅事業が計画されている。拡幅に伴って沿道の建物の改修が発生することになる。このように新たに整備される沿道建物について、街並みのガイドラインを作成し、まちを構成する建物の積極的な復元を行い、新たな街並みの形成を図っていく。

伝統行事、伝統文化の継承

「例大祭」、「初申祭」、「開山祭」、「吉田の火祭」や「富士吉田梅若薪能」等の祭りや行事を活用し、本市の歴史・文化資源を広く発信していく。

市民や地区住民の文化財保存活用に関する意識の醸成

リーディングプロジェクトを通して、市民や地域住民及び来街者が積極的に参加できる仕組みをつくり、市民同士や来街者との交流機会の増進を図り、文化財の保存活用に関する意識とまちづくりへの参加意欲を高めていく。

5・2 リーディングプロジェクトの展開

リーディングプロジェクトは、街並みやまちかど整備等のハード事業とそのための体制づくりや誘導などのソフト事業の両面から展開していきます。

(1) 金鳥居・御師町リーディングプロジェクト

1) 対象地区の歴史的な位置づけ

■富士道

富士道は、甲州街道大月の先から富士山に向かう街道で、富士講の道として利用されていました。現在は国道 139 号がその大半を占めています。

富士山への登山口は、大宮口、須山口、須走口、そして吉田口がありますが、吉田口は標高が高いために、多くの登拝者が集中しました。富士講は室町時代に源を発し、江戸時代中期に隆盛をきわめました。

■上吉田宿

上吉田宿は御師が集住するまちで、吉田口登山道の拠点として知られていました。御師の家は、江戸時代には約 90 軒あり、表通りに並び建つ冠木門の奥にその屋敷を構えています。

村の入口に建つ金鳥居は「一の鳥居」とも呼ばれ、ここが吉田口登山道の起点とされていました。その手前には木戸があり、道者改役所がありました。ここは各地から参集した富士山詣の道者の国元や人数を調べるところでした。ここで手続きを済ませた道者は檀家先の御師宅に宿泊しました。



・上吉田宿(江戸時代後期)「富士一北口明細御絵図面」(個人蔵)

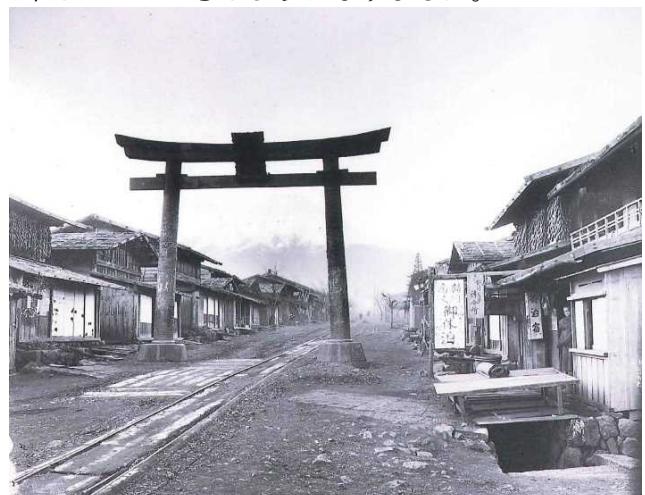
1900 (明治 33) 年都留馬車鉄道が営業を開始し、表通りに軌道が敷設されました。これまで徒歩で何日もかかった登山道中は、1902 (明治 35) 年に中央線が大月まで開通してからは、大月駅から馬車鉄道に乗り換えて上吉田のまちへほぼ 1 日で来るようになりました。

1921 (大正 10) 年になると都留電気軌道株式会社によって、これまでの馬車軌道の路線が電化され、電車が通る道となりました。

■金鳥居

金鳥居は、古くは「唐銅鳥居」とよばれ、富士山の「一ノ鳥居 (富士山頂までにある鳥居のうち、一番最初にある鳥居)」に位置づけられ、富士山信仰のシンボルとなっています。

1788 (天明 8) 年御師や富士講、富士信仰者らの寄進によって建立されました。しかし、



・明治末期の金鳥居 (出典: 富士吉田市歴史民俗博物館蔵)

1801（寛政12）年の大風雨で倒壊、1831（天保2）年、御師中雁丸家が願主となり、富士講が協力して鳥居を再建。1877（明治10）年10月、再び大暴風で倒壊、翌年には再建されました。1944（昭和19）年、今度は太平洋戦争のため供出。現在の金鳥居は、1957（昭和32）年、有志により建立されました。現在の金鳥居は、高さ9.7m、笠木13.4m、柱の太さ0.88m、明（柱と柱の間）7.0mで、扁額富士山は新田道純の書です。

■改役所と閻魔堂

改役所は入山料を徴収する場所で、1606（慶長11）年の史料には既に記載があり、下宿成立と同時に成立していたと考えられます。運営は御師が行い、当時の収入源となっていました。

閻魔堂も改役所に隣接して立地していました。閻魔堂は主にまちの境に祀られていたことから「この世とあの世の境」を隔てる象徴としての意味がありました。



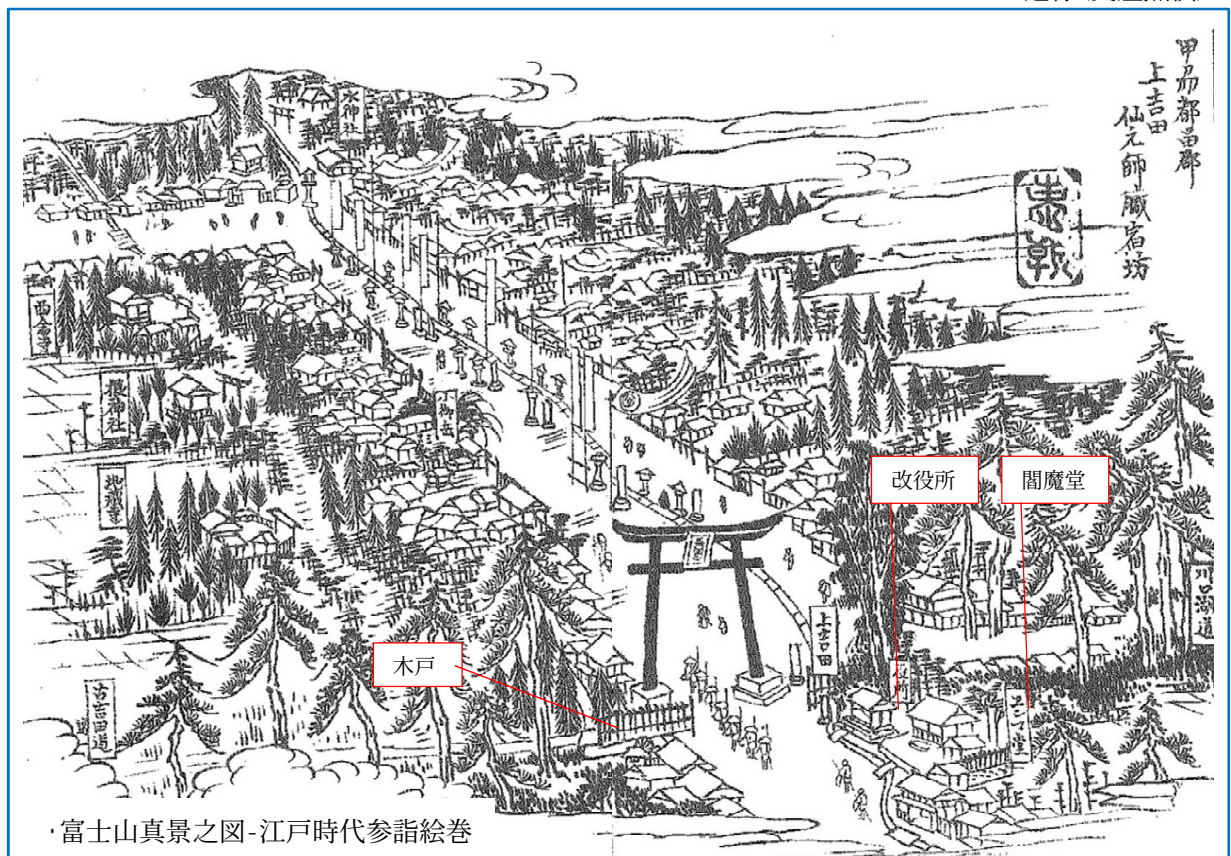
・閻魔堂のイメージ（奈良県葛城市萱）

■道標

金鳥居交差点横には道標があり、道標には「右ハ江戸ミチ 左ハ甲州ミチ」と刻まれています。交通の要衝として栄えた中曽根地区の歴史を感じさせます。



・道標（交差点横）



・富士山真景之図-江戸時代参詣絵巻

2) 中曽根交差点～金鳥居交差点整備プロジェクト(案)

■中曽根交差点整備(案)

- 中曽根交差点近くにある市有地を活用し、休憩スポットを整備し、情報発信することにより、回遊性を高める。

中曽根交差点は、富士道の下吉田と上吉田を結ぶ接点に当たる、「金鳥居と御師町・富士浅間神社区域」の入り口でもあります。交差点の近くには市有地があり、これらの空間を活用し、まちかど広場として整備し、休憩所や情報発信の場としていきます。

広場の設えとしては、道路整備に伴い建て替えが予定される沿道建物のモデルとなる意匠で建築するなど、沿道地域の歴史文化を再現していきます。また、地域の回遊性を高めていく施設の配置も検討します。



・流れのある広場(せせらぎの径・愛知県長久手市)

■金鳥居交差点整備(案)

- 歴史的な意味づけの深い金鳥居交差点を、地区の歴史・文化および観光・交流拠点として整備を図る。

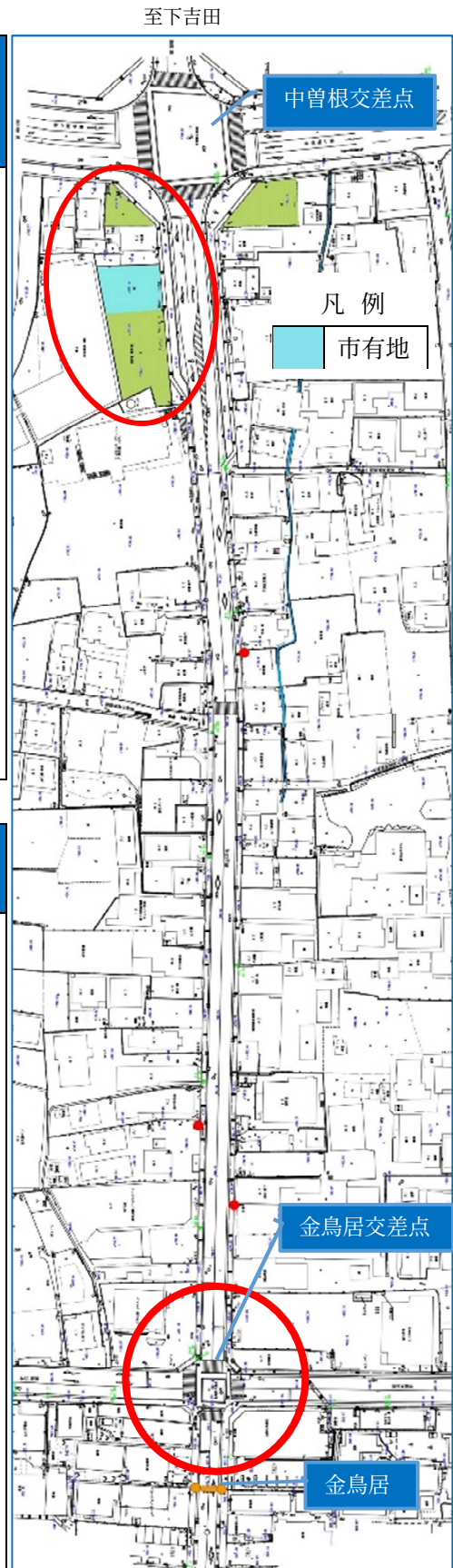
交差点部に地区の歴史性を表現する「まちかど広場」の設置を検討し、地区のシンボルゾーンとしていきます。

まちかど広場は、金鳥居がかつての聖地富士山への入り口であったように、金鳥居から御師町、上宿の交差点から国道138号、さらに北口本宮富士浅間神社、吉田口登山道へと続く起点としての機能を持たせていきます。

まちかど広場では、道路のコーナーに空地を確保し、かつてあった木戸を再生します。木戸には案内サインを併設し、改役所を再現するなど、富士山信仰の歴史文化を伝えていきます。また、金鳥居と富士山を背景とした安全な写真スポットとしても機能します。



・まちかど広場の例(山陰湯村温泉)



●図5・2 中曽根・金鳥居交差点整備の考え方

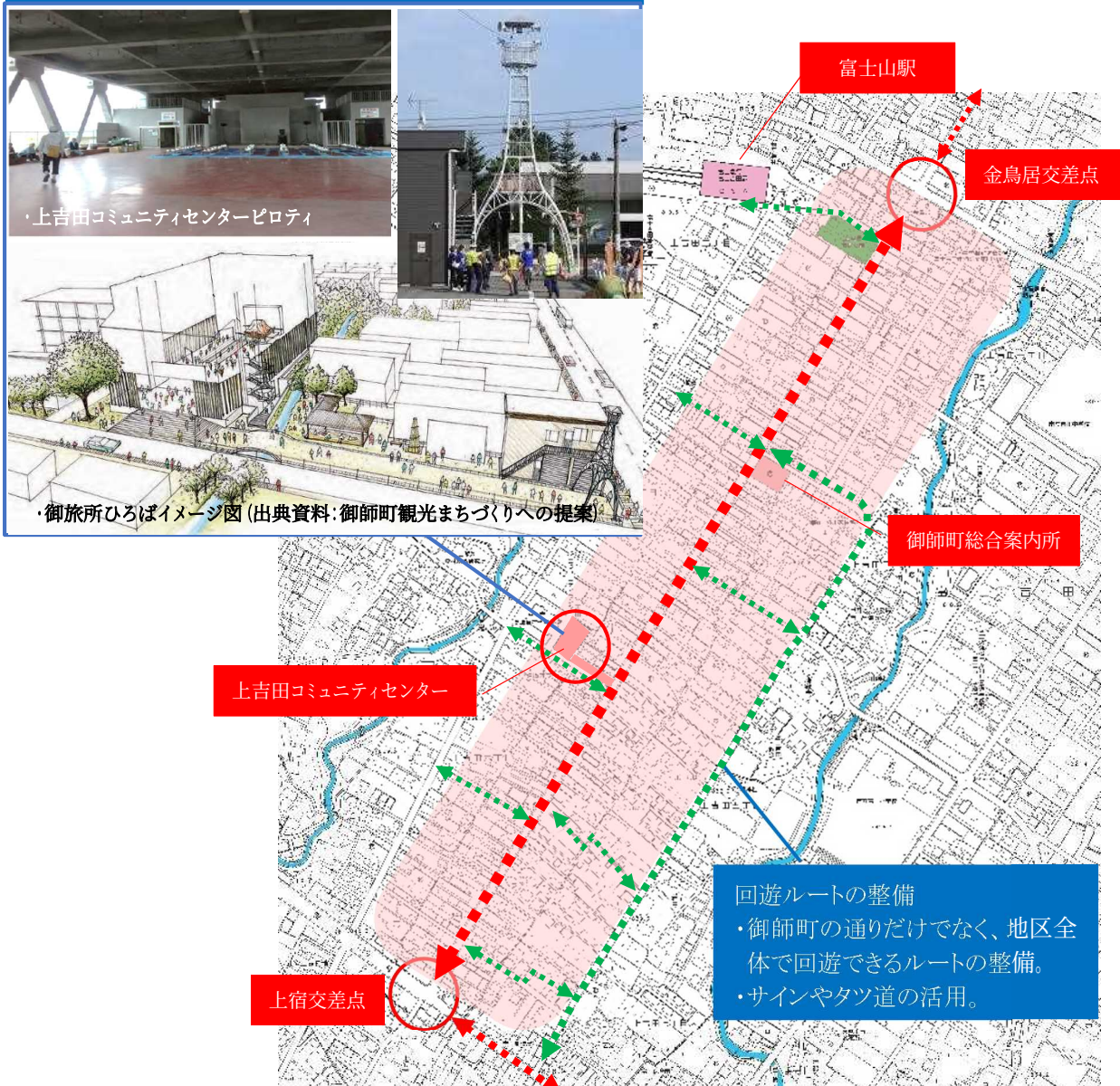
3) 御師町の再生整備プロジェクト(案)

- 北口本宮富士浅間神社という大拠点に、「旧外川家住宅」と「御師町お休み処」等のサブ拠点、「タツ道」「富士道」「ヤーナ川」をそれらの拠点を結びまち全体につなげる仕掛けとして利用し、まち全体を再生する。

国道139号(富士道)沿い一帯は、御師の家が並ぶ地区として知られています。しかしながらマンションやホテルになった場所もあり、江戸後期には約90軒が並んだ「御師町」も、今は基本的構造が残るのは20数軒となり、かつての姿が残るのは10軒にも満たないともいわれています。

この状況を乗り越え、世界文化遺産としての価値を一層高め、まち全体として再生していきます。

伝統芸能や伝統行事を継承発信する新たな拠点の創出
・上吉田コミュニティセンターのピロティを活用し、「吉田の火祭」等の行事をいつでも体験できる「(仮称)御旅所ひろば」の整備。



●図5.3 御師町整備の考え方

4) 上宿交差点整備プロジェクト(案)

●上宿交差点から北口本宮富士浅間神社への誘導方策について検討を行い、国道138号の沿道と一体となったまちづくりを推進していく。

国道138号の北側街区は、道路拡幅によりまちの形状が大きく変わることが予想されます。沿道整備の方向づけについては、「国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会」で検討が行われていますが、沿道整備など方向性はまだ定まっていません。その中で上宿交差点は、御師町を経由し北口本宮富士浅間神社に至る重要なポイントで、歩行者への誘導が必要とされている場所です。

歩行者誘導の方法として、次表に示す方法を検討します。

●表5.1 上宿交差点～富士浅間神社への誘導方法

誘導効果	誘導方法	内 容
小	誘導サインや案内サインの設置による誘導	上宿交差点コーナーに統一された誘導サインや案内サインを設置し誘導する。
中	まちかど広場及び案内所の設置による誘導	上宿交差点コーナーにまちかど広場を設置し、休憩所、情報コーナー、売店などを設置し誘導する。



●図5.4 上宿交差点整備の考え方

(2) 参加型文化財保存活用まちづくり体制整備プロジェクト

1) 基本的な考え方

リーディングプロジェクトは、本計画の具体化に向け、効果的に保存活用の取り組みを実施する道筋をつける役割を担います。同時にプロジェクトを通じて、文化財の保存活用と産業や観光等の振興、地域活動、学校教育などと連携を図り、多様な地域文化の継承と地域の魅力づくりに結びつけていくことが求められます。

そのためには、施設整備事業の実現化を推進してだけでなく、市民や観光客に地区の魅力を知りやすく伝え、各地区に所在する資源や展示施設へ興味を喚起し回遊を促すための仕組みづくりが重要となってきます。

現在御師町地区では、世界文化遺産登録後より、まちをガイドする『おし街さんぽ』が実施されています。『おし街さんぽ』とは、世界文化遺産の構成資産である「北口本宮富士浅間神社」や「御師旧外川家住宅」を含む“御師のまち”を市と北口本宮富士浅間神社が公認したガイドが案内するまちあるきツアーです。

【案内地域】富士吉田市内 北口本宮富士浅間神社周辺 【モデルコース】おし街さんぽコース：金鳥居→御師宿坊の街並み→北口本宮富士浅間神社（約2時間）、北口本宮富士浅間神社コース：北口本宮富士浅間神社境内案内（約1時間）



また、「REBIRTH! 富士講プロジェクト」では、富士講文化を多くの方に知っていただくため、2015（平成27）年度よりプロジェクトを開始しています。

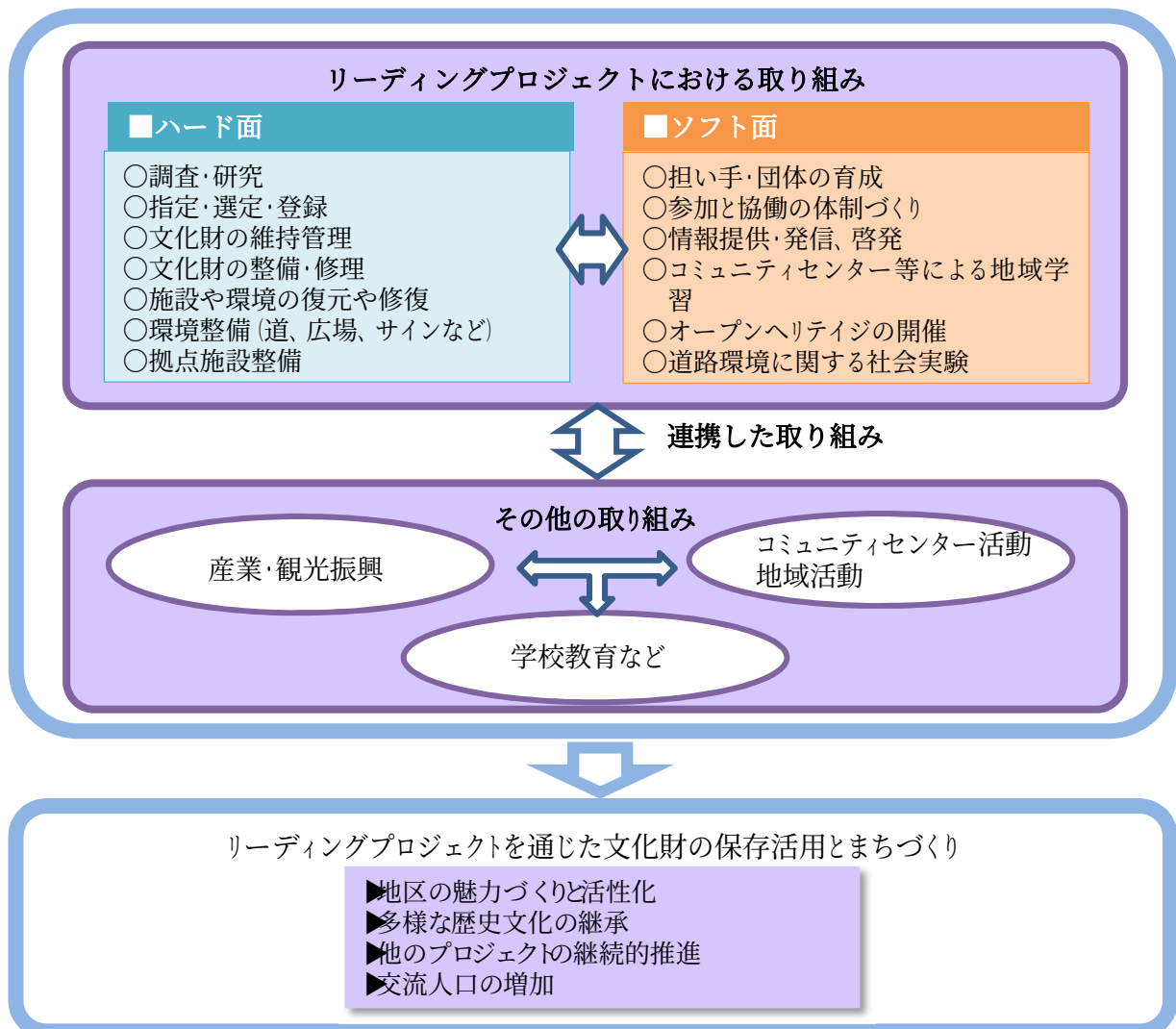
2) 回遊性を高めるためのソフト事業

●表5・2-1 参加型文化財保存活用まちづくり体制整備プロジェクト(1)

事業(取り組み)メニュー	取り組み主体	取り組み内容	備考
ボランティアガイドの育成・活動支援	市 関係団体 地区住民	○活動情報の発信 ○研修・学習会の開催 ○活動への参加の促進	
文化財保存活用まちづくり推進体制づくり	市	○庁内の推進体制の整備	第6章参照
文化財に関する啓発	市 関係団体	○市民への文化財に関する啓発 ・体験学習、イベント、文化財講座 ・講演会、関連パンフレットの作成 ・情報提供と情報発信 ○コミュニティセンターを核とした地域学習の取り組み ○来訪者への情報提供	御師料理に関するワークショップ
オープンヘリテイジ ※オープンヘリテイジ：歴史的で魅力のある建物や遺構などを自由に巡って地域の歴史や風土、文化を身近に感じることが出来るイベント	市 関係団体 地区住民	○「御山倶楽部」や「北口御師団」等のまちづくり団体と協働で企画し、文化財に指定されていない御師住宅などの歴史的な建築物等の見学受け入れをとおして、埋もれた文化財の再発見とその価値を高めていく。	

●表 5・2-2 参加型文化財保存活用まちづくり体制整備プロジェクト(2)

事業(取り組み)メニュー	取り組み主体	取り組み内容	備考
回遊ネットワークづくり	市 関係団体 地区住民 交通事業者	○コースづくり ・目的や時間などを考慮した多様なコース設定 ○サイン整備 ・計画的なサインの設置 ・住民参加と協働による維持管理 ○コース(道路)整備 ・道路の整備、充実、安全確保 ・歩道の設置 ○回遊性を高める仕組みづくり ・自転車利用の促進 ・公共交通の活用・休憩スポット整備 ・見学施設共有パスポートの発行	REBIRTH！富士講プロジェクト (山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会主催)
交通量規制等の社会実験	市 関係団体 地区住民 交通管理者	歩行者の円滑な移動を促進するために、交通規制などについて社会実験を行い、状況を把握する。	



●図 5・5 リーディングプロジェクトを通じた回遊性を高める仕組みづくり

(3) リーディングプロジェクトを推進していく上での課題

リーディングプロジェクトを推進していく上での課題の整理は、次の通りです。

1) 景観条例において景観形成重点地区に位置づける

2016（平成28）年3月に策定された「富士吉田市景観計画」では、本リーディングプロジェクト対象地区は景観形成重点地区（「御師の街並み沿道ゾーン」）に位置づけられています。しかしながら現状では候補地であり、景観条例において、明確な区域と内容を位置づけることが必要です。

2) 国道139号拡幅に伴う沿道建物についてのガイドラインの設定と補助体制の確立

国道139号電線地中化事業に伴い、沿道の建物の建替えが必要となった場合、景観形成重点地区にふさわしい美しい街並み景観を形成するために、建物の外構についてのルールを定めた景観形成ガイドラインの作成が必要となります。また、ルールの作成と並行して、景観形成を担保する補助制度等の策定も求められます。

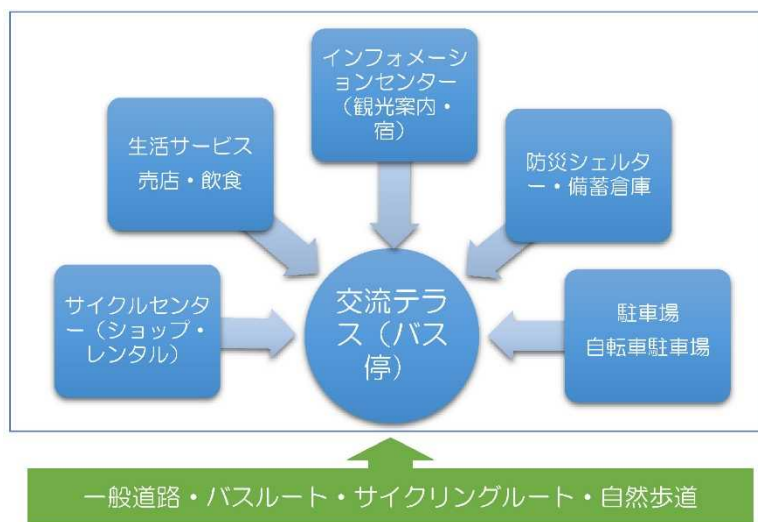
3) 御師町の存続

御師住宅では、担い手不足により建替えや除却が目立ち始めています。国の重要文化財である「旧外川家住宅」や「小佐野家住宅」以外の文化財としての指定・登録を受けていない住宅では、法的な制限や公的な財政支援がないため、建替えや除却・更地化が進んでいます。こうした未指定等の歴史的建造物の存続を図るための補助制度や維持管理体制の構築が急務です。

4) 他の計画との連携

本地区においては、国道139号及び国道138号とも、電線の地中化や拡幅事業が計画されています。これらの道路事業との調整を図りながら、事業を推進していくことが必要です。

また、「平成29年度富士北麓地域づくり整備計画基礎調査（平成30年3月）」では、1市2村の小さな拠点として「防災交流テラス」の導入が提案されています。本市においても富士山駅近くに配置が計画されており、中曽根交差点の市有地の活用と合わせて検討していくことが必要です。



・防災交流テラスの機能

5・3 制度と事業の連携

リーディングプロジェクトを実行していくための制度には、「文化的景観保護推進事業」や「伝統建造物群保存地区」、「歴史まちづくり法」等が想定されますが、ここでは、本地域の整備を進めていく上で最も効果的と考えられる「歴史まちづくり法」について詳述します。

(1) 歴史まちづくり法

1) 歴史まちづくり法とは（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史的価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれの地域固有の風情や、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」はこのような市街地の良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、2008(平成20)年11月4日に施行されました。

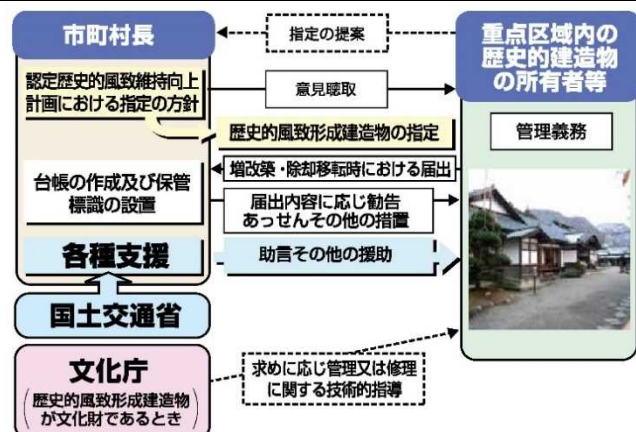
2) 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取り組みを支援するものであり、計画の認定都市数は現在68都市となっています。2011(平成23)年度から進捗管理・評価制度を導入し、認定計画の進捗状況や成果の発現状況の自己評価を行うこととしています。進捗管理・評価は、前年度までに認定を受けた都市を対象に実施し、その結果を順次公表しています。歴史的風致維持向上計画では次の事項を定める必要があります。

- 方針
- 重点区域の位置及び区域
重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」または「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と「その周辺の土地の区域」のことをいう。
- 文化財の保存または活用に関する事項
- 歴史的風致維持向上施設の整備または管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 計画期間 等

■歴史的風致形成建造物（法第12条～21条）

市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定できます。指定を受けた物件の整備や修理等には公的な財政支援を受けることが可能です。

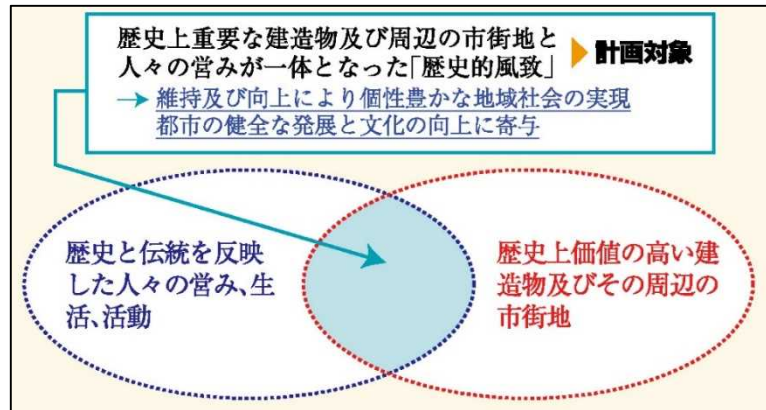


●図5.6 歴史的風致形成建造物（資料：歴史まちづくり法パンフレット）

■歴史的風致

歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されており、ハードとしての建造物等と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

そのため、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や、歴史的風致を損ねる恐れのある屋外広告物や工作物等への規制や歴史的風致修景の手法等によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的とします。



●図 5・7 「歴史的風致の概念図」 資料：歴史まちづくり法パンフレット（国土交通省）

(2) 歴史的風致維持向上計画の認定に基づく事業

歴史的風致維持向上計画の認定を受けると次の事業支援が受けられます。

街なみ環境整備事業	
◆重点区域または街づくり協定等が結ばれた地区において、協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援します。	
◆歴史的風致形成建造物については、復原、買収等についても支援します。（ただし、10年以上の一般公開を行うことが条件。交付率は、直接1/2、間接1/3）	
都市公園等事業	
◆古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものが対象となります。	
◆公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上支援法人に対しても支援します。	
都市再生整備計画事業	
◆認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合には、交付率の上限を現行の40%から45%に拡充します。	
◆古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。	
都市再生区画整理事業	
◆認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。	
◆あわせて、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を支援します。	
都市・地域交通戦略推進事業	
◆重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。	
地域用水環境整備事業	
◆歴史的風致維持向上計画に位置付けられた農業水利施設等の土地改良施設を整備の対象とすることができます。	

第6章 保存活用推進体制と今後の課題



6・1 体制の現状と体制整備の基本方針

本市の歴史文化遺産は多種多様であり、その総合的な保存活用を推進していくためには、市民一人ひとりが、文化財の大切さに気づき、様々な主体が参加できるような仕組みを構築していく必要があります。これまでは、本市における文化財の保存活用は、主に行政が中心に行ってきました。指定文化財の保存修理の補助、公共が所有する文化財の保存活用等、今後も行政主導に基づき実施していくべき取り組みは多々ありますが、市民参加型の体制と仕組みを構築していくことがより効果的と考えられます。

ここでは、文化財の保存活用の体制について、現状と課題を整理し、保存活用を推進していくための効果的な市民参加型の保存活用体制づくりについて検討を行います。

(1) 体制の現状

本市における文化財の保存活用の体制に関する現状を整理すると次のとおりです。

●保存活用体制の現状

1) 市の保存活用体制の中心は、ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）	
本市の文化財保存活用体制は、富士吉田市教育委員会が中心となり、指定・登録文化財を対象として、国の補助制度を活用しながら、調査・研究、修復・修理、環境整備等を進めてきています。	
2) 文化財に関連する団体は、それぞれ独自に活動を行っている	
本市には、御山倶楽部、富士山北口御師団、すその路郷土研究会、富士山文化舎等様々な文化財関連の団体はあるものの、それぞれの団体は独自に活動を行っており、情報の共有化や相互に連携した活動は行われていません。	
3) 各団体は独自の専門性や特徴を活かし保存や活用についての取り組みを行っている	
それぞれの団体は、同様の取り組みを行っているわけではなく、それぞれが独自の専門性・特徴を活かした保存活用に関わる取り組みを行っています。	
4) 文化財の多くは未指定・未登録、個人所有の文化財である	
文化財の中には個人所有のものも多く、所有者の意向や相続の際に喪失してしまう可能性があります。未指定・未登録、個人所有の文化財の保存活用への取り組み、援助・支援が十分に行われていないのが現状です。	

(2) 体制整備の課題

保存活用推進体制の現状を踏まえて、体制整備に向けての課題を整理します。

●保存活用体制整備に向けての課題

1) 行政、学識者等の専門家、市民等の相互連携の必要性
本計画に基づき、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、行政、専門家、市民等文化財の保存活用に関連する人々が、達成目標、取り組み、現状における課題等について認識し、情報を共有して、相互に連携し活動できる仕組みづくりを行う必要があります。 さらに、そのような活動を展開していくにあたり、活動の中心となる組織や活動拠点施設等の整備も求められます。 ・行政、専門家、市民等が連携し活動できる組織の構築 ・活動の拠点となる施設整備
2) 保存活用の取り組みへの効果的な支援が可能な仕組みづくり
未指定、未登録の文化財の保存活用を推進するためには、行政、専門家と市民の役割分担により、市民が積極的に調査・研究や活用等の取り組みに参加できるよう、その活動への補助や支援を可能とするための仕組みづくりが求められます。 ・市民参加の活動への補助や支援を可能とするための仕組みづくり
3) 文化財関連部局とまちづくり・景観関連部局との連携体制の確立
本計画に基づき歴史文化遺産をまちづくりに活かしていくためには、文化財部局単独では実現しません。庁内における関係部局の中でも特にまちづくり・景観関連部局との密な情報交換が求められます。新たな体制や制度の構築により、定期的な情報交換の場の整備が求められます。 ・人材の確保 ・庁内連絡調整会議の立ち上げ
4) 市民活動団体等の特性を活かした取り組みの充実
市民参加による歴史文化遺産の保存活用を推進していくためには、保存活用に関わるそれぞれの組織が、組織の持つ専門性、独自性、特徴等に基づき担うべき役割を明確にする必要があります。その上で、各組織の持つ取り組みを推進していくことが効果的です。 ・文化財に係る調査、研究、助言、指導、活用等の役割分担の明確化
5) 文化財のデータベース化による情報の発信
本市におけるすべての文化財の基礎情報として、また文化財の保存管理に効果的に役立つシステムとなる「文化財データベース」のシステム及び運用方法等の構築を図り、文化財に関するデータを一元化するとともに、広く情報を発信していく必要があります。 ・データベースのシステム（掲載情報等）の検討 ・データベースの運用方法の検討 ・データベース作成の進め方の検討 ・情報発信システムの検討

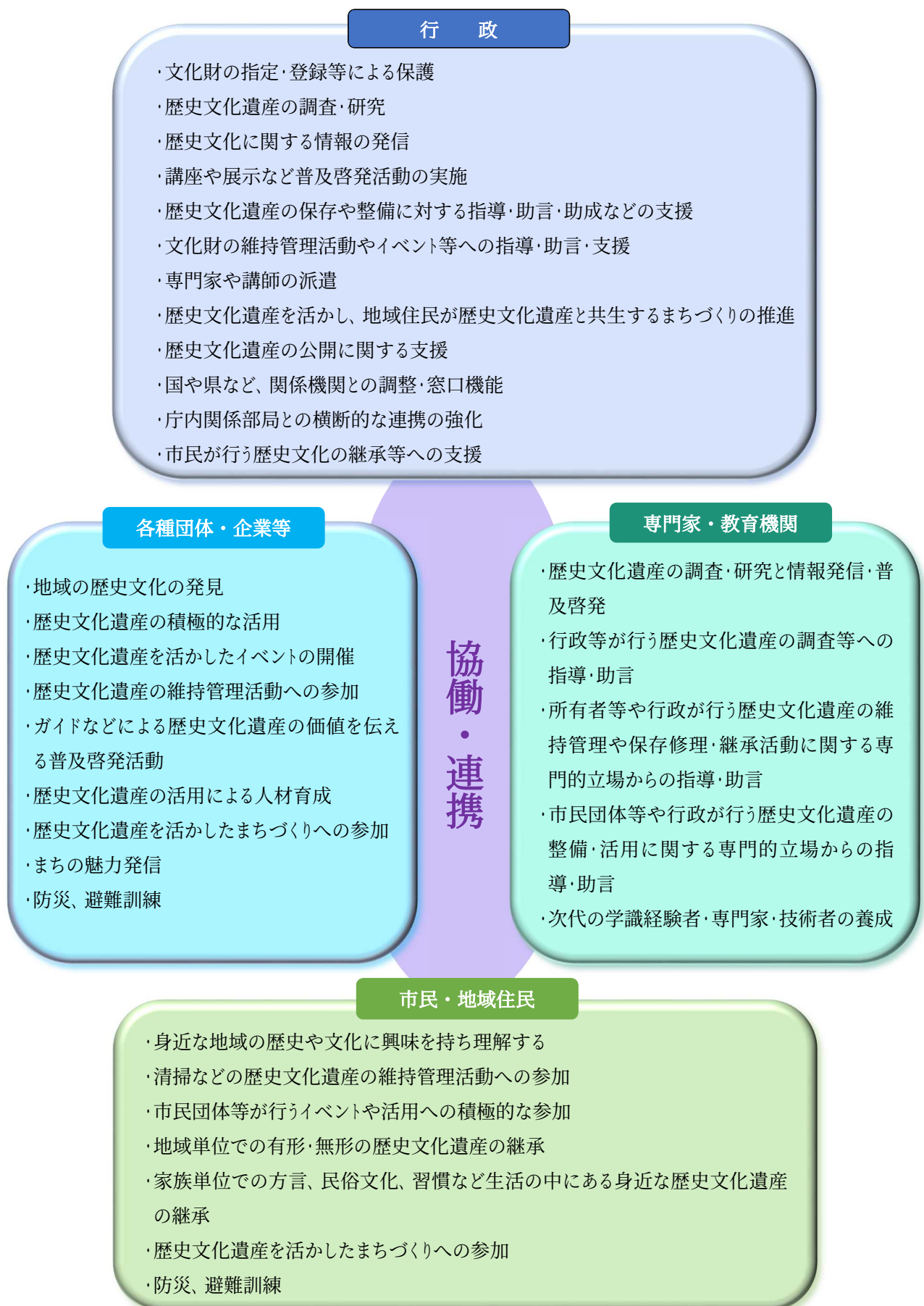
(3) 各体制が担う役割

本計画の推進にあたっては、各主体が次に示す役割を認識して取り組むとともに、文化財の所有者や各文化財保護団体、教育機関、観光やまちづくり、商工に関する各種団体、民間企業、行政が、それぞれの役割を果たしながら、連携して文化財を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

ここでは、文化財の保存活用を推進していくために各主体に期待される役割を整理し、今後、市民が主体となった文化財の保存活用の体制の確立を目指します。

●各体制それぞれが担う役割

1) 行政の役割 ・関連する部局と連携し、文化財の魅力向上と歴史文化を核とした計画的なまちづくり・地域づくりを推進することで、本市の歴史文化の価値や魅力の維持向上を図るとともに、観光や産業の振興へと展開します。 ・各主体の取り組みを後押しするための文化財の保存活用に関する各種の制度や事業等の仕組みを整えます。 ・市民一人ひとりが主役となった文化財の保存活用が円滑に進むようコーディネーターとしての役割を担い、市民が文化財の保存活用活動に参加しやすい環境を整備します。 ・各種の取り組みで得られた成果・情報等の周知に努め、本市の特徴・魅力を広く市内外に発信します。
2) 市民・地域住民の役割 ・市民一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産の維持・管理に取り組める環境づくりを進めます。 ・地域の身近な歴史文化に興味関心を持ち、それぞれの地域の歴史文化に対する理解を深めることで、その特徴・魅力を再認識し、先人たちによって培われてきた地域の文化の継承、文化財の保存活用などの活動に、積極的・主体的に参加することが期待されます。
3) 各種活動団体・企業の役割 ・地域の活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学び、活用していくとともに、情報発信や団体間の交流等に取り組み、活動の充実に努めることが期待されます。 ・地域の文化の担い手の一員であることを認識し、それぞれの立場と専門性を活かしながら、文化財を保存活用していくための知恵とアイデアを出し合い、歴史文化的遺産を活かした地域の活性化を実現していく役割が期待されます。
4) 専門家・教育機関の役割 ・専門家等の有識者は、その専門知識を活かし、文化財の調査・研究を行うとともに、保存活用の際に、文化財の有する価値が損なわれないよう指導・助言を行う役割が期待されます。さらに、歴史文化を活かしたまちづくりを適切な方向へと導く役割が期待されます。 ・教育機関においては、地域社会と協働し、身近にある歴史文化に親しみ触れる機会を創出する役割が期待されます。



●図6・1 歴史文化に係る各主体の役割と連携イメージ

(4) 体制整備の方針

保存活用の体制整備の現状と課題及び体制それぞれの役割を踏まえ、体制整備の方針を次のとおりに設定します。

●体制整備の方針

1) 歴史文化遺産の管理・活用に関する庁内体制の整備と強化
本市の文化財の管理は現状では、富士吉田市歴史民俗博物館が中心となっており、今後もこの体制は基本的に継続されます。 歴史文化の総合的な保存活用を進めていくためには、この体制以外に文化財・文化遺産に関する保存・活用についての市民の相談、歴史文化遺産に関わる市民活動、各団体間の交流・連携などを促進・支援する業務が必要になります。さらに、庁内各部局と連携を進め文化財の総合的な活用の推進や観光部局とのマネージメント、イベントの開催など、新たな事業展開に向けた窓口も必要になります。 これらの新たな活動に対応していくために、文化財担当セクションに歴史文化遺産の管理・活用に関する窓口新設等を検討します。また、市内の博物館施設や資料館等文化財公開施設の担当者会議を定期的に行い、歴史文化保存活用の拠点施設の連携を図ります。 ・歴史文化遺産の管理・活用に関する体制及び人材の充実 ・定期的な担当者会議の開催による歴史文化保存活用拠点施設間の連携強化
2) 庁内会議の場の設置
本市の歴史文化の総合的な活用に向けて、「富士吉田市文化財保存活用地域計画」策定時に立ち上げた「策定委員会」を継続し、情報の共有化を行います。特に次年度の予定される「歴史的風致維持向上計画」の策定に向けては、都市計画関連部局、景観関連部局等との密接な連携が必要になるため、共同で計画を行うための体制づくりを行っていきます。 ・庁内の関係部局等で歴史文化の保存に係る協議の場の設置 ・定期的な意見交換、情報交換の実施
3) 保存・活用活動の担い手の育成と新たな制度の創設
広く市民に本市の歴史・文化の価値を伝えていくためには、本市の歴史文化を市民自らが学び、知る環境を整えることと、地域や学校等において語り伝えることのできる「核」となる人材の育成・支援が求められます。そのためには、本計画で設定したテーマや関連文化財群を活用し、専門家や研究機関及び企業等の指導・協力のもと、本市の歴史文化を総合的に理解するための教材とプログラムの立案が必要となります。そして、教材による講座を開設し、その内容をマスターした市民を「(仮称) 富士吉田市市民文化財マイスター」や「(仮称) 市民学芸員」として認定していく制度の創設を検討します。 また、民俗芸能や伝統技術を保護し後継者を育成していくためには、民俗芸能の担い手や伝統技術保持者の方々と、行政の支援の在り方等について検討・協議していく懇談会等の場の設置が必要となります。 ・「(仮称) 市民文化財マイスター制度」、「(仮称) 市民学芸員制度」の創設と養成 ・「(仮称) 民俗芸能及び伝統技術育成懇談会」の設置

4) 保存や活用の活動を促進する環境や仕組みづくり

歴史文化の保存活用活動の推進にあたっては、地域住民や文化財の保護・活用に理解をもつ市民の存在は不可欠であり、今後その役割は一層重要なものとなってきます。本計画をより実効性のあるものとするため、歴史文化に関する情報の継続的な発信などによる市民意識の醸成とともに、地域・市民などが参加しやすい仕組みづくりを行います。

また、これまで個々に活動していた文化財関連団体が横断的に情報を交換し、効果的な文化財の保護活動ができるよう、定期的に会合を持つことができる組織の設立と活動拠点を整備します。

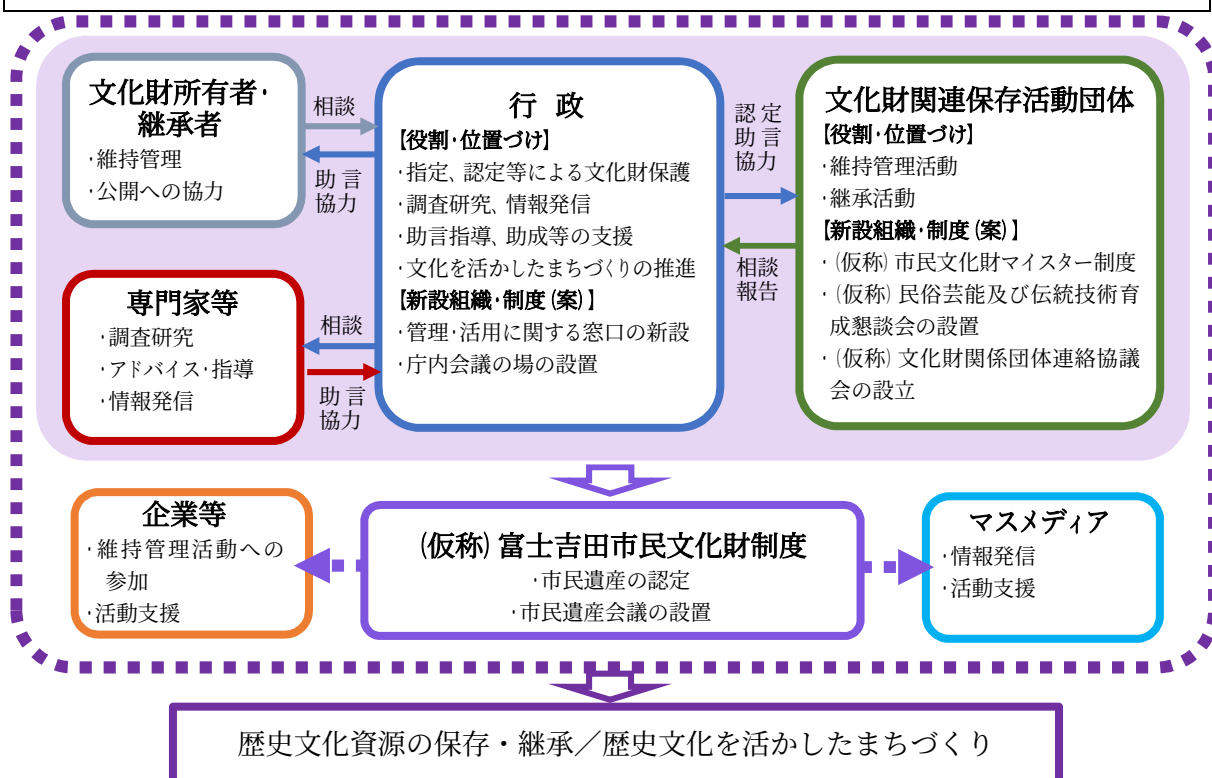
さらに、未指定・未登録の文化財の保存活用を推進するために、国・県等が定めている各種の補助・支援制度の積極的活用とそうした補助・支援制度を受け入れることのできる仕組みとして、新たな組織づくりを検討します。

以上の仕組みづくりや活動拠点整備を具体的にするためには、文化財を対象とする現行指定制度等や補助制度等の柔軟かつ適正な運用方法について検討を進めるとともに、従来の枠に収まらない制度の創設が必要になります。新たな制度として「(仮称) 富士吉田市市民文化財制度」の創設を検討します。

- ・(仮称) 文化財関係団体連絡協議会の設立
- ・(仮称) 富士吉田市市民文化財制度の創設

【制度の考え方】

市民文化財制度は、歴史文化遺産のうち指定・未指定に関わらず、市民共有の財産として引き継ぐべきものなどを市民共有の財産として価値づけし、認定することや、保存活用に取り組む団体活動を支援することを目的に設立を目指します。認定に当たっては市民の代表者による「(仮称) 市民文化財会議」の設置を検討します。



●図 6.2 保存活用に係る体制整備と各組織の連携イメージ

（５）歴史文化遺産の防災体制

本市では、「富士吉田市地域防災計画」（富士吉田市防災会議 2015（平成27）年7月改定）を策定しています。文化財については、保護の対象、文化財保護対策、文化財防災施設について述べられているのみであり、本計画で扱った歴史文化遺産全体について、方針をまとめているわけではありません。

今後の方策として、指定文化財等については個別の防災対策を検討するとともに、歴史文化遺産全般については「地域に根差した歴史文化」などを地域で共有するなどし、地域住民全員の目による予防活動と、緊急時における防災・減災体制について、地域と連携したしくみづくりを進めていく必要があります。

本市における歴史文化遺産の被災については、地震、水損、火災に加え富士山噴火の可能性が高いと考えられます。

本市における歴史文化遺産に係る防災体制は、「富士吉田市地域防災計画」を基本とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つの視点から取り組みを推進し、防災体制の強化を図ります。

1）災害予防

- ・地震に対する備えとしては、歴史文化遺産の保存等施設の耐震化もしくは耐震施設への移転のほか、歴史的建造物の事前診断などを行う必要があります。
- ・指定文化財については、災害による被害を最小限に食い止めるよう、自動火災報知機や消火器具などの消防設備の設置をそれぞれの実情に沿って検討し、定期点検の指導を行っていくことが必要です。
- ・文書等の史料のデジタル化を継続して進めるなど、文化遺産の記録保存に努める必要があります。
- ・歴史文化遺産を対象とした防災訓練を継続的に実施し、所有者、管理者等の防災意識の強化を図るとともに、消防機関への迅速な通報や防災設備の適切な使用、観光客の避難誘導などの避難誘導技能の習得に努める必要があります。
- ・富士山噴火に対しては、降灰による建造物に対する影響等に対応しておく必要があります。

2）災害応急対策

- ・被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に把握できるよう、本計画を活用し、災害時における歴史文化遺産のチェックリストを作成する必要があります。
- ・各分野の専門家との連携体制を整えておくことで、非常時においても可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない方法で応急対策を講じていく必要があります。

3）災害復旧

- ・歴史文化遺産の復元の指針となる情報や地域住民の記憶を事前に記録化し、災害復興・復旧に資する必要があります。
- ・災害を踏まえ、防災・減災の技術や知識についての情報を整理し、次の世代へ受け継いでいく必要があります。

6・2 今後の課題

本計画では、本市の文化財の保存活用と体制整備の方針について方向性を示してきました。今後は、本計画で示したそれぞれの方針に基づき、保存活用の取り組みの実現化が期待されます。

本計画が本市の文化財保護と文化財を活かしたまちづくりに係るマスタープランとして効果的に機能していくために、今後取り組むべき方向性を今後の課題として整理します。

(1) 今後の課題

1) 文化財に関する調査の継続的な実施と新たな文化財の発掘

本計画の策定にあたっては、本市の歴史文化遺産について、指定・未指定文化財、産業や祭り等の民俗文化財等様々な分野から調査を実施してきました。しかしながら、現在も調査継続中のものや、地域ごとの食文化や古くから地域に伝えられている伝説など、十分に調査が実施されていない分野もあります。また、調査が上吉田地域に集中しているなど地域に偏りがあり、他の地域での新たな調査も求められます。

今後は、新たな分野をも視野に入れ、歴史文化遺産の継続的な調査を実施し、本市の歴史文化を象徴する新たな文化財の掘り起こしが求められます。

2) 富士山世界文化遺産及び近隣市町村との連携

本計画で抽出・設定した関連文化財群を構成する文化財は、基本的に富士吉田市域に分布している文化財を対象としています。しかしながら、世界文化遺産を構成する資産がそうであるように、関連文化財群のテーマやストーリーから見ると、構成する文化財が必ずしも本市だけに分布しているものとは限りません。

したがって、今後文化財の調査にあたっては、本市以外の地域も対象として、関連文化財群を構成する新たな文化財の抽出を行い、世界文化遺産等に関連する隣接市町村との連携を図りながら、歴史文化遺産の保存活用を推進していく必要があります。

さらに、歴史文化遺産の保存活用のための相互連携体制の構築に向けて、県及び近隣市町村との協議を行い、組織づくりについて検討を進めていく必要があります。

3) 定期的な計画の見直し

継続的な調査の実施により、本市の新たな歴史文化の特徴や新資料の発見など新たな文化財が発掘された場合は、それらの歴史文化遺産を関連文化財群として新たに位置づけ、保存活用に係る方針等の改定が必要となってきます。

こうして本計画の実効性を高めることは、新たな遺跡の発掘や文化財の新指定、地域の様々な遺産の再認識により、本市の歴史文化遺産の層がさらに充実したものとなります。

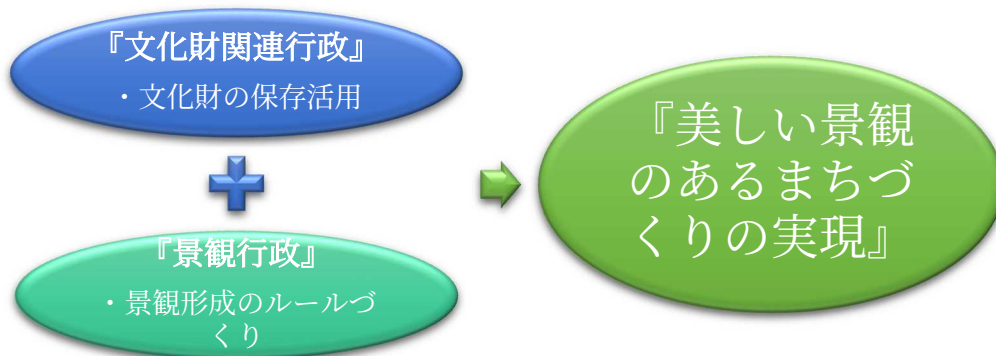
また、本計画は関連部局との連携を図り、地域の活性化や観光などのまちづくりへ活かしていくものであり、本計画の策定後も、調査の進捗や新たな法制度の整備、社会環境の変化等を踏まえながら、一定の期間が経過した段階で、内容・指針について見直しや再確認、更新を図っていく必要があります。

4) 景観行政との連携

本市は霊峰富士山を仰ぎ、それに連なる杓子山や新倉山等の山並み景観と、山並に囲まれた市街地が広がる街並み景観が調和した美しい景観で構成されています。

歴史文化遺産は、地域の景観の「核」を構成する重要な要素となっており、その保存及び活用に向けた景観づくりが重要となります。

本市には「富士吉田市景観条例」がすでに制定されており、本計画の策定を契機として、今後歴史文化遺産の保存活用と景観に関する計画や諸施策との連携を一層強化し、行政と地域が一体となった景観形成に資する取り組みを進めていく必要があります。



●図6・3 景観行政との連携の考え方

5) 「歴史まちづくり法」へ

本計画では、本市の歴史文化遺産の保存活用についての基本的な考え方、方針について示してきました。本計画で示された歴史文化遺産の保存活用の具現化に向けては、今後保存管理のための計画策定など、具体的な取り組みが必要となってきます。

そのためには、まちづくりや地域づくりにかかわる様々な施策との連携が重要となってきます。とくに、「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」は歴史的風致を維持するだけでなく、歴史的建造物の復原や修理を進めることで、積極的にその良好な環境を向上させることを目的とした計画であり、文化財の保存と活用とまちづくりの相乗効果を期待することができます。

したがって、本計画策定後、保存活用の具現化に向け、「歴史的風致維持向上計画」を策定し、この計画に基づく事業推進を図っていくことが求められます。

(2) 今後必要な取り組みと事業推進プログラム

1) 今後求められる取り組み

本計画及び課題を踏まえ、今後求められる取り組みを整理します。これらの取り組みを進めていくためには、市民や関連部局、周辺自治体との連携を図りながら、短期（5年程度）から中長期（5年程度～）にわたり継続的な事業の取り組みが求められます。

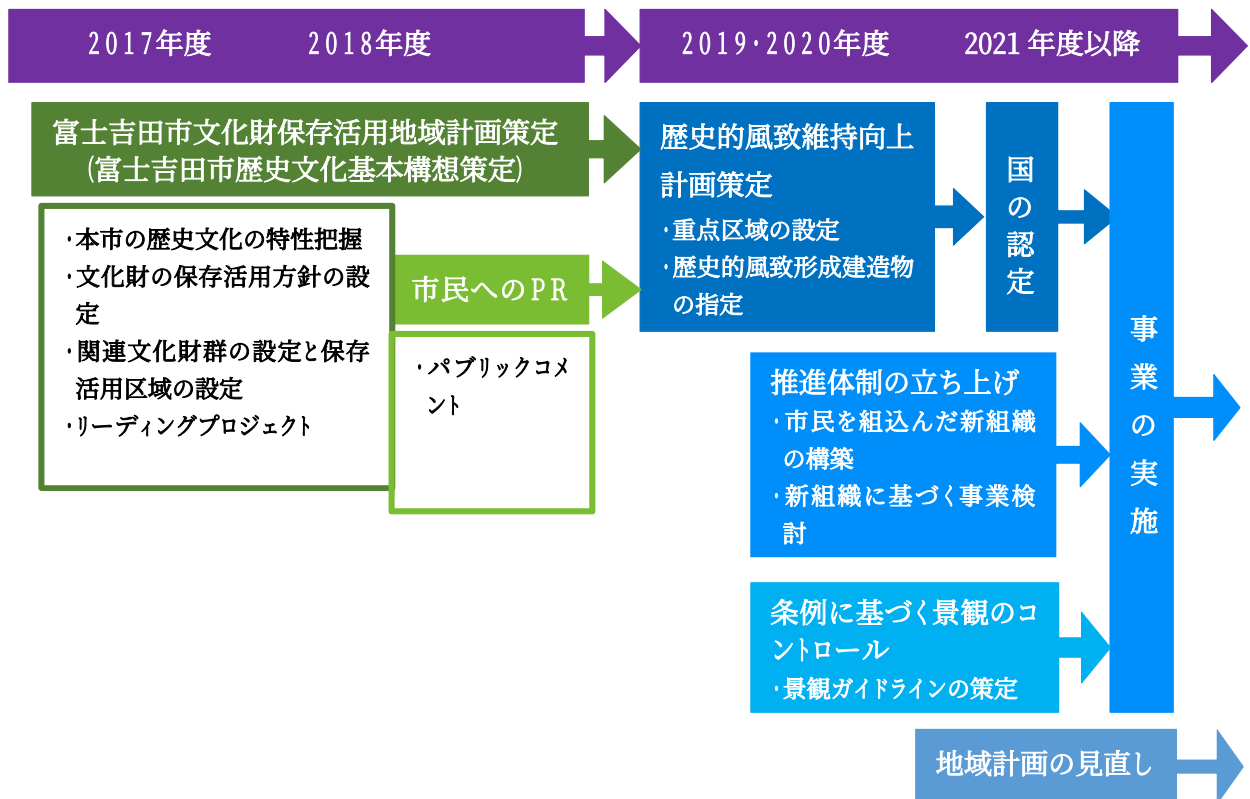
●表 6.1 今後求められる取り組み

方 針	求められる取り組み	
	短期 (5年程度)	中長期 (5年程度～)
文化財の把握の方針	未指定文化財の調査の実施・指定・保存	
	継続的な調査・情報収集の実施/地域の文化財の掘り起こしの継続実施	
	文化財の一元管理体制 (データベース化)	
	指定以外の文化財の保護に関する支援制度の創設	
文化財の保存の方針	(個別) 文化財保存活用計画の策定	
	文化財周辺の景観整備の重点実施	
	関連文化財群として一体的な保存と活用の推進	
	歴史文化まちづくり団体の登録・支援制度の創設	
	地域・地区レベルの防災計画づくり	
文化財活用の方針	文化財の公開／一般公開・関連見学会の開催	
	文化財教育の充実 (学校教育・生涯学習との連携)	
	情報発信の強化とシステムの構築	
	まちづくり、地場産業と一体となった文化財の利活用	
	歴史文化を活かしたまちづくりに関する庁内組織の設置	
文化財の保存と活用を推進しまちづくりに活用していくための方針	歴史的風致維持向上計画の策定	
	リーディングプロジェクトの推進	
	回遊性向上のためのサイン・交通システムづくり	
	近隣自治体等との広域連携の構築	
	企業などと連携した保存・活用に関する財源の導入検討	

2) 事業推進プログラム（案）

今後、歴史文化を活かしたまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくために必要な事業推進プログラム（案）を次に示します。

- ① 基本として、歴史文化遺産についての市の取り組みを市民に示し、理解を得ることが重要です。本計画の策定を踏まえ、歴史文化遺産の保存活用方針について、周知、啓発、意見の徴収等を目的にパブリックコメントを実施します。
- ② 本計画で提案したリーディングプロジェクトを実現していくために、2019（平成31）年度より約2か年をかけて「歴史的風致維持向上計画」を策定し国の認定を受けます。
さらに、実施体制組織を構築し、庁内及び民間団体との連携を強化します。
同時に景観条例や他のまちづくり条例との調整を行い、住民の合意の形成を図ります。
- ③ 地域住民の合意の形成、国及や県事業及び用地交渉等の進捗状況に合わせ、事業に着手していきます。



●図6・4 事業推進プログラム（案）